

特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅 保存活用計画

2017年（平成29年）3月

福山市教育委員会

(表紙裏)

ごあいさつ

ふるさとを愛して、生涯を通して備後地域にとどまり、教育・学問・文芸で全国に大きな影響を与えた菅茶山は、江戸時代の18世紀末に宿場町・神辺に生まれました。

19才から6度に及ぶ京都遊学の後、「学種」(学問の種・学問を学ぼうとする若者たち)を育て、それぞれの地域に根付かせ、後世に続く人材を育てるために私塾・黄葉夕陽村舎、後の廉塾を開きます。

「誰もが平等に教育を受ける機会に恵まれるべきである。」という茶山の教育観は、現在にも通じる教えと言えます。藩や身分の枠を超えて学問を学ぶ機会を提供した結果、廉塾には全国から多くの塾生が集まるようになりました。

また、「当代一の漢詩人」と評され、塾の生活や神辺を中心とした農村に題材を求めた「黄葉夕陽村舎詩」は当時のベストセラーになりました。

茶山の漢詩を現代語訳し、詩のイメージを絵に描いて表現する「茶山ポエム絵画展」はその文芸を今に伝えていると言えます。

廉塾ならびに菅茶山旧宅は、塾舎や関係施設及び茶山旧宅が当時のままの姿で残る全国唯一の教育施設であり、1953年(昭和28年)に特別史跡に指定されました。

今後とも、この特別史跡の保存と活用について、御指導・御協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、保存活用計画の策定に御尽力いただきました委員の皆様をはじめ、文化庁、広島県教育委員会、菅家ならびに関係する皆様に心からお礼を申し上げます。

2017年(平成29年)3月31日

福山市教育委員会

教育長 三好 雅章

例 言

1. 本書は、広島県福山市神辺町大字川北字七日市北側に所在する特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存活用計画である。
2. 保存活用計画策定事業は、福山市教育委員会が国庫補助を受けて、2015 年度(平成 27 年度)から 2016(平成 28 年度)にかけて実施した。
3. 事業実施にあたり、「特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画策定委員会」を設置し、事務局を福山市教育委員会管理部文化財課に置いた。
4. 保存活用計画策定に際しては、文化庁文化財部記念物課、広島県教育委員会管理部文化財課の指導・助言を受けた。
5. 本事業は、活用計画策定を株式会社地域計画工房、地形測量を株式会社都市総合設計事務所に委託して実施した。
6. 保存活用計画で使用した建物・工作物については、基本的には廉塾ならびに菅茶山旧宅が史跡指定された 1936 年(昭和 9 年)当時の名称を使用した。
7. 本文の年号は、明治 5 年 12 月 2 日以前を「和暦(西暦)」, それ以降を「西暦(和暦)」で表記した。
8. 本書編集は、福山市教育委員会が行った。
9. 本書で使用した各種データ等は、福山市教育委員会に保管している。

～目 次～

あいさつ

例言

第1章 序論	1
1 計画策定の沿革	1
2 計画策定の目的	1
3 他の計画との関係	2
（1）計画の位置づけ	2
（2）上位計画・関連計画	2
4 廉塾ならびに菅茶山旧宅の位置と計画策定区域	6
（1）廉塾ならびに菅茶山旧宅の位置	6
（2）計画策定区域	7
5 委員会の設置・経緯	8
（1）委員会の設置	8
（2）計画策定の経緯	10
6 計画の実施	11
第2章 特別史跡を取り巻く環境	12
1 福山市の概況	12
2 自然環境	13
（1）気象	13
（2）地形・地質	14
（3）水系・海域	14
（4）植生・みどり	16
3 社会環境	17
（1）交通条件	17
（2）人口・世帯	18
（3）産業	19
（4）入込観光客等の動向と博物館の状況	21
（5）コミュニティと地域活動	24
（6）特別史跡周辺の土地利用	26
（7）特別史跡周辺の法規制	26
4 歴史環境	27
（1）神辺平野の歴史と遺跡の概要	27
（2）近世神辺宿の歴史	31
（3）神辺町の歴史	33
（4）近世神辺の文化活動	36
（5）福山市の指定・登録文化財	39
（6）特別史跡周辺の文化財と町並み（近世山陽道）	41

第3章 特別史跡の概要	49
1 指定に至る経緯	49
(1) 史跡指定に至る経緯	49
(2) 特別史跡指定に至る経緯	51
(3) 広島県史跡菅茶山の墓の指定に至る経緯（関連事項）	51
2 指定の状況	54
(1) 指定告示	54
(2) 指定説明文とその範囲	55
(3) 指定に至る調査成果	56
(4) 指定地の状況	60
3 特別史跡の現状	68
(1) 建物・工作物の配置と概況	68
(2) 指定地及びその周辺の地形	70
(3) 特別史跡の土地・建物の時代的特色及び修理の履歴	71
(4) 建物の破損状況	90
(5) 地下遺構の現状	93
(6) 植生の過去と現状	93
(7) 景観の現状	97
(8) 史資料の現状	99
 第4章 特別史跡の本質的価値	 101
1 特別史跡の本質的価値	101
(1) 菅家と廉塾の文化活動	101
(2) 菅茶山の業績と塾施設の関係	106
(3) 本質的価値	112
2 新たな価値評価の視点	113
3 構成要素の特定	114
 第5章 特別史跡の現状と課題	 117
1 保存（保存管理）	117
2 活用	118
3 整備	118
4 運営・体制の整備	119
 第6章 大綱・基本方針	 120
1 特別史跡の保存・活用の基本理念	120
2 特別史跡の保存・活用の基本方針	121

第7章 保存（保存管理）	122
1 方向性	122
（1）ゾーン及び地区区分	122
（2）指定地における文化財の保存の方向性	124
（3）特別史跡の周辺における文化財の保存や景観の保全・形成の方向性	125
2 方法	126
（1）現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準	126
（2）特別史跡の周辺における文化財の保存や景観の保全・形成の指針	129
（3）追加指定	129
（4）土地・建物の管理団体指定・公有化	130
（5）調査・研究の継続的な実施	130
（6）維持管理・点検の持続的な実施	130
第8章 活用	131
1 方向性	131
2 方法	131
第9章 整備	133
1 方向性	133
2 方法	133
第10章 運営・体制の整備	136
1 方向性	136
2 方法	136
第11章 施策の実施計画の策定・実施	137
1 施策の実施計画の策定	137
2 施策・事業の実施への対応	139
第12章 経過観察	140
1 方向性	140
2 方法	140
（1）施策・事業の実施の状況の確認	141
（2）実施した施策・事業の妥当性・効果の確認	143
（3）保存・活用の基本理念への寄与と課題の把握	145

第1章 序論

1 計画策定の沿革

廉塾ならびに菅茶山旧宅は、菅茶山が18世紀後半に創始した私塾に始まる。当初は金栗園^{きんぞくえん}、現在の場所に移ってからは黄葉夕陽村舎^{こうようせきやうそんしゃ}又は閭塾^{りょじゅく}と呼ばれた。後に福山藩の郷校となると塾舎は廉塾、正式には神辺学問所と呼ばれ、多くの塾生を輩出した。塾主を務めた茶山の旧宅とともに、茶山が実践した教育、学問、文芸のあり方を今日に伝える遺跡である。

当時の塾舎・塾関係施設や茶山旧宅が現存することから、1934（昭和9）年に史跡（国指定、以下同様）、1953（昭和28）年に特別史跡の指定を受けており、当時の教育環境を現在に伝える全国唯一の遺跡であることから、多くの見学者が訪れている。

ところが、遺跡は開塾から220年以上経過していることから、国庫補助事業や所有者負担（国庫補助事業に採択されない小修理）で修理事業を繰り返してきたが、各建物とも雨漏り・壁の剥落・建物の歪み等が著しく、早急に全体の復旧・整備を行うことが必要な時期にきている。

このため、「特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画」を策定し、適切に保存・管理・整備・活用するための共通方針を明確にする必要がある。

2 計画策定の目的

特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅を適切に保存・管理・整備・活用し次世代へ確実に継承すること、それを実現するための指針を示すことがこの保存活用計画策定の第一義の目的である。

廉塾ならびに菅茶山旧宅は、塾舎・付属施設と塾の経営に晩年まで苦慮した茶山の旧宅が当時の姿を今に伝える特別史跡である。

このため、この特別史跡の持つ本質的価値と構成要素を明確化し、適切に保存・活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準等を定めるとともに、将来あるべき姿も提示する中で保存活用計画を策定した。

具体的な内容は、以下のとおりである。

- ア．特別史跡の基本情報（概要、来歴、指定経緯、土地利用、所有状況）を提示する。
- イ．特別史跡の本質的価値を明確にする。
- ウ．保存・活用の基本方針を定める。
- エ．保存・活用の方法を定める。
- オ．現状変更の許可に関する取扱基準を定める。
- カ．整備・公開に関する将来像を提示する。
- キ．運営方法及び体制整備の方向性を定める。

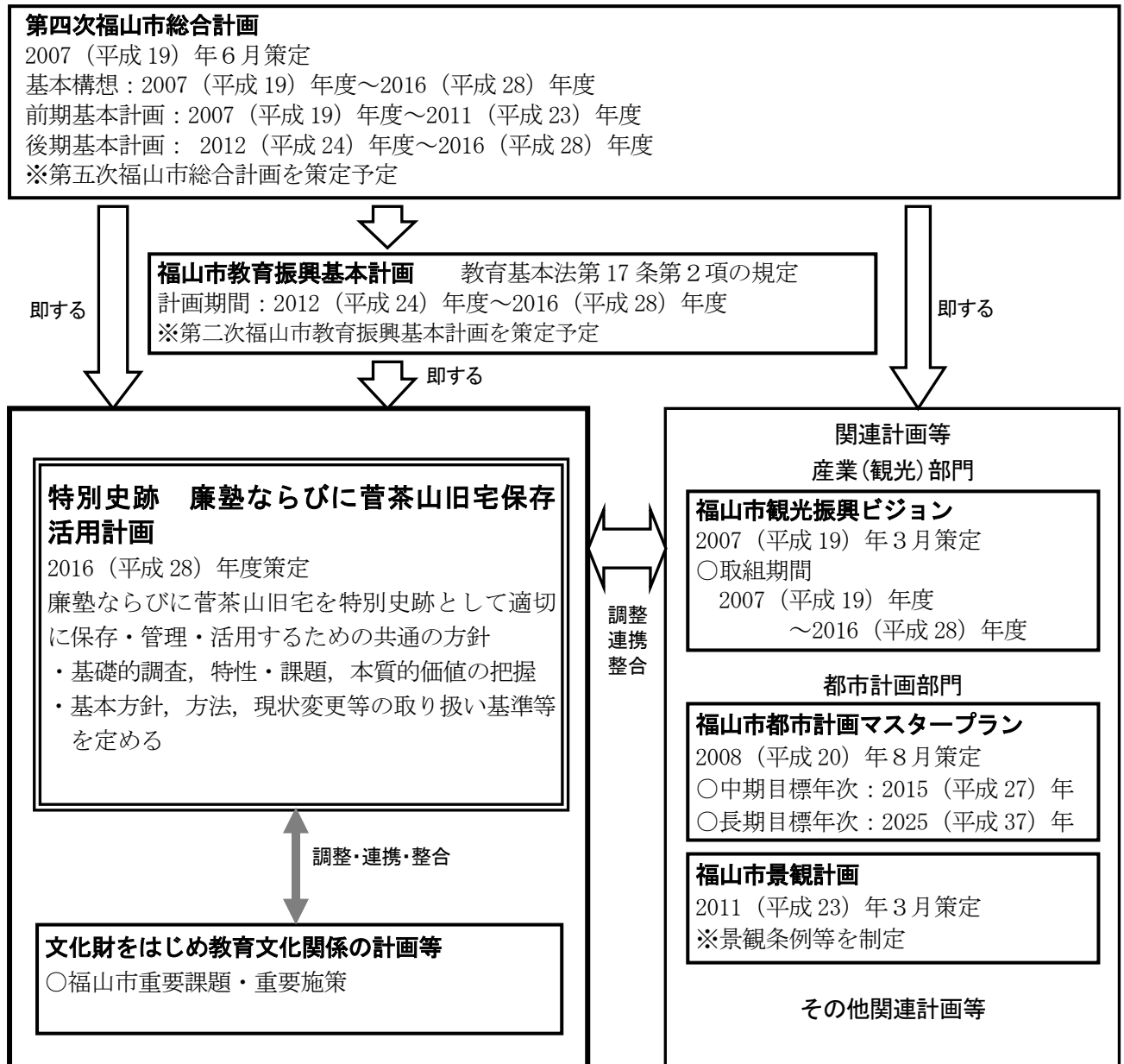
なお、廉塾ならびに菅茶山旧宅は江戸時代の宿駅として栄えた神辺宿の一角にあり、近世山陽道に面している。

このため、廉塾と菅茶山が福山藩のみならず、当時の宿場町の中で果たした役割と教育者・福山藩儒及び「当世随一の詩人」と言われた漢詩人としての側面も明らかにしていく。また、県史跡に指定されている「菅茶山の墓」の管理・追加指定についても本計画の中に盛り込んでいく。

3 他の計画との関係

(1) 計画の位置づけ

本計画は、福山市の最上位計画である第四次福山市総合計画（基本構想、前期及び後期基本計画）、及び教育部門の最上位計画である福山市教育振興基本計画に即するとともに、関連計画との調整、整合、連携を図りながら策定した。



(2) 上位計画・関連計画

上位計画・関連計画について、文化財関係を中心に概要を整理する。このうち、土地利用や建造物の形態・意匠などの面で、特別史跡に直接的に関係する福山市都市計画マスタープランと福山市景観計画については、その要点を整理する。

なお、第四次福山市総合計画、福山市教育振興基本計画及び福山市観光振興ビジョンについては、計画期間が 2016 年度（平成 28 年度）であり、次期計画の策定においては、本計画の内容の反映に努める。

ア 第四次福山市総合計画

第四次福山市総合計画は2007（平成19）年6月に策定しており、大きくは基本構想と基本計画（前期・後期）で構成している。

この中で文化財関係の具体的な取組は、施策別計画「多様に学び、文化をはぐくむまち（教育・文化）」において明記している。

施策別計画「多様に学び、文化をはぐくむまち（教育・文化）」
個性あふれる地域文化の継承と創造～文化財の保護と活用～
＜施策＞

- 歴史文化の調査と資料収集
- 文化財の保存・管理と活用

イ 福山市教育振興基本計画

福山市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく計画であり、2012（平成24）年5月に策定している。

文化財に関しては、基本目標の文化「個性あふれる地域文化の継承と創造」の中の基本施策「文化財の保護と活用」において、第四次福山市総合計画に即して2つの主要施策を明記している。

基本目標：文化「個性あふれる地域文化の継承と創造」

基本施策：文化財の保護と活用

○主要施策 ①歴史文化の調査と資料収集

本市の発展の礎である郷土の歴史文化の価値を顕彰できるよう、埋蔵文化財や民俗文化財など各種文化財の調査、歴史資料の調査収集を行うとともに、重要なものについては文化財指定や登録に努めます。

○主要施策 ②文化財の保存・管理と活用

市民が郷土の歴史、伝統文化等の価値を正しく理解し、誇りに感じるとともに、本市の貴重な財産を後世に引き継げるよう、文化財の保存管理に取り組みます。福山城や鞆の浦歴史民俗資料館等の施設においては、指定管理者制度も導入しながら、展示等を通してその活用に努めます。また、情報の提供や学習機会の充実を図り、文化財保護意識の高揚にも努めます。

ウ 福山市観光振興ビジョン

福山市観光振興ビジョンは2007（平成19）年3月に策定しており、基本理念（観光における将来の都市イメージ）を「ばらと潮風、歴史のかおる 観光交流のまち 福山」としている。

この基本理念のもとに、「磨き高める、伝え広げる、にぎわい集う、もてなし癒す、創り造る」の5つの基本方針を設定し、主な施策・事業を位置づけており、廉塾ならびに菅茶山旧宅や歴史文化に関わる主な施策・事業の幾つかを取り上げる。

- 福山ブランドの確立：観光資源伝承化事業「物語化」の推進
- 観光魅力の創造：魅力ある景観づくり
- 効果的な情報発信：観光情報・発信媒体の整備・充実、情報多言語化の推進
- 観光誘致の促進：広域観光の推進、観光誘客促進体制の整備
- 地域情報の収集・発信：地域情報のデータベース化と発信、ふるさと情報の発信
- 市民あげてのホスピタリティの醸成：人材育成の推進、もてなしの心の醸成と実践
- 受入環境の整備促進：観光関連施設の整備・充実、観光案内機能の整備・充実 など

エ 福山市都市計画マスタープラン

福山市都市計画マスタープランは、2008年（平成20年）8月策定しており、目標年次は次のようになっている。

○中期目標年次：2015（平成27）年

○長期目標年次：2025（平成37）年

また、福山市都市計画マスタープランは、大きくは全体構想、地域別構想、今後の都市づくりの推進で構成している。

全体構想では、基本理念として「拠点性と求心力を備えた活力ある都市づくり」、「安心・安全で快適に暮らせる都市づくり」を掲げ、都市づくりの基本目標や将来の都市構造などを明らかにしている。

地域別構想では、市域を6つの地域に分け、それぞれにおいてまちづくりの方針などを明らかにしており、このうち特別史跡を含む地域が北東地域である。

<全体構想>

基本理念

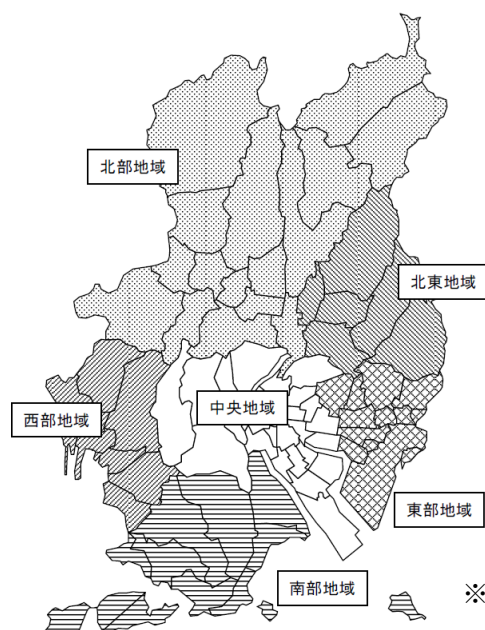
- 拠点性と求心力を備えた活力ある都市づくり
- 安心・安全で快適に暮らせる都市づくり

都市づくりの基本目標

- ・安心・安全で快適に暮らせる生活空間の確立
- ・市民生活と産業活動を支える都市基盤の確立
- ・拠点性と求心力のある中心市街地の確立
- ・機能的で秩序ある集約型都市構造の実現
- ・自然や歴史・文化と調和した良好な空間の形成
- ・地域環境に配慮した循環型社会の形成

将来の都市構造

- ・様々な都市機能がコンパクトに集積した集約型の都市構造の形成
- ・段階的な都市拠点の形成：地区拠点、地域拠点、都心地区



<地域別構想（北東地域）>

北東地域 ※特別史跡を含む地域

<位置づけ>

恵まれた自然環境や農地を有しているほか、中世から神辺城の城下町、山陽道の宿場町としての長い歴史と、菅茶山や葛原しげるを輩出するなど、歴史と文化の薫りが残る地域

また、繊維関連産業の発達に加え、電子・電気関連企業が集積する産業基盤を有しており、近年は都市基盤整備の進展に伴い、日常生活サービス機能の充実が進んでいる地域

<テーマ>

豊かな自然と歴史や文化に囲まれ、職・住が近接した環境の中で、住みやすさを実感できる地域づくり

<まちづくりの方針>

※特別史跡関連部分の抜粋

■施設整備の方針

○市街地にある狭あい道路については、歩行者の安全確保や緊急車両等の円滑な通行に配慮し、計画的な道路の整備を進めます。

■地域環境の保全・整備の方針

○市街地周辺に残る良好な樹林地や優良な農地については、その保全に努めます。

■都市景観形成の方針

○神辺本陣や廉塾、菅茶山旧宅のある周辺においては、落ち着きと歴史的情緒のある景観の形成を図ります。

オ 福山市景観計画

福山市景観計画は、都市計画マスタープランとの適合を図り、2011（平成 23）年 3 月に策定しており、福山市の景観の特性を整理したうえで、景観計画の区域と方針、景観づくりに向けた取組を明らかにしている。

景観計画の区域と方針では、都市計画マスタープラン同様、6 つの地域を設定し、このうち特別史跡を含む北東地域においては、次のような方針を設定している。

景観計画の区域と方針（北東地域）

※北東地域：特別史跡を含む地域

<景観の特性と課題> ※特別史跡関連部分の抜粋

- 観音山、権現山などの山並み、市街地を囲むように広がる丘陵地などが、地域の背景となるみどりを形成しており、豊かな自然が感じられます。
- 高屋川や箱田川など地域を流れる河川やその支流では、周辺のため池や農地などと一体となり潤いが感じられます。
- 神辺本陣や廉塾・菅茶山旧宅などの周辺では、人々の暮らしと調和した歴史的な雰囲気と落ち着きが感じられます。また、西国街道（旧山陽道）や古代山陽道などの旧街道沿いには、備後国分寺をはじめ、歴史・文化的な資源が数多く残されており、旧街道の面影を今に伝えています。

<具体的な景観づくりの方針> ※特別史跡関連部分の抜粋

■多様な自然を身近に感じられる景観づくり～「みどり」・「水」を守る～

- 観音山、権現山、黄葉山などの山並みや山腹、丘陵地などは、市街地や集落地の背景となるみどりとして保全し、豊かな自然を感じられる景観をめざします。
- 高屋川、堂々川などの河川空間やため池の周辺では、水辺の自然地や水性動植物の保全・保護、親水機能の向上・創出などにより、潤いのある水辺の景観をめざします。

■貴重な歴史・文化を次世代に引き継ぐ景観づくり～「心に残る眺め」を大切にする～

- 神辺本陣や廉塾・菅茶山旧宅周辺などの古い建築物やまち並みをはじめ、歴史・文化的な資源が集積する地区では、その積極的な保全・活用により、地域のシンボルとして誇りや愛着が持てる特徴的な景観をめざします。

<北東地域で共有する景観づくりの方針>

- 廉塾・菅茶山旧宅や神辺本陣、備後国分寺など、古い街道筋に残る歴史・文化的資源を活かした趣のある景観をめざします。
- 高屋川をはじめとする水辺や農地などを保全・活用し、豊かな自然が感じられる景観をめざします。

4 廉塾ならびに菅茶山旧宅の位置と計画策定区域

(1) 廉塾ならびに菅茶山旧宅の位置

廉塾ならびに菅茶山旧宅は、福山市の中東部、神辺町の川北地区に位置し、敷地の南には近世山陽道が通り、北側には芦田川水系の一级河川高屋川が流れている。また、JR福塩線神辺駅から北東へ約1kmの距離にある。

この一帯は近世山陽道神辺宿の名残をみせる町並みが形成されており、その中で廉塾ならびに菅茶山旧宅は、歴史的景観をより特徴づけている。

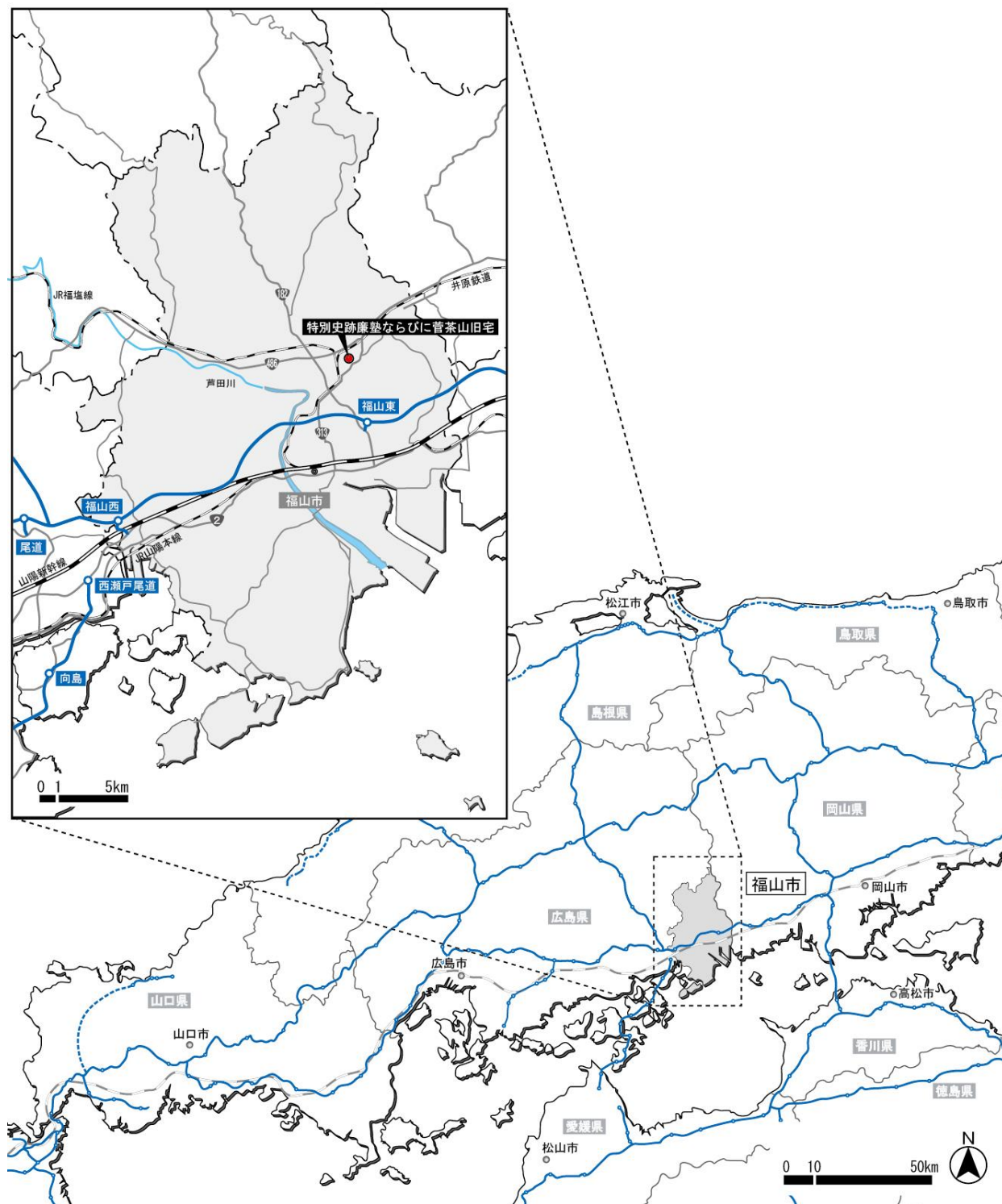


図 1-1 特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅の位置

(2) 計画策定区域

本計画の計画策定区域は、特別史跡の指定地とする。

また、本計画の策定においては、神辺宿の名残を残す近世山陽道の町並みやその周辺、及び指定地内から見渡せる借景、山並み等を計画関連区域とし、必要な調査を実施する。

さらに、福山市全体で文化財や文化施設等の立地状況などを把握し、活用などを検討する基礎資料とする。

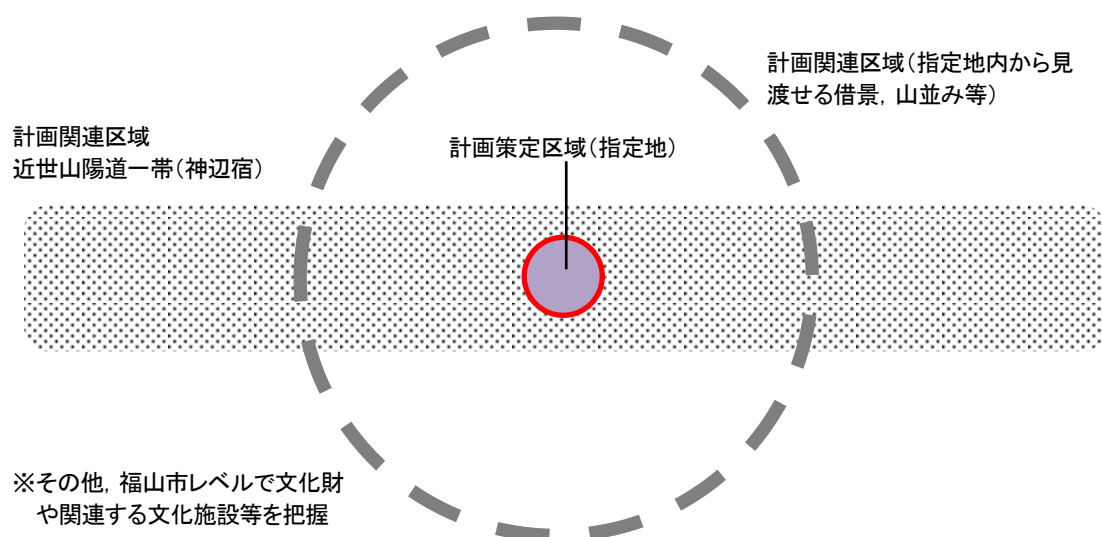


図 1-2 計画策定区域と計画関連区域等

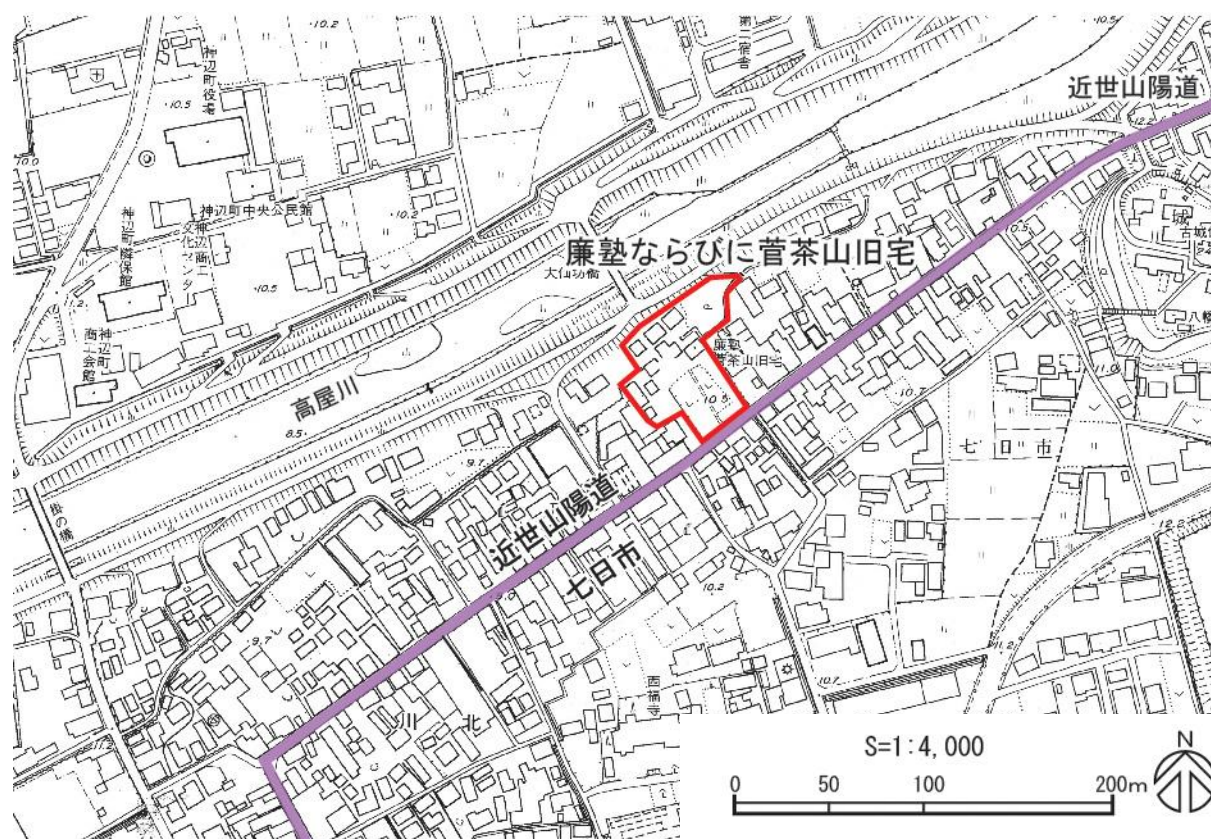


図 1-3 特別史跡の指定地（計画策定区域）と近世山陽道

5 委員会の設置・経緯

(1) 委員会の設置

適正な保存活用計画の策定にあたっては歴史学、建築学、造園学、考古学の分野の学識経験者、及び所有者、地元代表からなる「特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画策定委員会」(以下「本委員会」という。)を設置し、オブザーバーとして文化庁、広島県教育委員会職員の出席をいただき、その指導・助言を受けながら策定した。

〈委員〉

(敬称略)

名 前	役職等
かまだ てるお 鎌田 輝男 (委員長)	福山大学名誉教授 福山市文化財保護審議会副会長
うの けんじ 鵜野 謙二 (副委員長)	菅茶山遺芳顕彰会会長
うちだ かずのぶ 内田 和伸	独立行政法人奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長 元文化庁文化財部記念物課整備部門文化財調査官
えづら つぐと 江面 嗣人	岡山理科大学工学部建築学科教授 元文化庁伝統的建造物部門主任調査官
おかの まさし 岡野 将士	広島県立歴史博物館主任学芸員
さとう あきつぐ 佐藤 昭嗣	元岡山商科大学経営学部教授 福山市文化財保護審議会会長
すが とも ゆき 菅 知之	「特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅」所有者

【選任期間】 2015 年(平成 27 年)7 月 1 日から 2017 年(平成 29 年)3 月 31 日

〈オブザーバー〉

佐藤正知 文化庁文化財部記念物課史跡部門主任文化財調査官

中村光則 広島県教育委員会管理部文化財課文化財保護主事(2015 年度(平成 27 年度))

西村直城 広島県教育委員会管理部文化財課課長補佐兼埋蔵文化財係長(2016 年度(平成 28 年度))

〈事務局〉

三好 雅章 福山市教育委員会教育長

小畑 和正 福山市教育委員会文化スポーツ振興部長(2015 年度(平成 27 年度))

佐藤 元彦 福山市教育委員会管理部長(2016 年度(平成 28 年度))

畑 信次 福山市教育委員会管理部文化財課長

檀上 浩二 福山市教育委員会管理部文化財課課長補佐兼次長

福島 政文 福山市教育委員会管理部文化財課調整員

野村 友規 福山市教育委員会管理部文化財課主事

平林 工 福山市教育委員会管理部文化財課主事(担当)

小野 多恵 福山市教育委員会管理部文化財課嘱託

〈コンサルタント〉

山下 和也 株式会社 地域計画工房

特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画策定委員設置要綱

(設置)

第1条 特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存活用について意見を求めるため、特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画策定委員（以下「委員」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員は、特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存活用計画の策定に関し、意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 委員は、7人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が選任する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 地元関係者

(3) その他教育長が必要と認める者

3 教育長は、必要と認めるときは、オブザーバー若干名を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任した日から保存活用計画の策定が終了した日までとする。

(会議)

第5条 委員の情報共有及び意見交換の場として、会議を設ける。

2 会議は、教育長が招集する。

3 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員長等)

第6条 会議に委員長及び副委員長各1人を置き、教育長が指名する。

2 委員長は、会議の進行を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、出席報酬とし、その額については、予算の範囲内で別に定める。

(事務局)

第8条 会議の庶務は、教育委員会管理部文化財課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）5月20日から施行する。

(2) 計画策定の経緯

本委員会は、2015 年度（平成 27 年度）2 回、2016 年度（平成 28 年度）2 回開催した。
本委員会の経過は、次のとおりである。

【第 1 回委員会】

日 時：2015（平成 27）年 9 月 24 日（木）
場 所：神辺公民館 研修室
内 容：保存活用計画の基本的構成（目次）について
「第 1 章 序論」について
現地調査



会議風景



現地調査風景

【第 2 回委員会】

日 時：2016（平成 28）年 1 月 27 日（水）
場 所：広島県立歴史博物館 研修室
内 容：第 1 章 序論の報告
第 2 章 特別史跡を取り巻く環境の検討
第 3 章 特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅の概要の検討



会議風景

【第3回委員会】

日 時：2016（平成28）年10月6日（水）

場 所：福山市役所12階 121 会議室

内 容：「第1章 序論～第3章 特別史跡の概要」の修正・追加（※目次の一部修正）
「第4章 特別史跡の本質的価値」～「第9章 整備」



会議風景

【第4回委員会】

日 時：2017（平成29）年2月1日（水）

場 所：広島県立歴史博物館 研修室

内 容：「第1章 序論～第9章 整備」の追加・修正
「第10章 運営・体制の整備」～「第12章 経過観察」



会議風景

6 計画の実施

本計画は、2017年度（平成29年度）から実施することとする。

計画の実施に関わる今後の展開については、「第11章 施策の実施計画の策定」で示しているが、基本的な手順は、「保存活用計画の策定⇒整備基本計画の策定⇒発掘調査⇒実施設計⇒復旧・整備事業」を予定しているとともに、こうした流れと調整しながら、適切かつ持続的に保存・活用を図ることとする。

第2章 特別史跡を取り巻く環境

1 福山市の概況

福山市は、瀬戸内海沿岸のほぼ中央にあたる広島県南東部に位置する中核市であり、北は神石高原町、西は府中市、尾道市と接し、東は岡山県笠岡市、井原市と接する。

人口は約46万人を擁し、県内では広島市に次ぎ2番目となる。

主要都市との位置関係(距離)をみると、大阪府大阪市まで約240km、山口県山口市まで約240km、広島市まで約100km、岡山市まで約70km、愛媛県松山市まで約120km、香川県高松市まで約110km、島根県松江市まで約220kmとなっている。

市域は、南北45.7km、東西29.5km、面積518.08km²である。

本市の中心部は、三原市北部を源とする芦田川の河口に広がる福山平野に広がり、南部は瀬戸内海に面し、北部は吉備高原西南端部(通称「神石高原」)から形成されている。

本市は、古くから隣接する岡山県の井笠地方とも歴史・文化・経済的に結び付きが強く、独自の文化・経済圏を有する備後地域の中心都市となっている。

経済面では、本市には大手メーカーやオンリーワン企業、ナンバーワン企業などの特色ある企業が多く立地しており、また、伝統的な地場産業も有しており、多種多様な製造業などが集積した地域である。

なお、福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市は、連携して備後圏域全体の経済成長をけん引し、住民が安心して豊かな暮らしを営むことができる連携中枢都市圏の形成のため、2015(平成27)年3月25日、備後圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結式において、本市を連携中核都市として1対1で連携協約を締結した。

2 自然環境

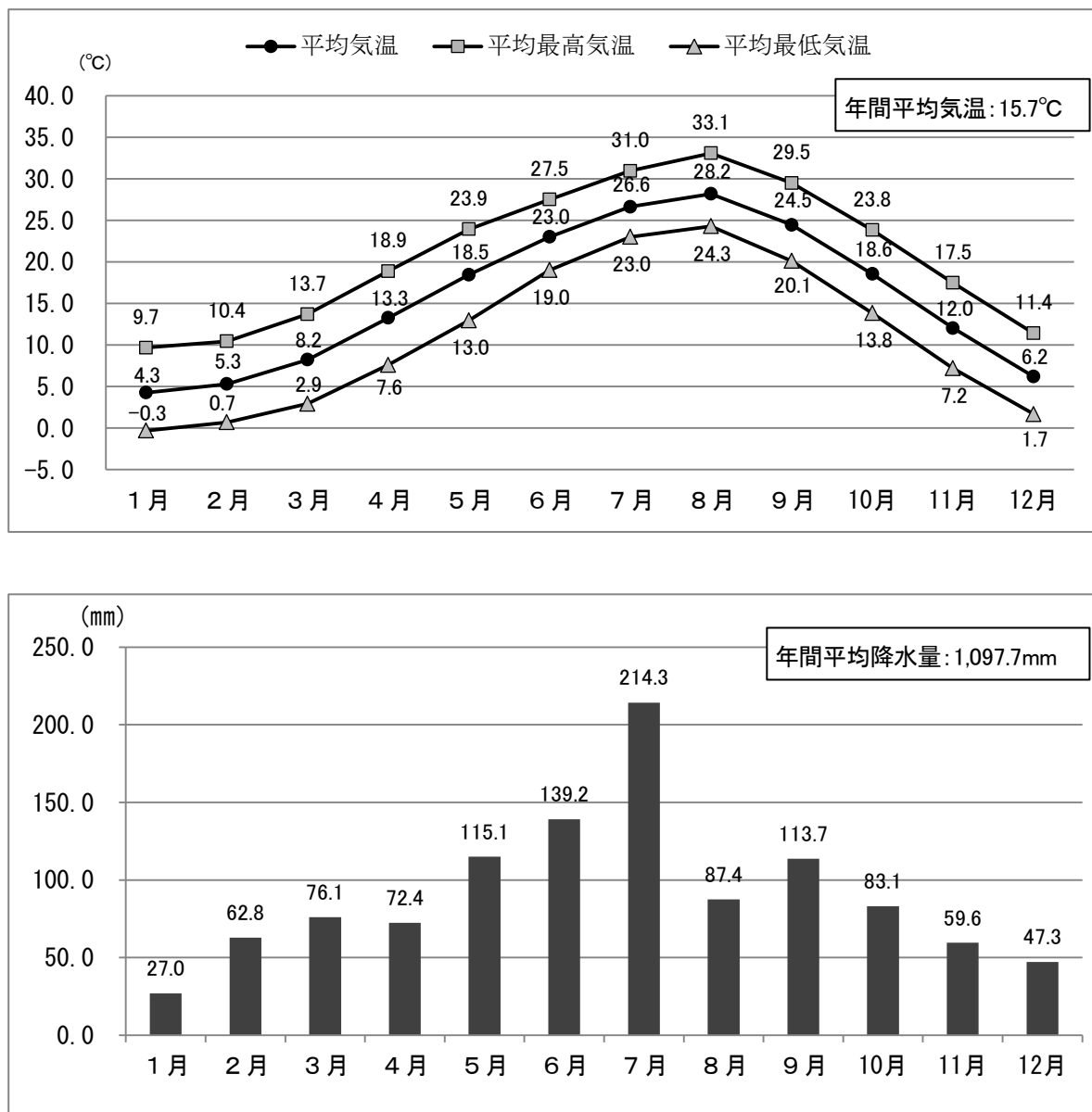
(1) 気象

福山市は典型的な瀬戸内海気候であり、年間を通じて穏やかな晴天が多く、温暖な気候となっている。

また、場所による気温差は大きく、南部での積雪は極めて希であるが、北部では積雪がある。

さらに、本市の平均気温は、日本の他の観測地点と同様、1980年代後半から上昇している。

廉塾ならびに菅茶山旧宅が位置する神辺町は、福山市の中部であるが、福山市の市街地と連続的な平野が広がり、気象も同様の傾向にある。



資料：気象庁HP（福山）

※10年間の平均（2005年～2014年）

図 2-1 福山市の気象

(2) 地形・地質

北部、西部及び南部には400～500m級の山々が連なり、主な山としては、標高611.2mの京ノ上山、545.8mの蛇円山などがある。

その山系を縫って西北から南に貫流する一級河川芦田川及びその水系を中心に堆積された平野が広がり、市街地を形成している。

市域の南部には瀬戸内海が広がり、田島、横島、走島、仙酔島などの景勝地を擁している。

北部には長者ヶ原断層が存在するが、これまでに大規模な地震が発生したことはない。

地質は、粘板岩、砂岩等からなる古生層、花崗岩で形成され、土性は主として砂壤土、砂土である。また、矢川のクリップや上原谷石灰岩巨大礫など5件が広島県天然記念物に指定されている。廉塾ならびに菅茶山旧宅は、芦田川やその支流によって形成された神辺平野に位置する。

(3) 水系・海域

福山市には、芦田川水系の芦田川とその支流、高梁川水系、藤井川水系、本郷川水系及び羽原川水系の河川が流れている。

このうち最大河川である芦田川は、三原市大和町藏宗に源を発し、流路延長 86km、流域面積 860km² で上水道用水、工業用水及び農業用水などに利用されている。

本市の南側には瀬戸内海が広がり、隣接する尾道市等の備後灘と比べると島は限定的であるが、島と海による伸びやかな海域景観を形づくり、景勝地となっている。

廉塾ならびに菅茶山旧宅の周辺については、指定地の北側に近接して一級河川である高屋川が流れている。

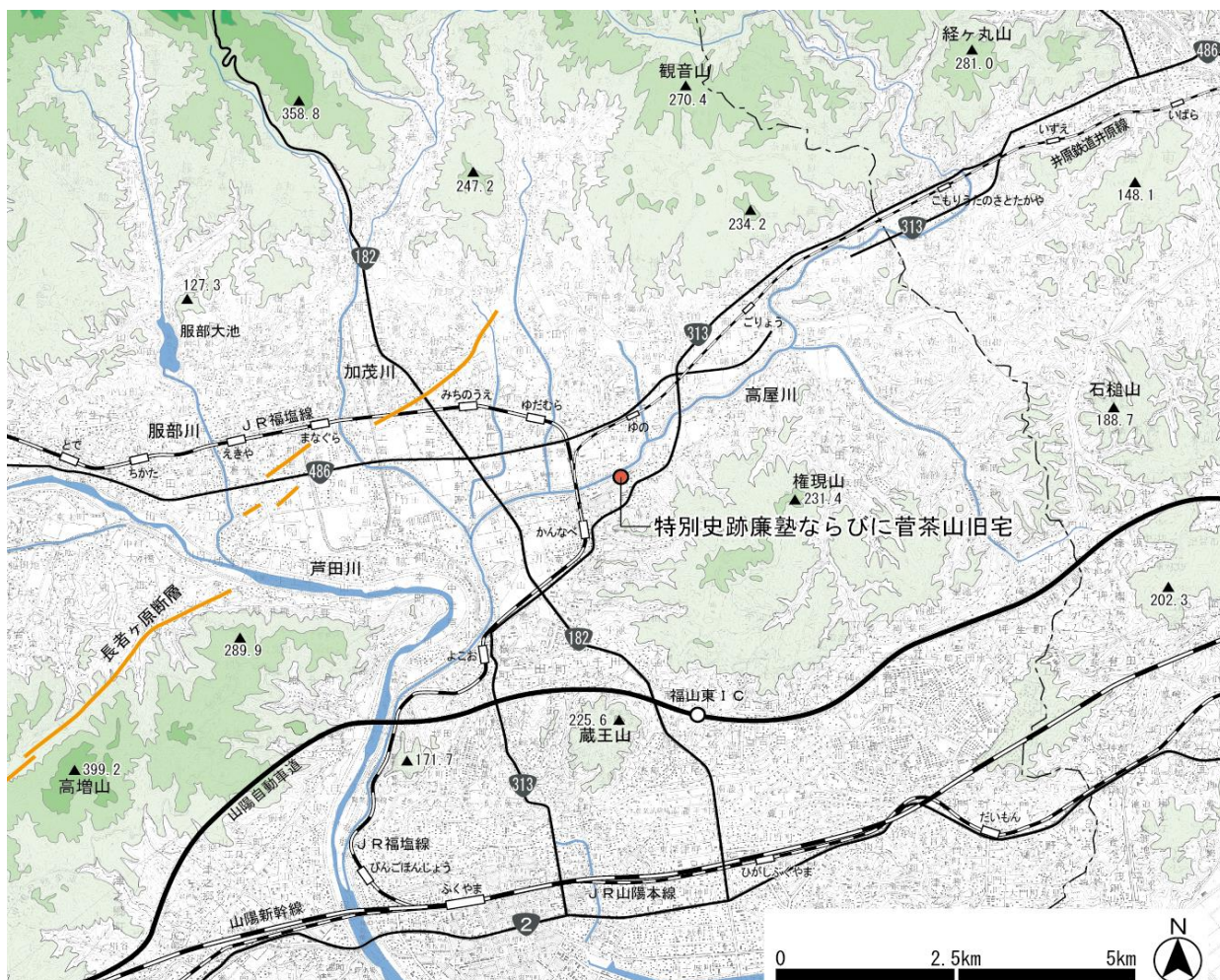


图 2-2 地形条件

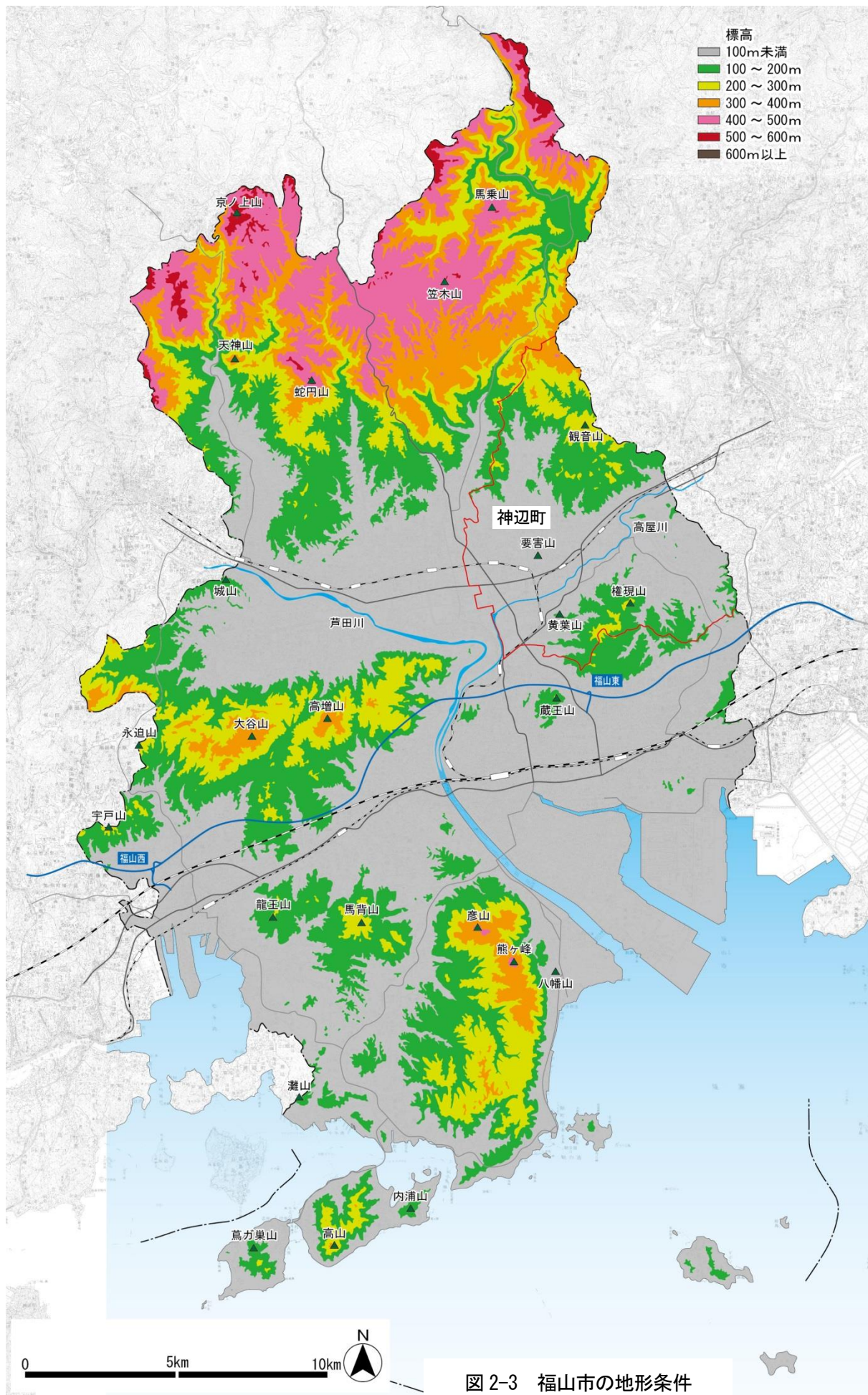


図 2-3 福山市の地形条件

(4) 植生・みどり

福山市の植生をみると、その多くは二次林で占められており、芦田川河川敷に自然度の高い自然草原がみられ、北部にも自然林がみられる。

重要な植生として、アオイカズラ、シロヤマブキ等の貴重な植物が生育する山野峡の峡谷植生、原生林若しくはそれに近い自然林を構成する藤尾峡谷の峡谷植生、千田町のオニバス群落、松永湾の塩生植物群落、当木島・釜戸岬の海岸林が特定植物群落に指定されており、重要な巨樹・巨木林として加茂神社のケヤキなどがある。また、福泉寺のカヤや箕島のラカンマキなどが広島県天然記念物又は福山市天然記念物（植物）となっている。

さらに、本市の樹林地、人工草地、自然草地、農地、水辺地の「緑被」は、市全域で 37,733.37ha (72.8%)、都市計画区域で 20,476.1ha (61.1%)、市街化区域で 1,530.4ha (15.8%) となっており、それぞれ山地や丘陵地の樹林地と田畑等の農地が緑被の大部分を占めている。

市街化区域で最も多い緑被は農地、次いで樹林地となっており、その他の区域では、樹林地が最も多く、次いで農地となっている。

廉塾ならびに菅茶山旧宅の周辺については、北側の高屋川及びそれとの間の堤防（道路）法面に植物がみられる。また、指定地内には、樹木や農地が存在する。

出典：2008 年度（平成 20 年度）
緑の基本計画
※現況調査業務

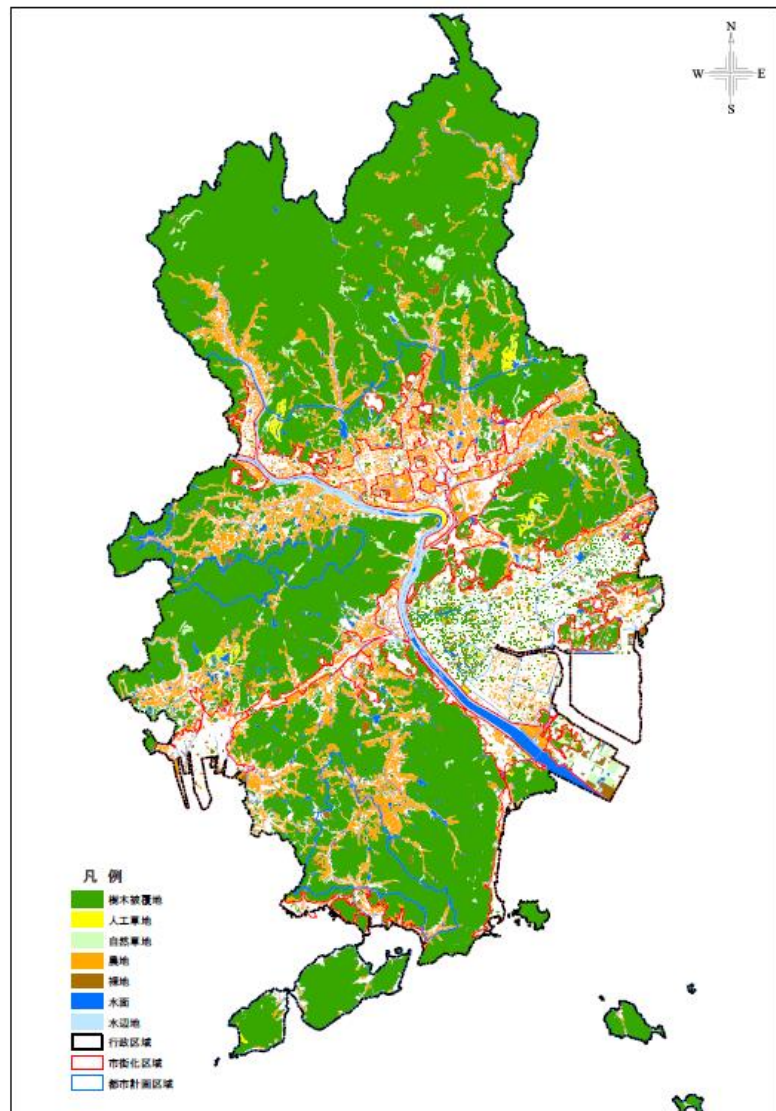


図 2-4 みどりの現況

3 社会環境

(1) 交通条件

福山市の交通条件は、自動車で広島空港へ約 45 分、岡山空港へ約 50 分と両空港の利用ができ、国内や海外の主要都市へアクセスする上で便利な環境にある。

また、高速道路としては、国道 2 号と平行して山陽自動車道が整備されているほか、四国方面へは西瀬戸自動車道（しまなみ海道）が整備されているなど、中国・四国地方の交通結節点として利便性が高い。

2015（平成 27）年 3 月には、山陽と山陰を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線（やまなみ街道）が全線開通し、中国・四国地方の大半が 3 時間圏域に入るなど、交流拠点性が高まっている。

さらに、鉄道網については、臨海部の東西間を結ぶ J R 山陽新幹線、J R 山陽本線があり、福山駅からは芦田川を北上する J R 福塩線、神辺駅からは、岡山県井原市や総社市方面を結ぶ第三セクターの井原線がある。

廉塾ならびに菅茶山旧宅に関しては、近くに J R 福塩線・神辺駅があるほか、井笠バスカンパニー路線のバス停・神辺高校前がある。

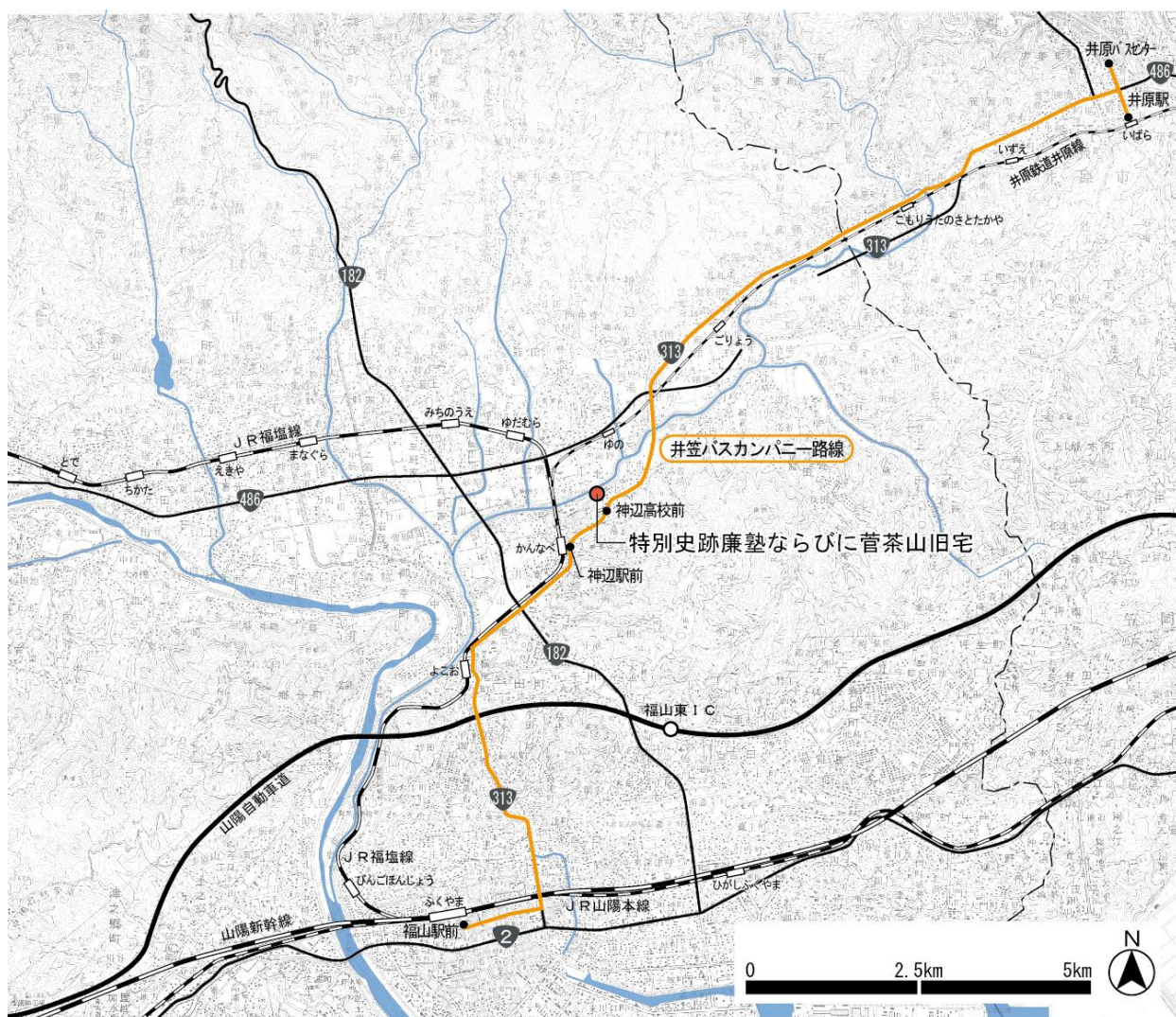


図 2-5 交通条件

(2) 人口・世帯

■人口

福山市の人口は、2015（平成 27）年で 464,811 人と、広島県内では広島市に次ぎ 2 番目であり、中核市となっている。

国勢調査（1970 年以降）から人口の推移をみると、1985（昭和 60）年頃までは比較的顕著に増加（概ね 2～5 万人の増加）していたが、それ以降は微増となっている。

<参考>

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計によると、総人口は、2010（平成 22）年をピークに減少に転じ、2040（平成 52）年には 389,797 人と 40 万人を下回り、2060（平成 72）年には 315,241 人まで減少すると見込まれている。

■世帯数

福山市の総世帯数は、2015（平成 27）年に約 18 万 6 千世帯となっている。

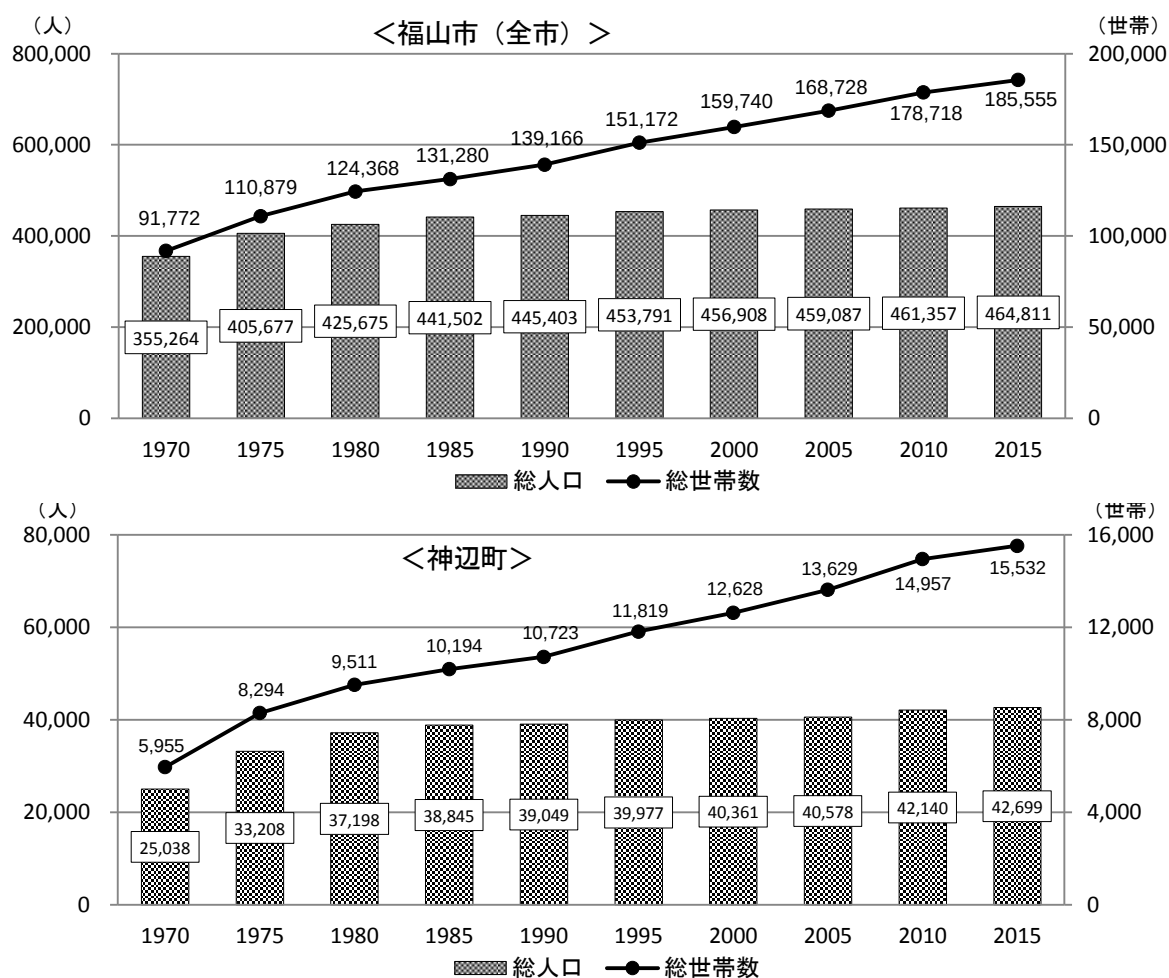
世帯数を 1970（昭和 45）年以降でみると、一貫して増加している。

一方、近年は人口が停滞していることから、1 世帯当たり人員は減少している。

【神辺町の人口・世帯】

神辺町の人口は増加傾向にあり、2000（平成 12）年には 4 万人を超えている。

世帯数は、人口の伸びを超えて一貫して増加しており、その結果、2015（平成 27）年における 1 世帯当たり人員は 2.7 人となり、10 年前（2005 年、3.0 人）と比べると 0.3 人の減少となっている。



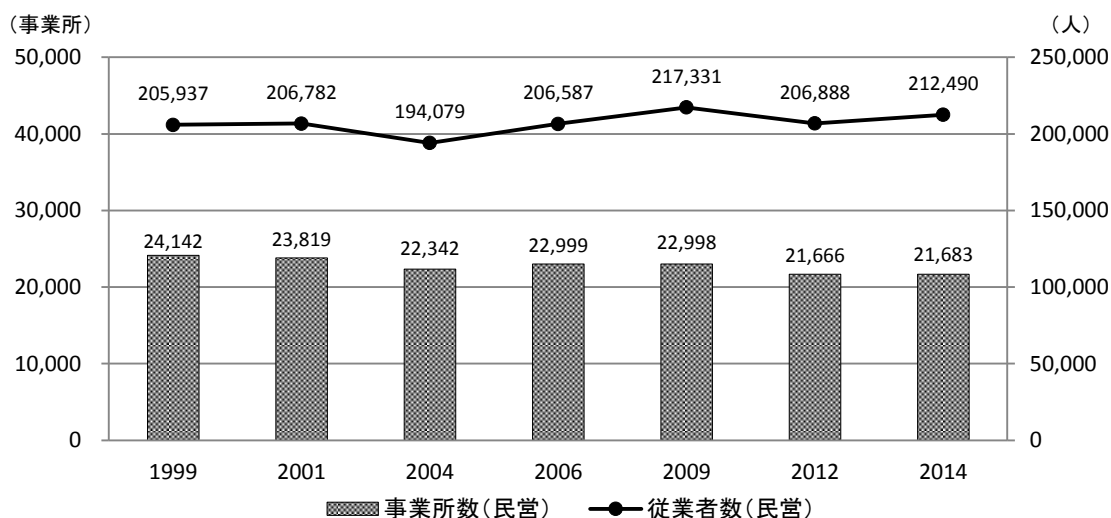
資料：総務省「国勢調査」

図 2-6 福山市及び神辺町の人口・世帯数の推移

(3) 産業

福山市の事業所数は、2014（平成 26）年において 21,683 事業所、従業者数は 212,490 人となっている。

これらの推移をみると、事業所数、従業者数とも 2012（平成 24）年以降は増加傾向にある。



資料：総務省「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス」

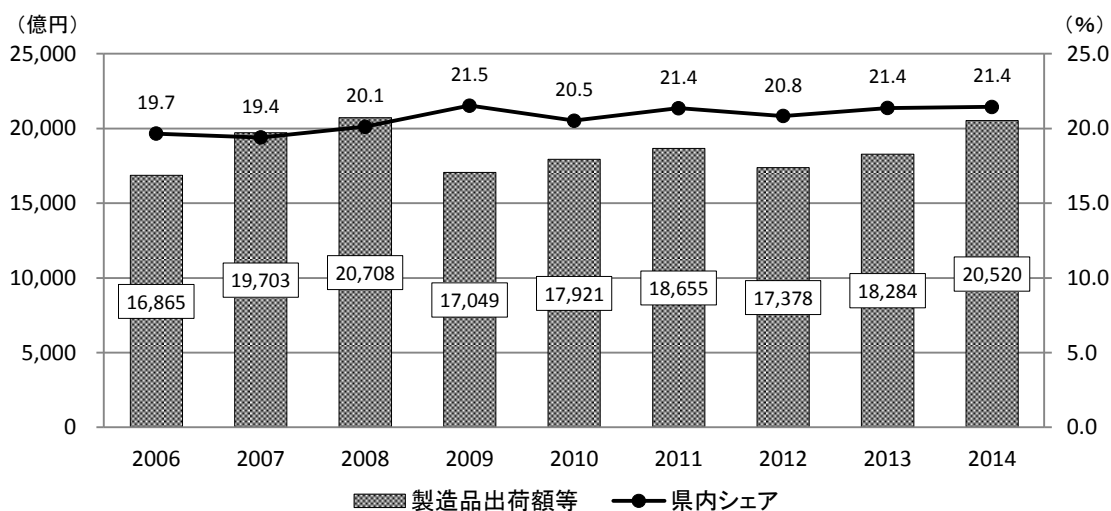
図 2-7 民営の事業所及び従業者数の推移

■工業

福山市は、伝統的な繊維産業などの発展とともに、機械関連産業などの新しい産業が創出されてきたという歴史を持つ。

また、福山市には、多くの上場企業が立地しているほか、オンリーワン企業やナンバーワン企業など、特色ある技術やノウハウを持つ企業の立地も多い。

製造品出荷額等をみると、2014（平成 26）年においては 2 兆 520 億円で、県内シェア 21.4%を占めている。2008（平成 20）年をピークに、2009（平成 21）年にかけて減少し、その後は停滞傾向にあったが、近年は増加傾向にある。



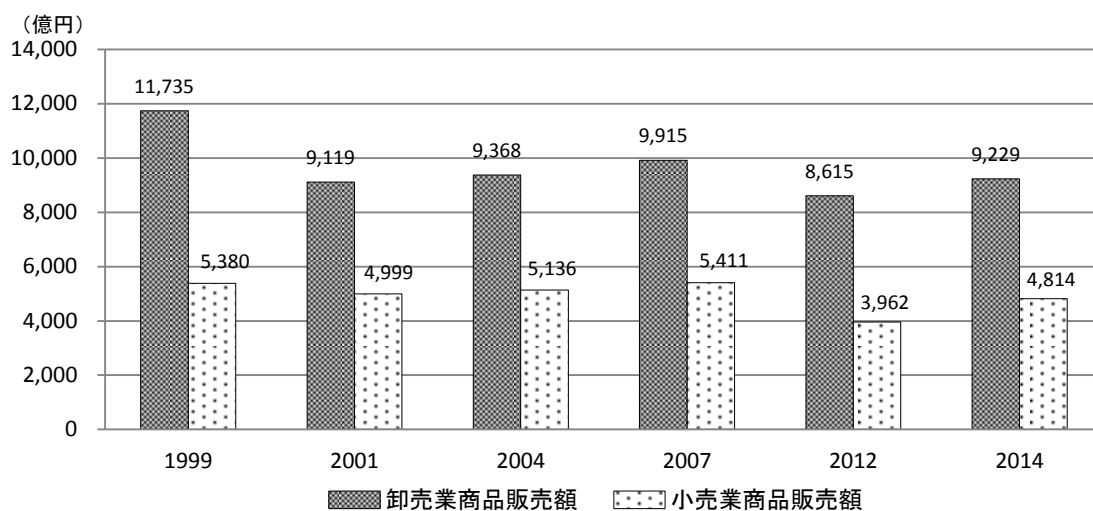
資料：経済産業省「工業統計表（市区町村別）」

図 2-8 製造品出荷額等及び県内シェアの推移

■商業

福山市の2014（平成26）年における卸売業商品販売額は9,229億円、小売業商品販売額は4,814億円となっている。

これらを1999（平成11）年以降の推移でみると、卸売業商品販売額は2001（平成13）年以降、小売業商品販売額は1999年から横ばい（停滞）傾向にある。



資料：経済産業省「商業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス」

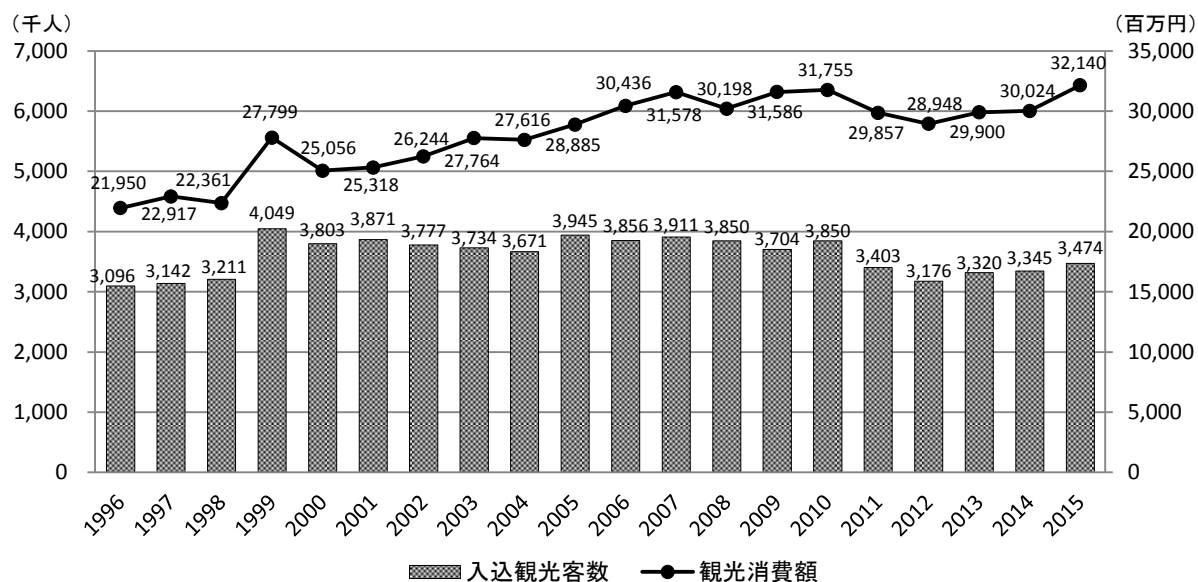
図 2-9 卸売業商品販売額及び小売業商品販売額の推移

(4) 入込観光客等の動向と博物館の状況

■入込観光客

福山市への入込観光客数（市外からの観光客数）は、西瀬戸自動車道（しまなみ海道）が開通した1999(平成11)年の405万人をピークに減少傾向にあり、2015（平成27）年には約347万人となっている。

観光消費額については、2007（平成19）年以降は減少・停滞傾向にあったが、2012（平成24）年以降は増加傾向にあり、2015（平成27）年には約321億円となっている。



資料：広島県「広島県観光客数の動向」

図 2-10 入込観光客数及び観光消費額の推移

■廉塾ならびに菅茶山旧宅の見学者数（観光ボランティアガイド）

神辺町観光協会では、観光ボランティアガイドによる廉塾ならびに菅茶山旧宅などの案内を行っており、原則、毎週土日、祝日の午前10時～午後4時において、特別史跡前に設置している観光ボランティアガイド詰所に常駐している。また、平日は5名以上の団体について予約制で対応している。

観光ボランティアガイドによる見学者数は、毎年度3千人以上となっている。



観光ボランティアガイド詰所

表 2-1 観光ボランティアガイドによる廉塾ならびに菅茶山旧宅の見学者数

区 分	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
見学者数（人）	3,428	3,549	3,163	3,715	3,058

資料：神辺町観光協会提供

■福山市の博物館

福山市における公立の歴史文化関係の博物館等は10館あり、そのうち1館は県立であり、その他9館は市立である。

管理体制は直営で運営しているのが県立歴史博物館と福山市しんいち歴史民俗博物館の2館であり、それ以外は指定管理者制度を利用している。

博物館等の場所は、県立を含む5館がJR福山駅周辺であり、それ以外は神辺町に2館、新市町と鞆町、松永町にそれぞれ1館が立地する。

分野別では、歴史が7館、美術が2館、文学が1館である。



図 2-11 福山市における博物館等の立地

■菅茶山記念館

廉塾ならびに菅茶山旧宅に関しては、菅茶山に特化した展示等を行う施設として、1992(平成4)年に開館した「菅茶山記念館」があり、年間1万人を超える入館者がある。

江戸時代の儒学者、教育者、漢詩人である菅茶山及び関連する文人の書画資料を常設展示し、特別展も実施している。また、同町出身の箏曲家・葛原勾当および教育者、童謡作詞家・葛原しげるに関する資料や名誉市民の金島桂華、猪原大華をはじめとする絵画等も収蔵・展示している。

表 2-2 菅茶山記念館の入館者数

区 分	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
入館者数 (人)	10, 207	10, 163	10, 736	11, 991	12, 235	12, 202



菅茶山記念館



常設展示

表 2-3 菅茶山関係特別展一覧

名称（回）	開催年度	テーマ等
第 1 回特別展	1993（平成 5）年度	「菅茶山が交わった画人たち」
第 2 回特別展	1994（平成 6）年度	「菅茶山の師と弟子たち」
第 3 回特別展	1995（平成 7）年度	「北条霞亭の生涯と恒心社友」
第 4 回特別展	1996（平成 8）年度	「菅茶山と頼家の人々」
第 5 回特別展	1997（平成 9）年度	「菅茶山 四季をうたう」
第 7 回特別展	1999（平成 11）年度	「教育者 菅茶山」
第 8 回特別展	2000（平成 12）年度	「菅茶山の東西紀行」
第 9 回特別展	2001（平成 13）年度	「菅茶山とゆかりの人々」
第 12 回特別展	2004（平成 16）年度	「書画への誘い」 ～菅茶山ゆかりの文人たち～
第 13 回特別展	2005（平成 17）年度	「近世の学び舎」 寺子屋～私塾～藩校へ
第 14 回特別展	2006（平成 18）年度	「菅茶山と黄葉夕陽村舎を訪れた人々」
第 15 回特別展	2007（平成 19）年度	「菅茶山 自然へのまなざし」
第 16 回特別展	2008（平成 20）年度	「菅茶山 その生涯と交友」
第 17 回特別展	2009（平成 21）年度	「菅茶山 ゆかりの絵画展」
第 18 回特別展	2010（平成 22）年度	「菅茶山 ゆかりの拓本展」
第 20 回特別展	2012（平成 24）年度	「菅茶山へのいざない」
第 21 回特別展	2013（平成 25）年度	「菅茶山の思想とその親交」
第 22 回特別展	2014（平成 26）年度	「菅茶山の廉塾を支えた人々」
第 23 回特別展	2015（平成 27）年度	「門田朴斎展」
第 24 回特別展	2016（平成 28）年度	「菅茶山の系譜」

資料：菅茶山記念館提供

(5) コミュニティと地域活動

■菅茶山顕彰会

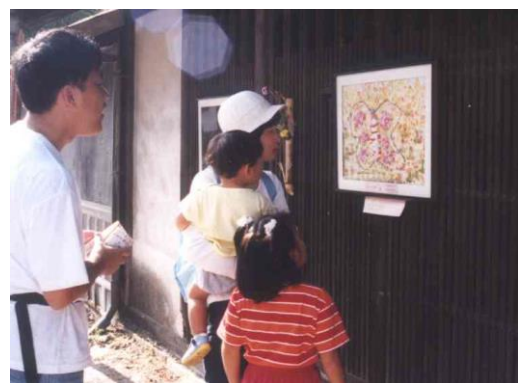
菅茶山顕彰会は1988（昭和63）年4月に「菅茶山先生遺芳顕彰会」という名称で設立され、5年ごとの茶山祭の開催や、菅茶山に関連した研究論文、講演会、活動状況などをまとめた『菅茶山顕彰会会報』を年1回発行している。

また、茶山の漢詩を現代語訳し、小学生にも理解できるように意識し、詩のイメージを絵に描いて表現する「茶山ポエム絵画展」が1993（平成5）年から開催されている。この絵画展には神辺町内全ての小学校から全校児童の作品の応募があり、現在では町内だけでなく近隣の幼稚園・小学校・中学校・高校の児童・生徒からの応募を得て、毎年2600点を超える作品が寄せられるまでに発展している。

この絵画展は、1998（平成10）年の「茶山生誕250年祭」を契機に神辺町内に残る格子戸の家々に作品を掲げる「茶山ポエム絵画かなべ格子戸展」に発展し四季折々に開催されている。



茶山生誕250年祭



茶山ポエム絵画かなべ格子戸展



茶山ポエム表彰式



菅茶山先生顕彰碑（菅茶山記念館前庭）

■廉塾ふれ愛ボランティア絆の会

特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅の周辺における地域住民の交流やまちづくりを目的としたボランティアグループ。2001（平成13）年、地元の七日市上自治会が月一回、廉塾の菜園及び庭の定期的な清掃活動を実施してきたことが母体となる。廉塾の花壇整備や菜園運営などの美化作業全般が主な活動内容。菜園で、菜園で栽培される野菜が収穫を迎える時期には収穫祭を行っている。また、地域コミュニティの活性化に留まらず、菅茶山の教えを次世代へ伝承する役割も担っている。

この他、地域の子どもから年配者まで幅広い行事を開催しており、11月3日の文化の日に開催していた「茶山祭」は、現在では県史跡・県重文の神辺本陣の公開と連携して、福山市教育委員会後援の事業として毎年10月に「神辺宿・歴史まつり」に発展的に継承されている。



茶山祭の開催

■神辺町観光協会

神辺町観光協会では、2006（平成 18）年度の福山市との合併時からホームページを開設し観光客誘致のための諸事業を行っており、特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅についても所有者の協力により観光ボランティアガイドによる公開を行っている。

<公開方法>

- ・見 学 日：毎月土曜日・日曜日・祝日。
- ・見学時間：10 時～16 時（無料）
（平日は予約制，10 人以下 1,000 円，11 人以上 2,000 円）
- ・定 休 日：月曜日（祝日の場合は翌日）並びに 12/28～1/4 の間
- ・問 合 先：神辺町観光協会（Tel:084-963-2230）

■神辺ライオンズクラブ

神辺町内 6 学区の小学 6 年生が，毎年 3 月に廉塾など地元の名所・旧跡をバスで訪ねる「神辺史跡めぐり」が神辺ライオンズクラブ主催で行われる。

この史跡めぐりは，卒業を前に児童に地元への愛着を深めてもらおうと毎年行われているもので，1975（昭和 50）年から毎年行われている。

（６）特別史跡周辺の土地利用

廉塾ならびに菅茶山旧宅の周辺の土地利用は宅地が中心であり、その中に道路等の都市基盤施設や駐車場などがあり、一部農地も介在する。

宅地についてみると、近世山陽道沿いには商店や酒造場などの商業・業務系が相対的に多くなっている。その背後地については、住宅を中心とした土地利用である。

また、北側は東西方向に河川空間（高屋川）が伸びている。



特別史跡周辺の状況

（７）特別史跡周辺の法規制

特別史跡及びその周辺は第一種住居地域となっている。

また、特別史跡の区域及び隣接地においては都市施設はないが、周辺においては都市計画道路を配置（都市計画決定）している。

特別史跡の南側に位置する黄葉山（神辺城跡）の一部は地区公園となっている。

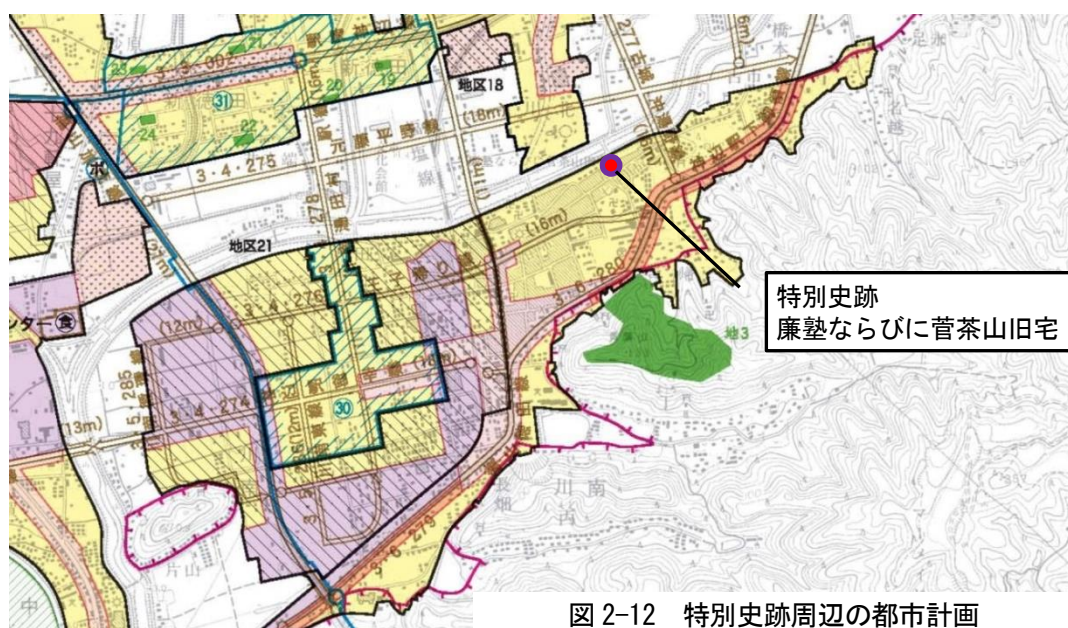


図 2-12 特別史跡周辺の都市計画

4 歴史環境

(1) 神辺平野の歴史と遺跡の概要

【神辺平野の歴史概要】

福山市は、瀬戸内海に面した広島県東南部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部にあたり、東西は畿内と九州、南北は四国と山陰地方を結ぶ交通の要衝にあたる。この地方は、古くは岡山を中心とした吉備の一部であり、備後国の成立後は独自の歴史の変遷をたどっている。

広島県東部地域最大の流域面積をもつ芦田川は、三原市大和町蔵宗を水源として、世羅台地の山間部を通り抜け、府中市から神辺町へかけての神辺平野と呼ばれる広い沖積平野を形成している。平野は芦田川とその支流である神谷川・服部川・加茂川・箱田川・高屋川などの小河川の沖積作用によって形成され、平野を望む丘陵、小河川が流れる谷筋や自然堤防上に多くの遺跡が存在する県内有数の遺跡密集地である。

ここでは、神辺平野の東端部にあたる神辺町の遺跡について、遺跡の分布状況と発掘調査成果をもとに概観する。

【旧石器時代】

旧石器時代の遺物は、亀山遺跡（1）（図 2-13「遺跡の分布」の番号に対応、以下同様）ではナイフ形石器 2 点、備後国分寺跡（2）周辺では有茎尖頭器が採集されているが、同時期の遺構は検出されていない。

【縄文時代】

神辺町内における遺跡の分布は金山産サヌカイトが御領遺跡淀水地点（3）から採集されている。同遺跡樋渡地点（4）では後期後半の楕円形住居 1 軒が検出され、石鏃・刃器と粘板岩製の打製石斧が 8 点出土している。この打製石斧は土掘具と推定されており、新しい生産活動の開始を窺わせる。

【弥生時代】

神辺平野の最古の弥生遺跡は亀山遺跡（5）である。亀山遺跡は標高 37m の独立丘陵に位置し、前期前葉から中期前葉までに 3 本の環濠が埋没に伴い外側に拡張されながら掘削される。

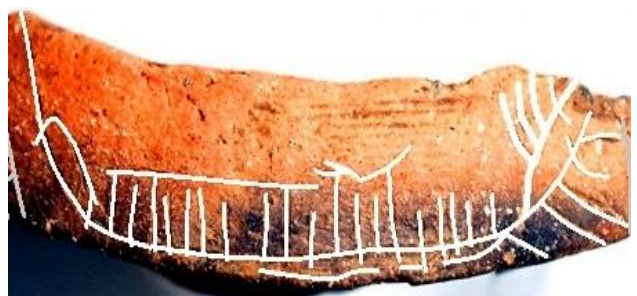
丘陵上でもあり、基本的には空堀である。2 本目の外側には土塁も検出されているが、土塁がすべての環濠に伴うものか、環濠の一部分のみなのかは不明である。

大宮遺跡 A 地点（6）は深水川の自然堤防上に位置し、亀山遺跡から少し遅れる前期中葉から中期前葉に 3 本の環濠が掘削される。亀山遺跡と異なり、周辺が低湿地であるため常に冠水しており、埋没に伴い外側に拡張して掘削されるが、中期には両濠の間に 3 本目の環濠が掘削され、中葉には埋没する。神辺城下町遺跡（34）では、弥生時代前期の竪穴住居と後期の溝などが確認されており、自然堤防上に立地する集落が広がっていたと考えられる。

御領遺跡上手樋町地点（7）は弥生時代前期から古墳時代初頭の集落で、最大幅 6 m 以上の環濠になると推定されている。

中期になると、高屋川の自然堤防上に領家遺跡（8）が営まれ、南向きの丘陵や平野一帯から土器の出土を見るようになる。逆に拠点集落である亀山遺跡は中期前葉、大宮遺跡 A 地点は中期中葉に活動を停止するが、分村化は進み、小猿峠遺跡（9）のように標高 250m の高所からも土器の出土を見るようになる。

後期になるといよいよ遺跡はさらに拡散し、御野小学校地点の竪穴住居や大宮遺跡 C



御領遺跡出土の絵画土器

地点の井戸からは吉備からの搬入品と考えられる土器が出土するようになる。また、御領遺跡の国道 313 号バイパスの第 7 次発掘調査 (10) では、後期後半の壺の口縁部に船の屋形 (船倉) が描かれた日本最古の絵画土器が検出されている。

墳墓は池之坊墳墓群 (11) で発掘調査例がある。墳墓群は低丘陵の尾根上に数十基の群で営まれており、若干の箱式石棺墓や石蓋土墳墓が含まれるものの、中心となるのは土墳墓である。これらは集団における共同墓地から特定の個人を埋葬する古墳への変遷を窺うことができる。また、愛宕遺跡 (12) では丘陵頂部に 4 基の方形墳丘墓が確認されており、特殊壺片が出土している。栗井峠遺跡 (13) は箱式石棺を主体部とする墳丘墓であつたらしく、四国西部に分布する長頸壺の出土が伝えられている。

【古墳時代】

足長第 1 号古墳 (14) は全長 34m の前方後円墳で、高屋川左岸に位置し 5 世紀代と推測されている。亀山第 1 号古墳 (15) は直径 28m の円墳で、主体部の粘土槨から県内最多量の鉄器・玉類・筒形銅器が出土している。猫山古墳 (16) は舌状台地に盛土された直径 30m の円墳で円筒埴輪が出土している。池之坊第 2 号古墳 (17) は未発掘であるが、粘土槨か木棺直葬と考えられており、鉄剣と中国製斜縁神獸鏡が出土している。国成古墳 (18) は直径 13m の円墳で、粘土槨から鉄器・玉類とともに仿製珠文鏡が出土している。表山第 1 号古墳 (19) は直径 10m の円墳で、箱式石棺から算盤玉 56 個と 2 体の人骨が出土した。

備後地域へ横穴式石室が導入されるのは 6 世紀中頃であるが、神辺町内では今のところ古式の横穴式石室は発見されていない。

6 世紀後半になると、横穴式石室がどの地域にも築かれるようになる。中でも大型の横穴式石室墳は湯野地区の迫山第 1 号古墳 (20) ・同 9 号古墳 (20)、中条地区の青木古墳 (21) ・向山古墳 (22) を挙げることができる。この時期、御領遺跡の北側丘陵には現存するもので約 220 基の群集墳が確認されており、御領遺跡の規模を示すものと言えよう。

県史跡・迫山第 1 号古墳は直径 21.5m、高さ 5m の円墳で、石室全長 11.6m で単鳳環頭大刀や銀象眼鉄鍔大刀などが副葬されており、県重要文化財に指定されている。迫山第 1 号古墳が造営された 6 世紀後半に、その眼下にある大宮遺跡 A 地点では、台形を呈する堀で囲まれた掘立柱建物群が出現する。大宮遺跡 A 地点を基盤とした豪族が迫山古墳群に葬られたものと考えられている。

7 世紀前半の県史跡・大坊古墳 (23) は、全長 11.3m の花崗岩切石状の石材を使った石室で、玄室と羨道が同規模に造られ、境に立石し玄門とする古墳で、長さ 12~15m、高さ 5m の長円墳である。

【古代】

大化改新・白村江での敗北・壬申の乱は、地方においてもその政治状況の影響を受けた。この時期に寺院の建立が始まるが、白鳳期寺院として中谷廃寺 (24)、小山池廃寺 (25) がある。

発掘調査された中谷廃寺は、道上古墳群のある丘陵中腹に造営された法隆寺式伽藍配置が想定され、新羅的な軒瓦を使い吉備でも特異な様相を示している。小山池廃寺は迫山古墳群の麓に造営され、塔・講堂・金堂が一直線に並ぶ伽藍配置で、創建瓦として藤原宮式の軒瓦を使用する。また、内砂子遺跡 (26) からは法隆寺式の軒丸瓦が出土し窯跡と考えられている。

律令体制の確立の中で、7 世紀末に吉備が備前・備中・備後と分断される。かつての吉備穴国造領域は安那郡となり、養老 5 (721) 年に安那郡から深津郡が分立する。

天平時代になると新たに秀工地遺跡 (27) に寺が建立される。天平 15 (743) 年、国分寺造立の詔によって全国に国分寺が建立されるが、備後国分僧寺 (28) は神辺町下御領に造られた。一边 180m 四方の境内地に法起寺式伽藍配置をもつ。備後国分尼寺は不明であるが、小山池廃寺が国分僧寺創建に使われた軒瓦を出土し、同時期に修復していることが分かっており、小山池廃寺を備後

国分尼寺に転用されたという考え方もある。また、川谷遺跡（29）・瀬名田遺跡（30）からも瓦が出土しており、いずれも窯跡と考えられている。

平安時代になると、木之上遺跡（31）・塔谷遺跡（32）が山岳寺院として新たに建立される。しかし、備後国分僧寺は荒廃し、寺宝である「紫紙金字金光明最勝王経」10巻が尾道西国寺に移動することになった。

【中世】

神辺城（33）は、建武2（1335）年頃に標高約120mの黄葉山上に朝山景連^{かづつら}によって築かれたと伝えられる。その後、細川・渋川・今川・山名の各氏が備後国守護に任ぜられ、特に山名氏は137年の長きにわたって守護職を務め、守護代を派遣して備後国南部を支配したという。その後、大内・尼子両氏による中国地方を巡る覇権争いの中で、天文7（1538）年に大内方であった山手・銀山城^{ぎんざんじょう}主の杉原理興^{ただおき}が神辺城を攻撃し、山名氏を名乗って城主となる。天文11年、大内氏が尼子氏の本拠であった月山富田城の攻撃に失敗すると、理興は尼子氏方に付いたため、天文13年・17年・18年に大内氏方の毛利・小早川氏によって攻撃される（神辺城合戦）。理興没後の弘治3（1557）年には銀山城主であった杉原盛重^{もりしげ}が城主となる。

天正10（1582）年には盛重の子である元盛・景盛の内紛を機に、神辺城は毛利氏の直轄となり、以後毛利氏譜代家臣が城番を勤めた。関ヶ原の戦い後は福島正則の家老であった福島正澄が城代を勤めたが、元和5（1619）年に福島氏が改易されると水野勝成が備後国領主として入国し、福山城を築城したため神辺城は廃城となる。

古代山陽道は神辺平野を東西に横断するが、中世からは北東から南西に走り神辺城下町を通るようになる。別称である道ノ上城は、当時の主要街道であった山陽道のほりにある城という意味であろう。

城下町のあった現在の川北・川南地区には七日市・三日市・十日市の地名が残り、これらの市が付く地名は中世に起源をもち、城下町の北側から西側にかけて三斎市が形成されていたことがわかる。

この三斎市のあった南東には小屋（七日市の南側）、上古屋・下古屋（三日市の南側・十日市の東側）の地名が残っている。このあたりは、川北・川南の大字の境を越えて「こや」の呼び名を共通にもっており、地元では現在でも「こやの内」と呼ばれている。

この「こや」という地名は、神辺城合戦のあった天文13（1544）年の毛利元就・隆元親子の感状案に「於固屋口の合戦之時（下略）」、天文17年の吉川元春感状に「於今度神辺表固屋懸候時（下略）」とあり、同年の吉川元春合戦手負注文にも「於神辺固屋口被疵人数事」として三十三人が書き上げられている。また、同18年の毛利隆元の感状には「神辺七日市表固屋口」とあり、三斎市の地名もみえる。

これらの資料によれば、固屋は七日市の南側にあたり、神辺城合戦の際の戦闘場所を表す地名として表現されていることがわかる。

戦国時代になると、麓の城主居館周辺にはその家臣団が屋敷を構えて常駐するようになり、本格的な城下町が形成されるようになる。また、家臣団屋敷の周辺には経済活動の拠点として町場も形成されてくる。

文献資料・地名からすると神辺城下町遺跡の中における小屋・上古屋・下古屋（固屋）と七日市・三日市・十日市（三斎市）は家臣団屋敷と周辺を取り囲む町場の関係にあたることがわかる。

また、山陽道に面する町筋は、現在でも「固屋」地区の地割と違って、街道に対して間口が狭く奥行が長い短冊型の地割を残している。この短冊型地割は草戸千軒町遺跡や青森県津軽半島の港町である十三湊^{としまなと}遺跡などで検出されており、中世に遡ることが判明してきた。七日市・三日市・十日市の町場地割も城下町遺跡内における立地と考え合わせると中世に遡る可能性が充分考えられるようになってきた。

発掘調査で検出した戦国時代から江戸時代初頭にかけての方形の堀は2回にわたって掘られており、戦国時代に機能したものは幅4m・深さ1m程の規模である。この堀が埋没した後、江戸時

代初頭頃に位置を北側にわずかにずらせて幅3m、深さ0.6m程の規模に掘り直されている。前者からは備前焼播鉢や中国製白磁、後者からは多量の平瓦・丸瓦・鬼瓦とともに中国の明時代末頃の染付碗や青磁などが出土している。

この堀は神辺城合戦の頃に家臣団の屋敷を取り囲むために掘られ、毛利・福島氏時代に掘り直された可能性が考えられており、江戸時代初頭頃の堀は福島氏改易後の神辺城廃城に伴い城下町も廃絶して埋め立てられ農地に帰ったようである。

《参考文献》

『広島県の地名』 - 日本歴史地名大系 35 - 平凡社 1982年5月

佐藤昭嗣『神辺城の頃』 - 備後の拠点都市を探る - 菅茶山遺芳顕彰会 2003年10月

御領の古代ロマンを蘇らせる会『一御領発 古代ロマンー遺跡・古墳・砂留』2015年5月

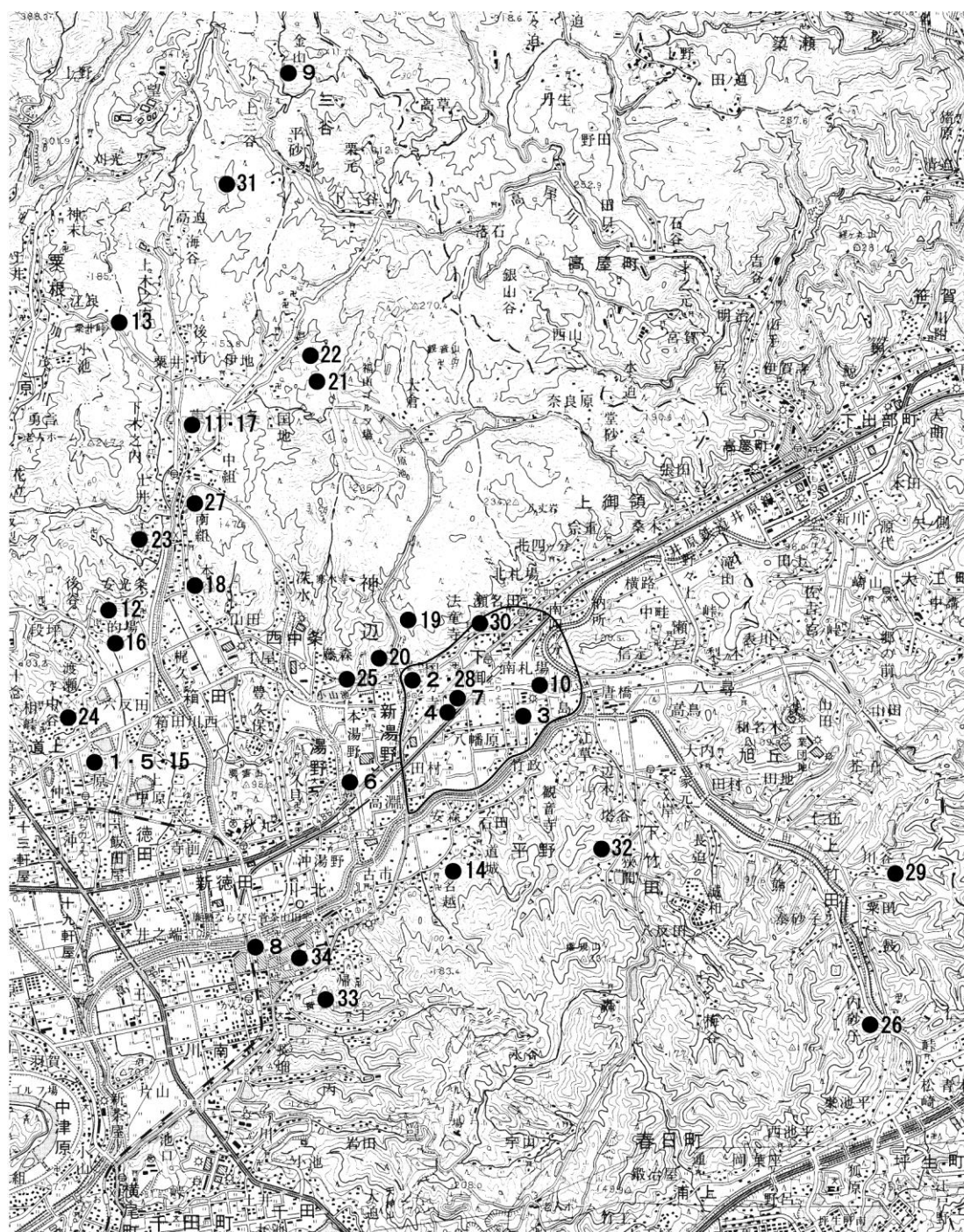


図 2-13 遺跡の分布 (1:60,000)

(2) 近世神辺宿の歴史

慶長 5 (1600) 年に福島正則の筆頭家老・福島正澄が 3 万石の領主として神辺城に入ると、正澄は弟玄蕃を城番として置いた。元和 5 (1619) 年に水野勝成が備後 10 万石の領主として入国すると、ただちに福山城の築城に取り掛かり、城下町は神辺から福山へ移った。

徳川幕府は近世山陽道の管理を沿道の諸大名にまかせたが、五街道に準じて宿駅・伝馬の制を整備させ、寛永 12 (1635) 年の参勤交代制によって一層完備されていく。備後国守護の城下町・市場として発展した神辺が、宿駅としての機能を持つようになったのもこの時期からであろう。

水野氏時代の福山藩領内の近世山陽道は、備中後月郡高屋駅（現岡山県井原市、元禄 13 年から幕府領）から尾道防地峠（現尾道市）まで七里弱で、宿駅は高屋・神辺・今津の三箇所にあった。その経路は備後国安那郡上御領村から神辺駅（川北村・川南村）を経て郷分村へ入る。さらに今津駅を通り、西村を経て、広島藩御調郡三成村を経て三原城下へ入る経路であった。ところが、万治 2 (1659) 年に沼隈郡高須新開が完成すると、今津駅から高須に入り、海岸沿いに尾道に至る経路となった。

神辺は元和 5 (1619) 年の福島氏引渡帳には麓村とあり、寛文年間 (1661～1672) の地誌で川北・川南村の両村に分かれた。神辺とは両村にまたがる呼称で、川北村に七日市・後町・三日市、川南村に紺屋町・十日市等の町があった。福山藩は元禄 11 (1698) 年の水野氏断絶後、同 13 年に松平忠雅が入部、さらに宝永 7 (1710) 年に阿部氏が入部して明治維新に至る。その間、神辺駅は藩の支配下にあり、元治元 (1864) 年の第一次長州戦争の勃発とともに幕府が直接支配することとなる。



黄葉山からみた神辺



古城からみた七日市

宿駅業務は公家や幕府役人、諸大名の往来のため、宿泊・休憩・人馬継立・飛脚などの用を果たすことにあり、御茶屋・本陣・旅籠・茶屋・問屋場などの施設が整えられていた。御茶屋は藩の施設で、川北村三日市に宝暦年間に設けられていたが、文化年間には廃屋になったというのであまり利用されず、本陣が諸大名の宿泊施設とされた。神辺駅の本陣は川北村にあり、三日市の尾道屋菅波家（西本陣）とその分家筋にあたる七日市の本荘屋菅波家（東本陣）が勤めた。両家には本陣・脇本陣の関係はなく、尾道屋は寛文年間に筑前黒田家の通行に本陣を勤めて以来同家専用の本陣となり、一般には本荘屋が本陣となっていた。ただし、本荘屋に差し支えがある場合は尾道屋も利用されていた。

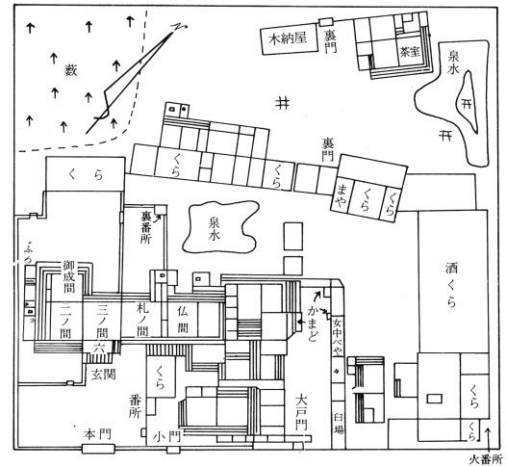
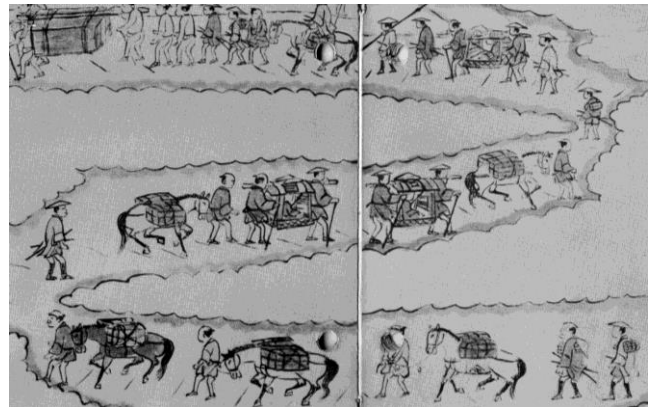


図 2-14 神辺宿西本陣見取図

宿駅は先触・追触によって休泊・継立の準備をするが、大名の宿入りの3～4日前に役人が関札せきふだを持参する。前日には宿割り役人が来て、宿駅人と共に本陣へ休泊する大名とその付添衆の部屋割、供連衆の町屋への下宿割を行った。そのときは宿駅の旅籠屋はもちろん、商家・寺院なども利用された。万延2（1861）年3月の黒田家の通行は、総人数 580 人であったが、本陣には藩主と供廻り 54 人が泊り、残りの供連衆は 86 軒に分宿している。このため、本陣の施設は御成の間その他大規模な造作がなされ、菅波家では四反五畝余りの屋敷地内に棟数 27、土蔵大小 6、湯殿 6、路地 8、門 3 があり、平常居宅としている間数は 21、畳数 163 枚であったが、大名宿泊の時には、二階座敷・蔵座敷と拵座敷を加えて、その間数 27、畳数 200 余枚となっている（神辺宿西本陣見取図参照）。

菅波家は黒田家専用ということで、本陣の経営維持は容易ではなく、信道は「菅波信道一代記」の中で酒造経営によって得た利益で田畑を購入し、藩に願い出てその利米を修復の手当てに備えるという方法を取った。

公用人馬の継立業務は問屋場がつかさどり、川北村・三日市の備後屋小兵衛がそれにあたった。神辺駅は二ヶ村にまたがっているため、人馬の用を川北村が月の上 15 日、川南村が下 15 日と交代で勤めたが、伝馬の常備がなく、福山藩は「寄せ馬人足制」によって神辺駅周辺の村々から調達した。『備陽六郡志』には「当地之儀、馬継にて御座候付、常々御通之儀、上十五日川北村、下十五日川南村、番相定、御用相勤申候。尤両村共に馬数無御座候付、馬差支候節者、近村寄馬申付候」と記されている。



継送の図

明治3（1870）年10月に全国の本陣は廃止され、その歴史的役割を終えた。現在、神辺東本陣は消滅したが、西本陣は「神辺本陣跡」として広島県史跡、「神辺本陣7棟」として広島県重要文化財に指定され現在に伝えられている。

(3) 神辺町の歴史

神辺町は福山市の北東部に位置し、東は岡山県井原市に接している。東西約 9km・南北約 11km。町の中心を北東から南西に貫流する高屋川は、竹田川・堂々川・深水川・箱田川・六反田川・加茂川などを集めて南流し、芦田川に合流する。これらの諸河川の流域が神辺平野となる。北東部には標高 300m から 400m、南部には標高 100m から 200m の山が連なる。国道 313 号・182 号・486 号、県道栗根―神辺線・下御領―新市線が町を縦横に走り、J R 福塩線・井原鉄道とともに重要な交通機関となっている。明治時代以降は備後織物（縞）の主産地となり、繊維工業が盛んとなった。

【近世の神辺】

「神辺」とは近世に川北村・川南村をさした地名である。菅茶山が編集した『福山志料』に「二村ヲ神辺ト云、ムカシ神辺ノ庄ト云ハ、岩成ヨリ東諸村ノ総名ナリシヨシナリ」と記されている。天正 14（1586）年 2 月 3 日付毛利輝元宛行状（山口県文書館蔵）に「神辺之内岩成・藪路・坂田」とあり、中世には深津郡岩成・藪路・坂田あたりまで含めた相当広い範囲をさしていたようである。

地名起源については『福山志料』は神奈備・神戸説を紹介しており、当地に鎮座する式内社・天別豊姫神社の神域をさす神奈備^{かむなび}が転化したものと考えられている。



天別豊姫神社と黄葉山（明治時代末～大正時代初頭）

福山藩領における神辺地域は安那郡に属していた。元和 5（1619）年『安芸国備後国知行帳』によれば、安那郡のうち、神辺町域の村々は麓村・下竹田村・上竹田村・八尋村・上御領村・下御領村・平野村・湯野村・箱田村・そね原村・道之上村・中条村・三谷村の 13 ケ村である。これらの村々のうち、寛文年間（1661～1673）の水野氏による地詰により、麓村は川南村と川北村、中条村は東中条村と西中条村に分割された。水野氏が断絶すると備前検地が行われ、拾九間屋村・拾三間屋村を含む 17 ケ村となった（『元禄 13（1700）年備前検地帳』）。拾九間屋村・拾三間屋村は、慶長 17（1612）年に新田村として成立したという記録がある（『高橋家文書』）。

備前検地終了後、松平氏が福山藩主として入部すると、箱田・東中条・西中条・三谷の 4 ケ村は幕府領となり、甲奴郡上下（現府中市上下町）の代官所支配の下に置かれた。宝永 7（1710）年に松平氏に代わって阿部氏が福山藩主として入部すると、村方支配の方針についての法令を出すとともに、一郡内の村数と総石高を平均化して郡代官支配地域を均等化するため、既存の郡から 24 ケ村を割いて分郡を設置し一郡扱いとした。これにより福山藩の村々は安那・深津・沼隈・芦田・品治・分郡の 6 郡によって構成されることとなり、嘉永 6（1853）年、阿部正弘の時に 1 万石を加増された際に箱田・東中条・西中条・三谷の 4 ケ村は福山藩に復した。

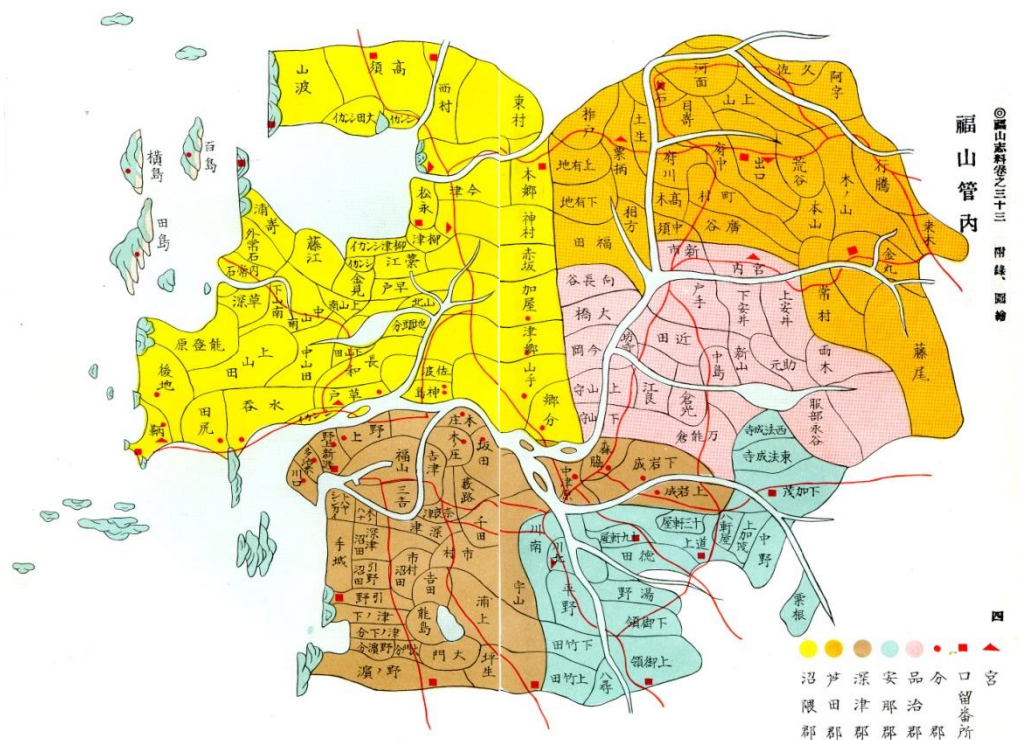


図 2-15 阿部氏時代の福山管内図 (『福山志料』より)

【近現代の神辺】

廃藩置県の後、神辺地域は明治 4 (1871) 年に福山県、深津県、同 5 年小田県、同 8 年岡山県を経て、同 9 年に広島県に編入される。また、1889 (明治 22) 年の市制町村制施行により、川北・川南・下竹田・上竹田・八尋の 5 村は江戸時代からの単独村制を維持したが、平野村・上御領村・下御領村は合併して御野村、湯野・箱田・徳田は湯田村、西中条・東中条・三谷は中条村、道上・十九軒屋・十三軒屋は道上村となる。

1898 (明治 31) 年には安那郡が深津郡と合併して深安郡が成立し、これらの村々は深安郡所属となった。1929 (昭和 4) 年に川北村・川南村が合併して神辺町、1941 (昭和 16) 年に上竹田・下竹田・八尋が合併して竹尋村が成立する。さらに、1954 (昭和 29) 年には神辺町・竹尋村・御野村・湯田村・中条村・道上村が合併して新神辺町が誕生し、2006 (平成 18) 年には福山市と合併して深安郡は消滅した。

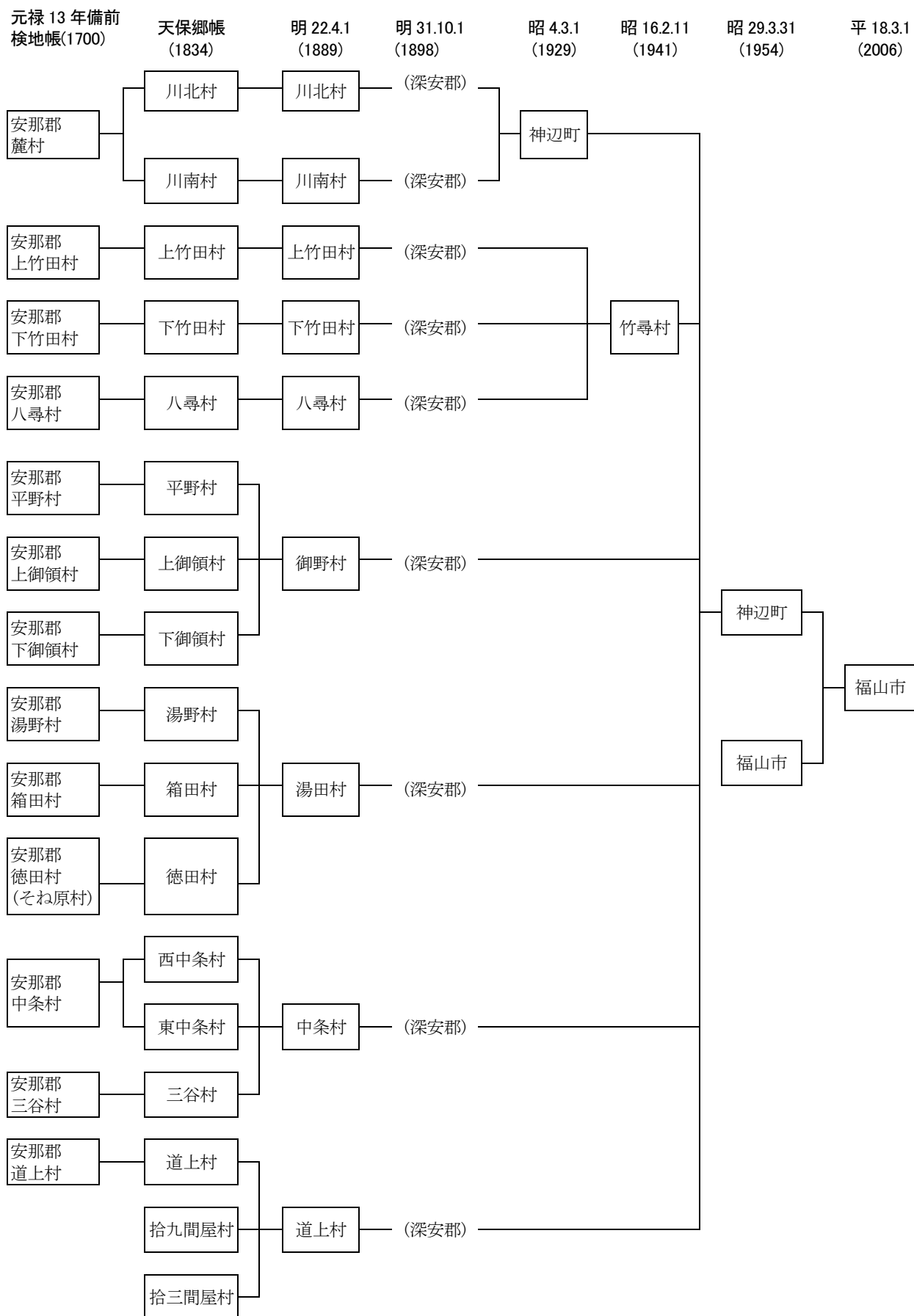


図 2-16 市町村の沿革

(4) 近世神辺の文化活動

文化4（1807）年、神辺宿は大火に見舞われ、川北村のほとんど全部と川南村の大部分が灰燼に帰している。このため、それまでの建物・文献類の大部分が焼失したことは、神辺宿の江戸時代前期・中期の解明を困難にしている。

江戸時代後期の文化活動は廉塾が中心になる。廉塾の教育は講釈が中心であった。講釈に当たる人たちは茶山と都講（塾頭）と称された人たちである。都講は相当高い学識を有し、茶山をあらゆる面から助ける役目を担い、塾生の指導にもあたった。

地元神辺宿出身で都講を務めた人に藤井暮庵（1767～1844）がいる。名を公顕、字を士晦、通称は料助、暮庵と号した。藤井家は代々川南村の庄屋役を勤めていたが、九代暮庵は文化7（1810）年、川北・川南村の大庄屋となり、藩から俸五口を給された。

安永4（1775）年に9歳で茶山に入門している。天明2（1782）年に茶山から名字および四言警辞を賜り、名を惟明、字を士晦とした。天明8年には茶山と「遊芸日記」の旅に出て、江戸や大坂で多くの文人と交友した。廉塾の都講も勤め「礼記」を講じている。

茶山没後、備中上有井に塾を開くが、のちに川南村の居宅に「南北春水村舎」と称する私塾を開き、沼隈郡藤江村の山路機谷や篠崎小竹など近郷や岡山出身の塾生を育てた。機谷は学者であり、産業を興した人で、頼家の人とも交友があり、長尾秋水、河野鉄兜、頼三樹三郎、藤井竹外、竹鼻纒山、武井節庵などの儒者がたびたび来遊した。

茶山は廉塾の後継者として志摩国（三重県）的矢出身の北条霞亭（1780～1823）を迎えた。霞亭は寛政9（1797）年に京都に游学し、皆川淇園に朱子学、広岡文臺に医学を学んだ。文化9（1812）年、霞亭は自分の詩集「嵯峨樵歌」の序文を茶山に請うてそれを得たのを機縁に、翌年文化10年3月に廉塾を訪れ都講となり、文化12年に茶山の姪 敬と結婚した。塾では「易教」・「詩教集伝」「莊子」等を講釈したが、文政2（1819）年から福山藩校弘道館の教授を勤め、五人扶持を支給され、廉塾と藩校で講義した。文政4年、藩主の安部正精に召されて江戸に登り、大目付格兼奥詰三十人扶持を任ぜられ定住することとなったが、この頃から病気がちとなり、二年後に43歳で没した。

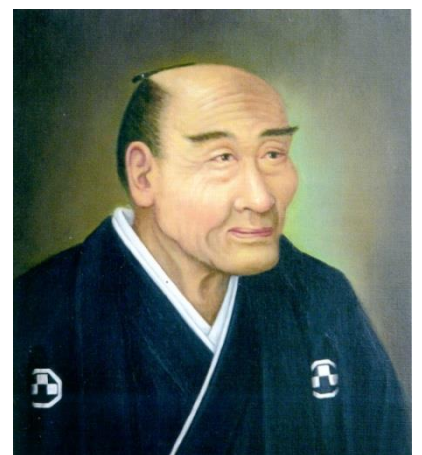
後継者として迎えられた霞亭が藩儒に登用された翌年、茶山はそれに代わる人として門田朴斎（1797～1873）を養子とした。名は重鄰、字は堯佐、通称正三郎、朴斎と号し、茶山と頼山陽に学び、幕末に福山藩の儒者として活躍した文人である。12歳で茶山に師事し、幼いながら才知聡明で数カ月で四書五経の句読を終え、経史の大義に通じて、早くも詩若干を作って茶山を喜ばせた。文政3（1820）年に茶山の養子となるが、文政10（1827）年に感情の行き違いから、離縁された。8月13日に茶山が没し、間もなく京都の頼山陽に入門する。文政12（1829）年に福山藩に登用され、江戸丸山藩邸で儒官を務めること24年に及んだが、嘉永6（1853）年ペリー来航の際に藩主・阿部



藤井暮庵旧宅(南北春水村舎)



南北春水村舎の扁額（頼春水書）



門田朴斎肖像

正弘に尊王攘夷を上申したため免職となって福山に帰郷。10 年後に復職して侍講・藩校誠之館教授・文学総理の職を歴任し、明治元（1868）年職を辞して同 6 年に没した。

神辺の出身者で廉塾の教育を受け、退塾後に神辺地方の学問や教育を担った人に鈴鹿秀満^{すずかひでまる}（1797～1877）と小早川文吾^{こはやかわぶんご}（1782～1880）がいる。

鈴鹿秀満は神辺宿の三日市に住んでいた。父平佐帯刀由秀の後を継ぎ神辺大明神（現天別豊姫神社）の神主を務めた。漢籍を茶山に、皇学と和歌を笠岡の小寺清之に学んだ。16 歳頃上京し神宮裁許状を取得し、神辺大明神の社司となり、明治維新後には安那・品治・芦田三郡の注連頭となった。詠じた和歌は生涯で 24,000 余首の多くにのぼり、中でも「梅百首歌」「櫻百首歌」は、ともに 1 日で百首を吟じたという名品であり、軽妙な筆致からは、その能筆ぶりがうかがえる。

小早川文吾は、字を景汲、通称は文吾、薇山・太平楽々翁と号し、神辺駅中の七日市、廉塾とは 50m も離れていない所に住んでいた。廉塾で学び、頼山陽が都講を勤めた頃はその塾生であった。退塾後は家業の医者をしてしながら塾を開き、晩年失明しても近隣の子弟たちに講義を続けたという。茶山の願うところは、その弟子たちが中央に出て天下の有名な人になることではなく、郷里の地にあつて「学種」となり、教養の力によって世を正し、自らは地の塩に甘んじることであった。その意味において、文吾は正に茶山の弟子であった。

幕末尊王攘夷派の志士に広く読まれ、大きな影響を及ぼしたといわれている「日本外史」の著者である頼山陽も廉塾の都講を務めた一人である。山陽来塾の要因は茶山が後継者として望んだことにあった。廉塾での山陽は「論語」や「日記故事大全」どの講釈や、茶山の詩集である「黄葉夕陽村舎詩」出版にあたっての校訂の仕事などを行った。

しかし、「三都に出て、名を揚げ度く」という大志をいっていた山陽は、文化 8 年 2 月 6 日に京都に向かって飛び出した。その際、山陽は廉塾の壁か襖に「山風水俗、先生頑、弟子愚」と落書きをして去ったという逸話が残っている。

菅波信道^{すがなみのぶみち}（1792～1868）は、幼名浅之丞、後に序平信道と改めた。備中国浅口郡連島江長（岡山県倉敷市）の三宅氏の生まれである。文化年間初頭に医学を志し、廉塾に入塾する。しかし、文化 9（1812）年、21 歳の時に茶山の薦めで尾道屋菅波家に養子に入り、本陣役を勤めた。その後茶山が没する文政 10（1827）年まで、家業である農業と酒造業を営みながら、茶山と日常生活を過ごした。

広島県重要文化財の『菅波信道一代記』（全 39 巻）は信道の自叙伝である。信道の口述を七五調の文体で筆写させており、326 点に及ぶ挿絵は当時の日常生活や風俗・世相、宿駅の様子を余すことなく今に伝える資料として貴重である。

備後国分寺 4 代目の住職である如実上人は、紀州高野山の顕生院より国分寺に転住した。和歌を嗜んだり、花を愛でるなどの風流人であったため、茶山もよく国分寺を訪ねている。茶山の編纂した『福山志料』には、「如實は紀州の産、和歌を好み、草花を愛して、無欲な僧なり、西山拙斎と善し」とある。1784（天明 4）年 3 月 20 日、茶山は鴨方の西山拙斎と国分寺に遊んでいる。国分寺境内には上人の墓碑があるが、享年や詳細は不明である。



頼山陽肖像（部分）



菅波信道肖像（部分）

如実上人を訪ひ侍りし日 庭の草花盛りなりしかば
「訪ひ寄れば袖も色濃くなりけり
籬^{まがき}の露の萩の花摺り 晋帥」

【大意】

如実上人を訪ねて国分寺に寄れば、着物の袖が色濃くなるくらい草花は真つ盛り。萩の花が映りこんだ垣根の露で着物を染めてしまいそうだ。

乗如上人（1759～1835）は備後国安那郡徳田村に生まれた。名を乗如、慧充・丹崖と号し、明和8（1771）年に13歳で真言宗寶泉寺^{ほうせんじ}へ入った。住持観如上人に従って剃髪するかたわら茶山に経史、詩書を学んだ。安永7（1778）年に高野山に登り、寶性院門主兼正智院住職の覚道法印の愛顧を受け、寛政5（1793）年に郷里の観如上人入寂をうけて寶泉寺の住職となった。寛政11年に41歳で再び高野山へ入り、その聖善院の住職となり、やがて正智院に転住、文化11（1814）年、56歳で碩学に推挙された。文政4（1821）年、寶性院門主となり、師覚道の後を継いだ。



備後国分寺の詩碑

《参考資料》 神辺郷土史研究会『菅茶山とその弟子たち』—神辺の歴史と文化 第4号—
菅茶山記念館ホームページ「郷土ゆかりの人たち」

(5) 福山市の指定・登録文化財

福山市には、文化財保護法に関わる指定・登録の文化財が328件あり、内訳は国指定25件、県指定104件、市指定160件、国登録39件となっている。この他、重要美術品が4件ある。

表 2-4 福山市の指定・登録文化財

2017（平成29）年3月31日現在

文化財の種類				指 定 区 分		国	県	市	計	
指 定	有形文化財	国宝	建 造 物		2	0	0	2		
		重要文化財	建 造 物		8	13	22	43		
			美術工芸品	絵 画	0	13	20	33	132	
				彫 刻	4	11	23	38		
				工 芸	1	11	11	23		
				書 跡	0	4	15	19		
				考古資料	1	8	10	19		
		歴 史 資 料		1	0	1	2			
	無形文化財	工 芸 技 術		0	0	1	1			
	民俗文化財	有形民俗文化財		1	1	3	5	20		
		無形民俗文化財		0	7	8	15			
	記念物	特 別 史 跡※ ¹		1	0	0	1	88		
		史 跡		5	27	25	57			
		名 勝		1	1	0	2			
		天然記念物	動 物	0	1	0	1			
			植 物	0	2	20	22			
			地 質	0	5	0	5			
伝統的建造物群	伝統的建造物群保存地区		0	0	1	1				
小 計			25	104	160	289				
登 録	有形文化財	建 造 物		39	0	0	39			
総 計				64	104	160	328			
重 要 美 術 品※ ²				4	—	—	4			

※1 特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅。

※2 旧「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき、古美術品の国外流出を目的として認定した有形文化財。

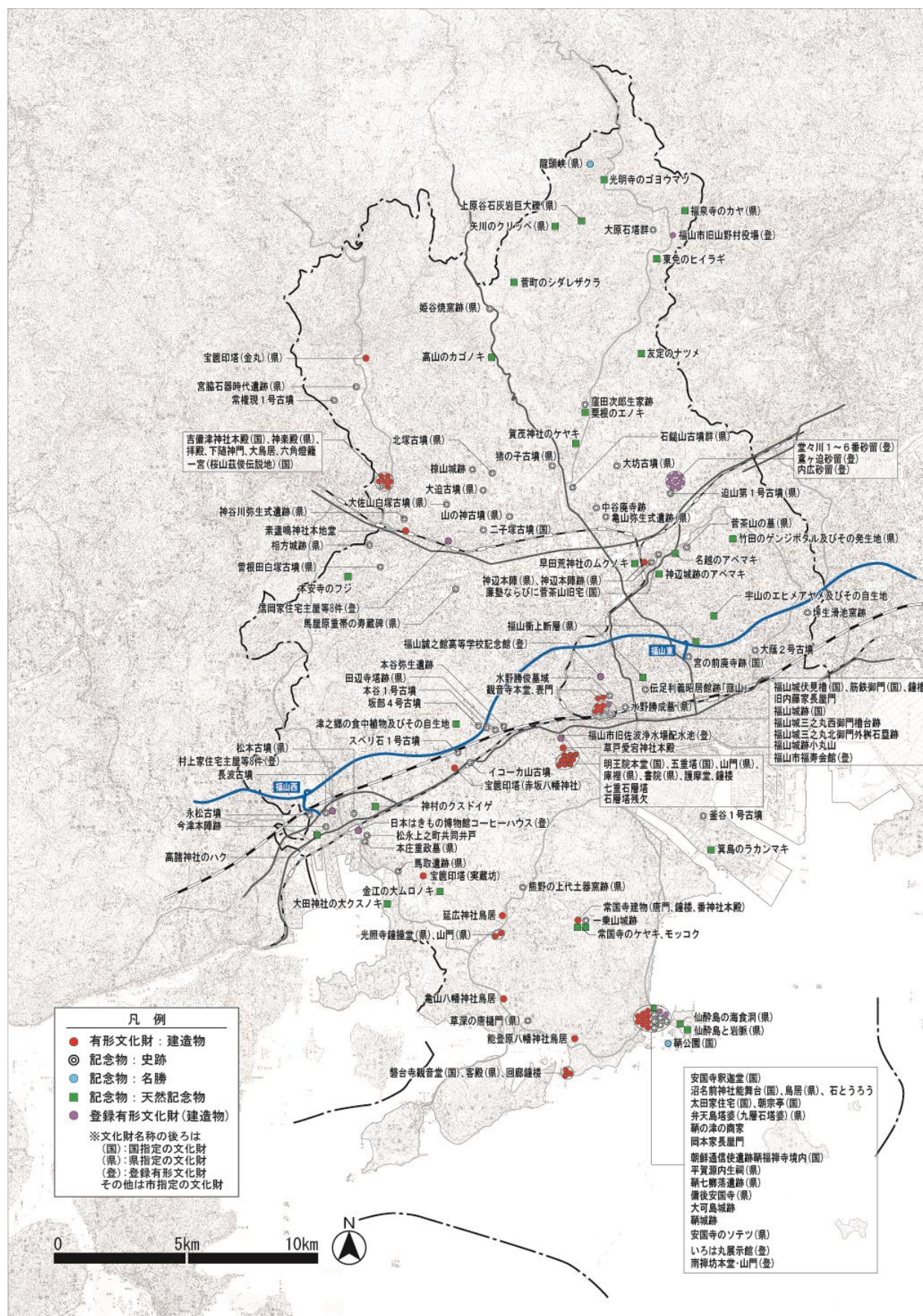


図 2-17 福山市の指定・登録文化財の分布～有形文化財（建造物）・史跡等～

(6) 特別史跡周辺の文化財と町並み（近世山陽道）

ア 特別史跡周辺の歴史概況と文化財

神辺は町内を流れる高屋川の沖積地に広がる瀬戸内の温暖な気候に恵まれた住みよい地域である。古くから人々が生活を営み、現在に至るまで連綿と歴史を築いてきた。

建武2（1335）年頃、朝山影連によって築城されたと伝えられる神辺城は、室町時代を通して備後国の守護職が居城し備後の政治を行ってきた。

神辺城の城下町として、中世から三斎市として賑わった街道筋には、一部場所を移動させながらも胡神社が残されており、七日市・三日市・十日市の地名とともに当時の姿を偲ばせてくれる。

水野勝成が福山城を築くと、江戸時代には七日市・三日市・十日市を中心に宿場町が整備され、明治時代以降は商業・工業の町として発展していった。

神辺は第1次産業として米作・綿作が、第2次産業として染色織物業が盛んであった。綿作から取れた綿花から糸を紡ぎ、色を染め布に織って販売したものが備後木綿であった。これらは江戸時代から始まっていたが、神辺縞と呼ばれるものもあり、染色と織物が同じ地域で行われていた。

江戸時代の神辺は本陣を中心とした宿場町として栄え、多くの旅人の宿泊の必需品や生活用品の店があったと考えられる。当時の商家・民家は文化4（1807）年の神辺宿大火によりほとんど焼失した後、再び宿場町として復興して繁栄をみせた。伝統的な外観を残している醤油醸造販売を行っていた藤本屋、後世に改修されているが質屋の蔵として使われていた食堂などが代表的な建物である。東本陣は消滅したが、西本陣は当時の姿を伝えている。また、神辺宿の東入口には、平野一里塚が存在する。

特別史跡周辺の指定文化財及びその他の歴史遺産（未指定の文化財など）としては、次の建造物・史跡等をあげることができる。

○神辺本陣跡（県史跡）、神辺本陣（県重要文化財）

○菅茶山の墓（県史跡）

○神辺城跡のアベマキ（市天然記念物）

○神辺城跡

○近世山陽道と歴史的町並み⇒「Ⅰ 近世山陽道と町並み」を参照

○七日市胡神社、三日市胡神社、十日市胡神社、天別豊姫神社

○平野一里塚

○水堰跡（七日市と平野の境にある樋門跡）

○その他石柱・石灯籠等の石造物（多数） など

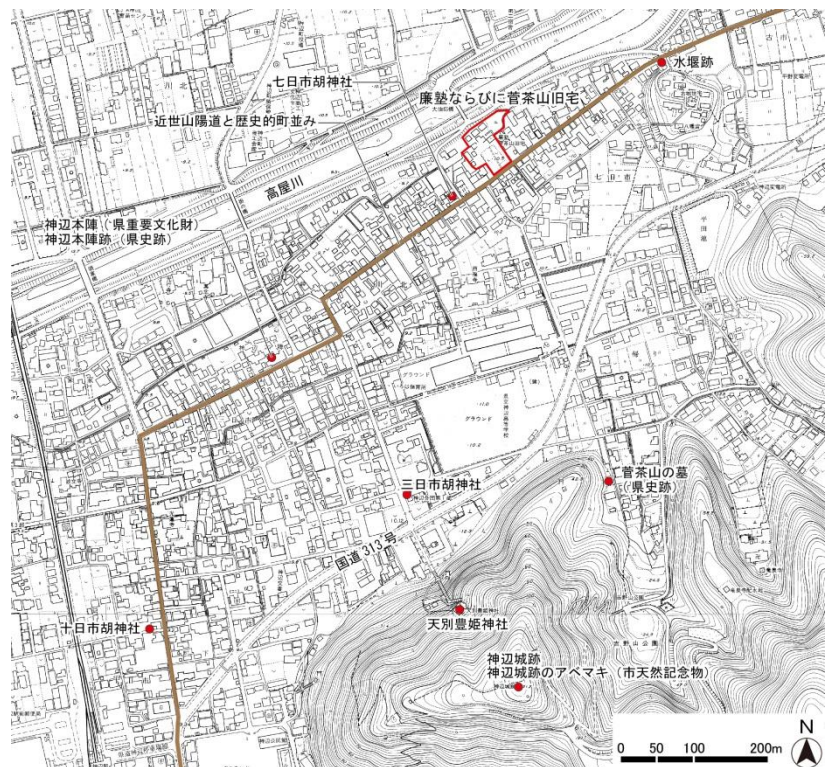


図 2-18 特別史跡周辺の主要な文化財など

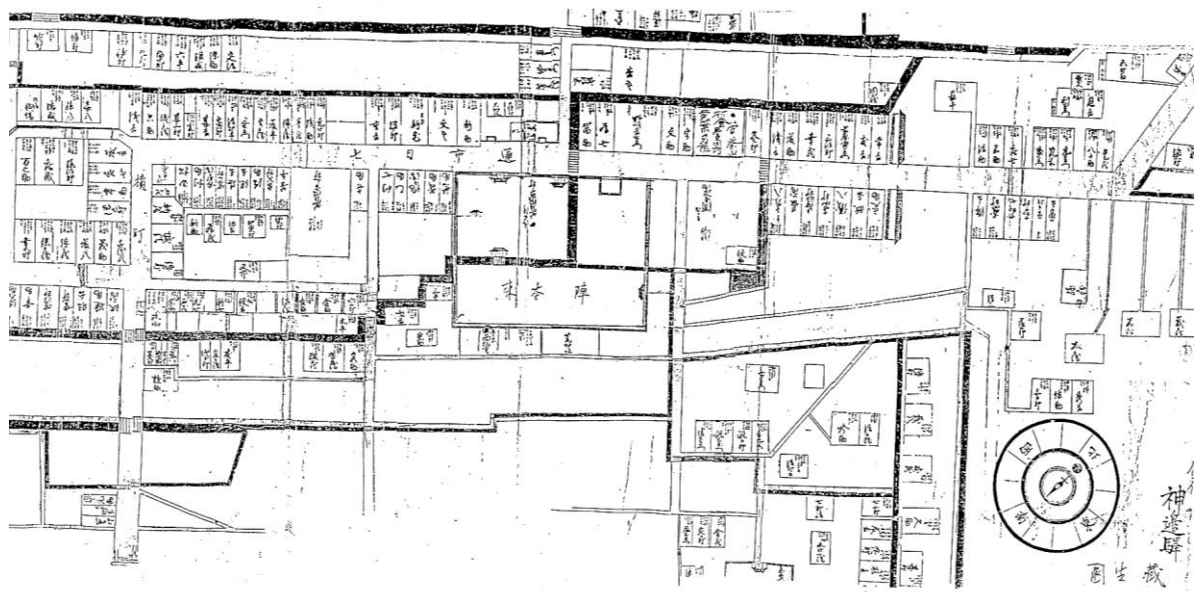


図 2-19 江戸時代の神辺

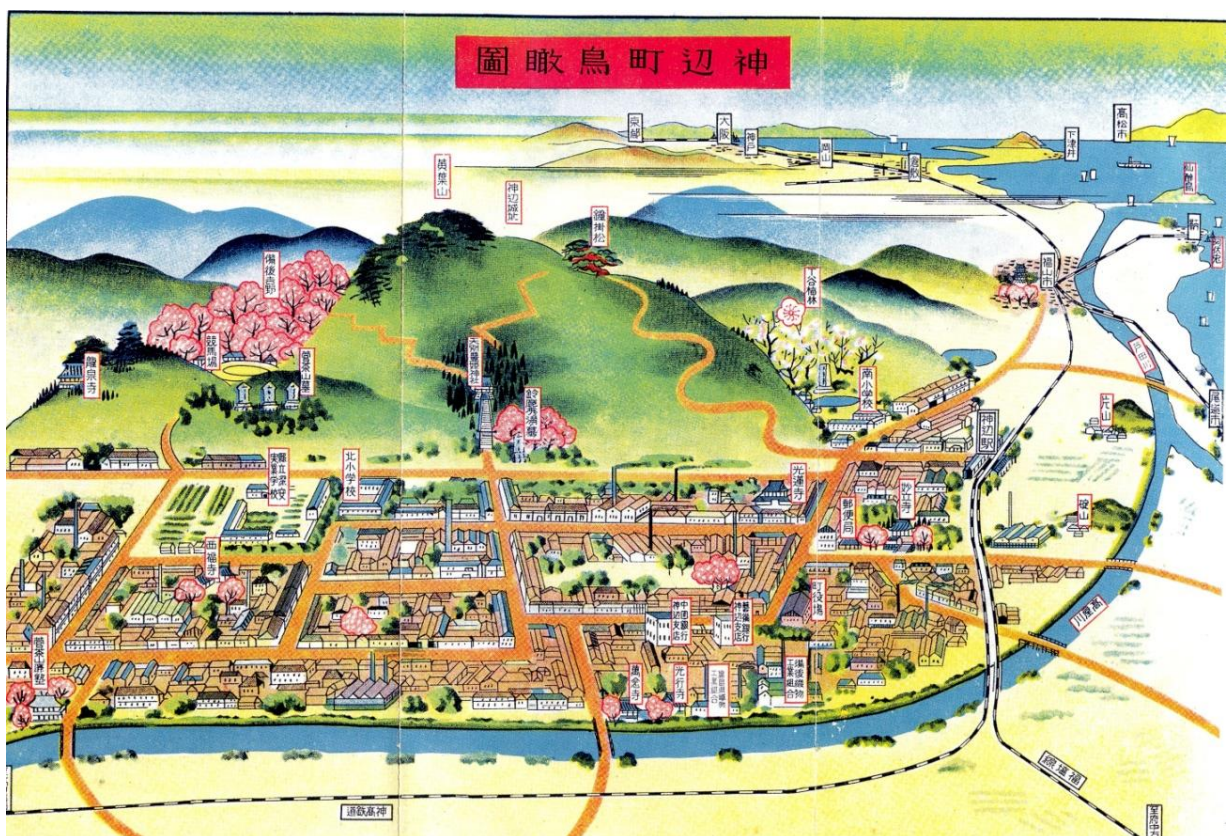


図 2-20 大正時代の神辺

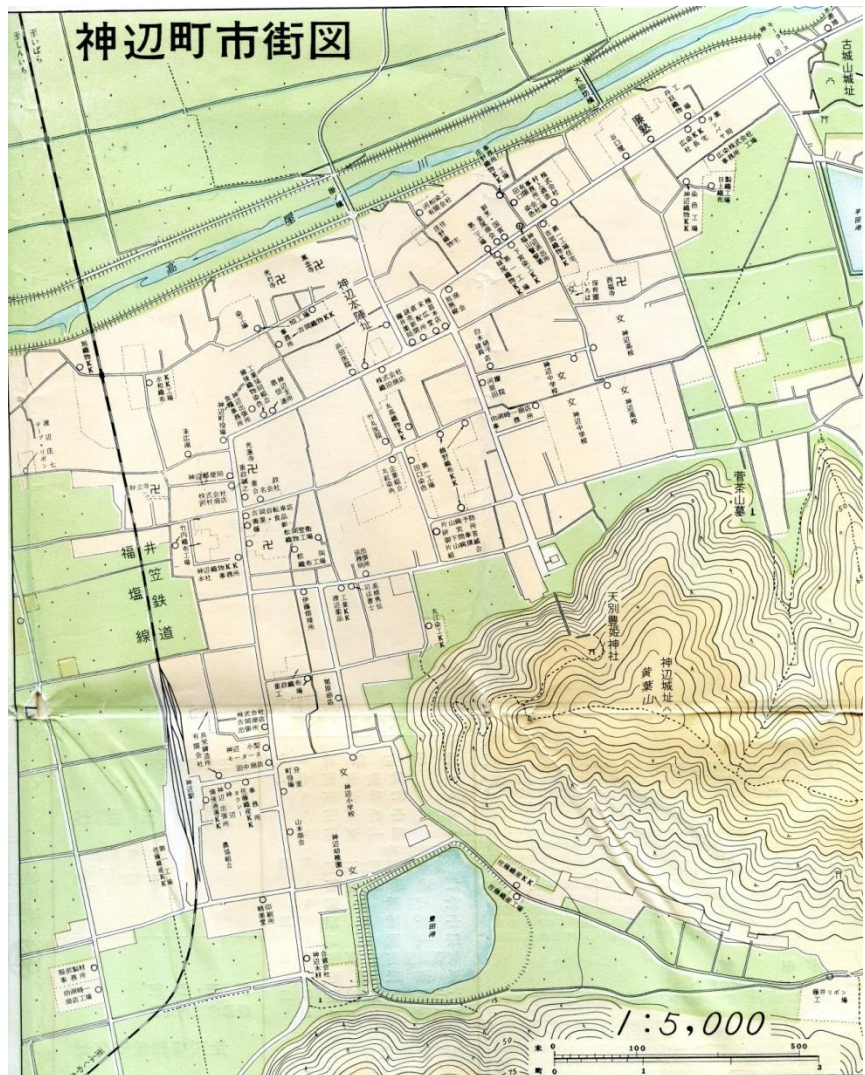


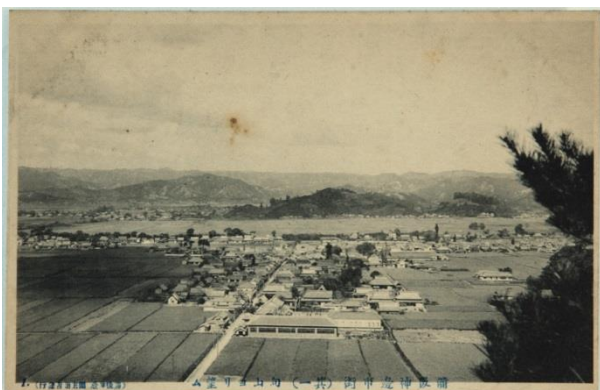
図 2-21 昭和時代の神辺



古城より望む七日市



備後織物同業組合神辺事務所（三日市）



神辺市街（黄葉山より望む）



神辺西入口付近（十日市）

イ 近世山陽道と町並み

近世山陽道沿いには、戦前（江戸時代～昭和前期）に建築された又は建築されたと推定できる建物が多数残されている（近世山陽道のルートは次々頁を参照）。

このうち、七日市の東端（水堰跡付近）から七日市の南端（国道 313 号）までの約 1,300m の間において、伝統的（歴史的）な外観（意匠）を残している建物を現時点では 51 件確認できた。その内訳を大まかに記すと次のようになる。

○全体的に伝統的（歴史的）な外観（意匠）を残している建物：25 件

○部分的に伝統的（歴史的）な外観（意匠）を残している建物：26 件

この中には、日本の伝統的な意匠を有する建物の他、西洋風の意匠の建物もある。

伝統的な意匠については、格子、なまこ壁、漆喰壁、厨子二階（中二階）、平入・妻入、屋根・瓦などがみられる。なまこ壁については、幾つかのパターン・デザインがみられる。

部分的に伝統的（歴史的）な外観（意匠）を残している建物については、後に看板を設置したり、一部現代的な模様替えを行ったりしているものが大半であるが、建替えにおいて、従前の建物の一部（格子）を再利用している例がある。

また、伝統的な建物をリニューアル・用途変更して、店舗等に利用しているものがある。

一方、老朽化が進んだ建物、空き家となった建物も目立つようになっている。

<全体的に伝統的（歴史的）な外観（意匠）を残している建物の例>



P47・48 の図の NO. 11



P47・48 の図の NO. 19



P47・48 の図の NO. 35



P47・48 の図の NO. 43

＜西洋風の意匠の建物の例＞



元銀行の建物

＜改修・再生利用などの例＞



土蔵を店舗として再生・活用



従前建物の部材（格子）を新築建物に利用。新築建物に伝統的な意匠を一部取り入れる

＜なまこ壁＞





図 2-22 近世山陽道のルート

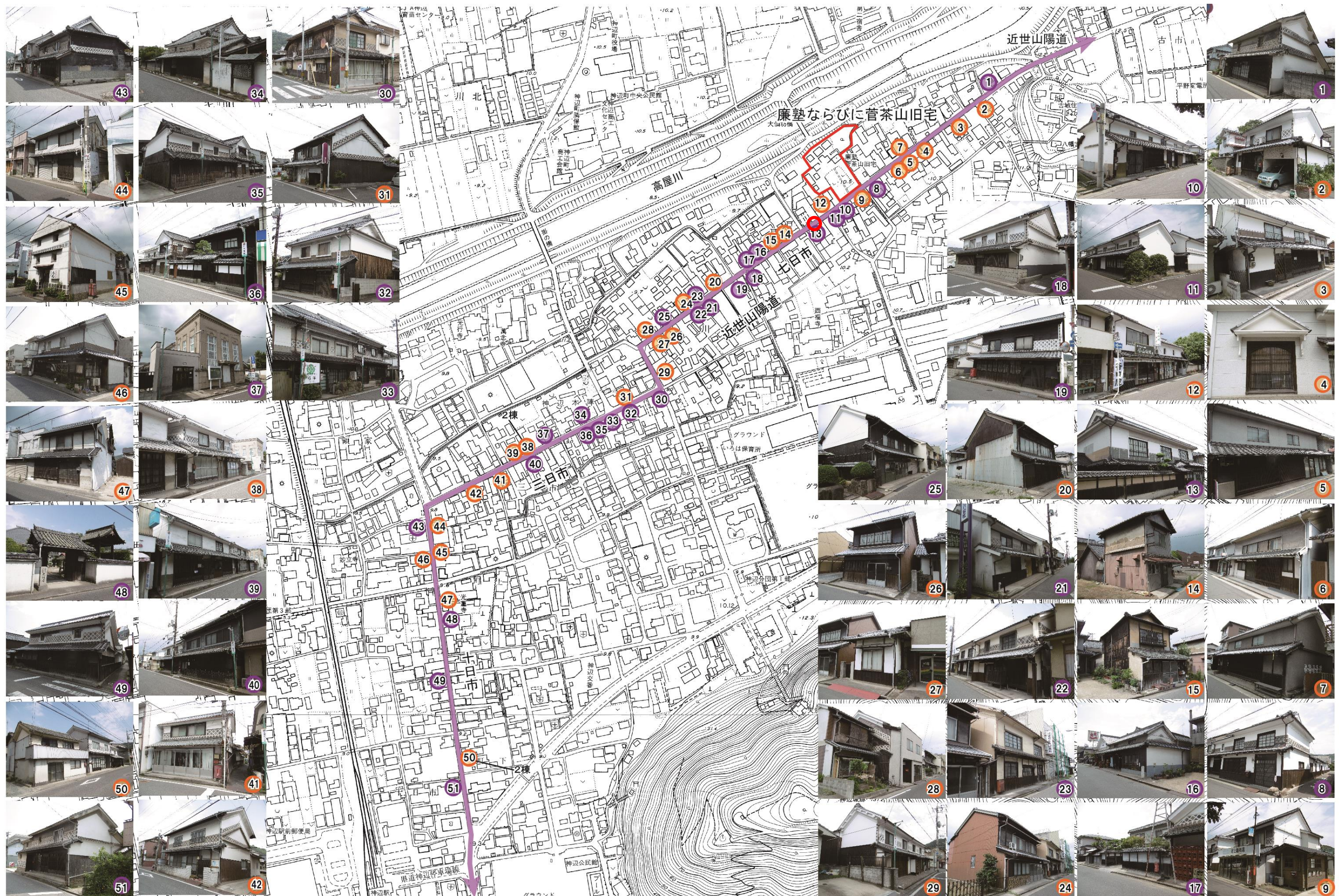
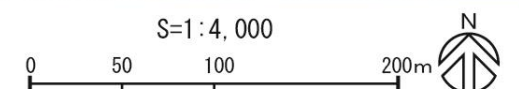


図 2-23 近世山陽道沿いの伝統的な町並み

凡例 ● 全体的に伝統的な外観を残している建物 ● 部分的に伝統的な外観を残している建物
(番号は、写真に対応)



第3章 特別史跡の概要

1 指定に至る経緯

(1) 史跡指定に至る経緯

「廉塾並菅茶山舊宅」は1934（昭和9）年1月22日付で史跡に指定され、同月31日付、社兵第148号で広島県学務部長より神辺町長宛その保存について通知があった。

官報 第二一一號 昭和九年一月二十二日 月曜日

◎文部省告示第十六號

史蹟名勝天然紀念物保存法(※1)第一條ニ依リ左ノ通指定ス

文部大臣 鳩山 一郎

第一類

史蹟

名 稱

地 名

地 域

廉塾並菅茶山舊宅	広島縣深安郡神邊町大字川北字七日市北側	六三五番，六四〇番ノ一，六四〇番ノ二，六四〇番ノ三内實測二百九十一坪，六四〇番ノ四，六四〇番ノ五 右地域内ニ介在スル水路敷
----------	---------------------	--

社兵第一四八号

昭和九年一月三十一日

広島縣学務部長

深安郡神辺町長殿 (※2)

史蹟指定ニ関スル件通牒

本年一月二十二日文部省告示第十六号ヲ以テ史蹟名勝天然紀念物保存法ニヨリ指定セラレタル「史蹟廉塾並菅茶山舊宅」ノ保存要項別紙送附候條保存上遺漏無之様御配慮相成度候

(別紙)

廉塾並菅茶山舊宅

所在地 広島縣深安郡神辺町大字川北字七日市北側

指定地積 氏所有地六筆内實測二反五畝二十七歩

右地域内ニ介在スル小水路敷

説明

廉塾ハ菅茶山ノ創始セル學舎ニシテ初メ黄葉夕陽村舎ト呼ビ後福山藩ニ請テ郷校トナシ廉塾ト称セリ。用水路ノ北側ニアリテ瓦葺二階建ナリ。玄関ヨリ右ノ三室ハ當時ノ講堂ナリ。

西隅ニ土蔵及風呂場等アリ。又用水路ヲ隔テテ瓦葺平屋建ノ寮一棟アリ。ヨク舊時ノ規模ヲ存ス。

塾ノ南用水路ヲ挟ミテ茶山ノ舊宅アリ。瓦葺二階建ナリ。

明治維新後修理増築ヲ加エタル所アルモ蔵納屋等ニ至ルマデ舊態ヲ存セリ。

一. 指定ノ事項

保存要目史蹟ノ部第五，及第八ニヨル。(※3)

二. 保存ノ要件

公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外現状ノ変更ヲ許可セザルコトハ勿論舊時ノ建物及附属工作物ノ修理並火氣ノ使用等ニ付十分ノ注意ヲ要ス。

※1 「史蹟名勝天然紀念物保存法」(大正8年法律第44号)は、1919(大正8)年の第41回帝国議会で議員提案により成立し、同年4月10日公布、6月1日から施行された。

「天然紀念物」と「天然紀念物」の表記については、1911(明治44)年3月11日付けの建議においては、「天然紀念物」が用いられ、これを審議した貴族院の記事録中の記載においても「記」が用いられている。その後、いつの時期からか「紀」の文字が用いられるようになり、大正8年の史蹟名勝天然紀念物法制定時には「紀」が一般的であった。(『文化財保護法五十年史』文化庁 株式会社 ぎょうせい発行 平成13年8月1日)

※2 この文書にある神辺町とは、1929(昭和4)年3月1日に川北村と川南村が合併して成立した旧神辺町のことである。なお、1954(昭和29)年3月31日に旧神辺町・竹尋村・御野村・湯田村・中条村・道上村の1町・5村が合併して新神辺町(現在の福山市神辺町)が成立した。

※3 当時の史蹟指定については、次のような基準が設けられている。

「史跡名勝天然紀念物保存要目(抄)」1920(大正9)年1月28日

史蹟ノ部

五、聖廟、郷学、藩学、文庫又は是等の跡其の他教育学芸に關係深き史跡

八、由緒ある旧宅、苑池、井泉、樹石の類

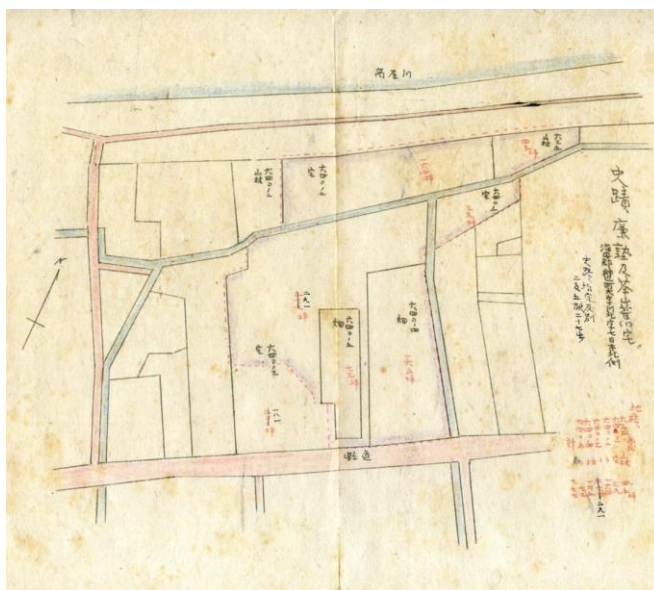


図3-1 史跡指定関係図面 1

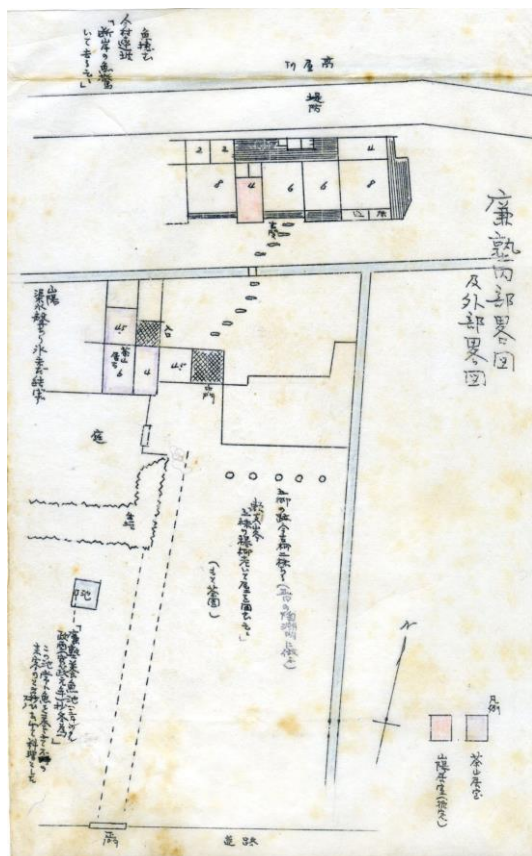


図 3-2 史跡指定関係図面 2

(2) 特別史跡指定に至る経緯

当時の塾関係施設や寮舎、茶山旧宅が現存することから、1934（昭和9）年に史跡に指定され、さらに、三重県松坂市の本居宣長の居館跡（特別史跡本居宣長旧宅、特別史跡本居宣長宅跡）とともに二大学舎といわれ、当時の教育環境を現在に伝える全国唯一の施設であることから、1953（昭和28）年に特別史跡の指定を受けた。

なお、「廉塾並に菅茶山旧宅」が1953（昭和28）年3月31日付で特別史跡に指定されたことが、1954（昭和29）年10月5日付で文化財保護委員会委員長から所有者宛に通知された。

(3) 広島県史跡菅茶山の墓の指定に至る経緯（関連事項）

ア 指定に関する広島県よりの通知

広島県史跡として指定するよう1938（昭和13）年11月16日付で広島県学務部長より次の通り通牒があった。

菅茶山墓史跡指定に関する通牒

社兵第一六一五号

昭和十三年十一月十六日

広島県学務部長

深安郡神辺町長殿

史蹟指定に関する件

貴管内左記物件を本縣史蹟名勝天然記念物保存顕彰規定により史蹟として指定顕彰致度候條次の要項により調書御調製の上十二月十日迄に御提出相煩し度此段御依頼候也。

調書事項

- 一. 種別
- 二. 名称
- 三. 所在地（地籍図添付のこと）
- 四. 地図
- 五. 地積
- 六. 所有者の住所氏名
- 七. 所有者の外管理者又は占有者あるときは其住所氏名
- 八. 工作物其他物件の性質、形状、構造、大小及数量
- 九. 現状（写真添付のこと）
- 十. 由来、徴證及傳説

記

- 一. 物件 菅茶山墓

イ 菅茶山墓史跡指定に対する調書提出

広島県学務部長からの照会により、神辺町長が次の通り回答した。

昭和十三年十二月一日

深安郡神辺町長 横山運治

広島県学務部長殿

史蹟に関する件回答

客月十六日附社兵第一六一五号を以て左記物件に対し史蹟御指定上必要の趣きにて調査方御照會の件、別冊の通りに候條及回答候也。

記

一、物件 菅茶山墓

ウ 菅茶山墓の広島県史跡指定

昭和15年2月22日広島県告示第123号を以て「広島県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規定第一條」により史跡に指定し、同月27日付県報により告示された。



1. 菅茶山墓(昭和16年7月)



2. 菅茶山墓標識と説明板
(昭和16年7月)

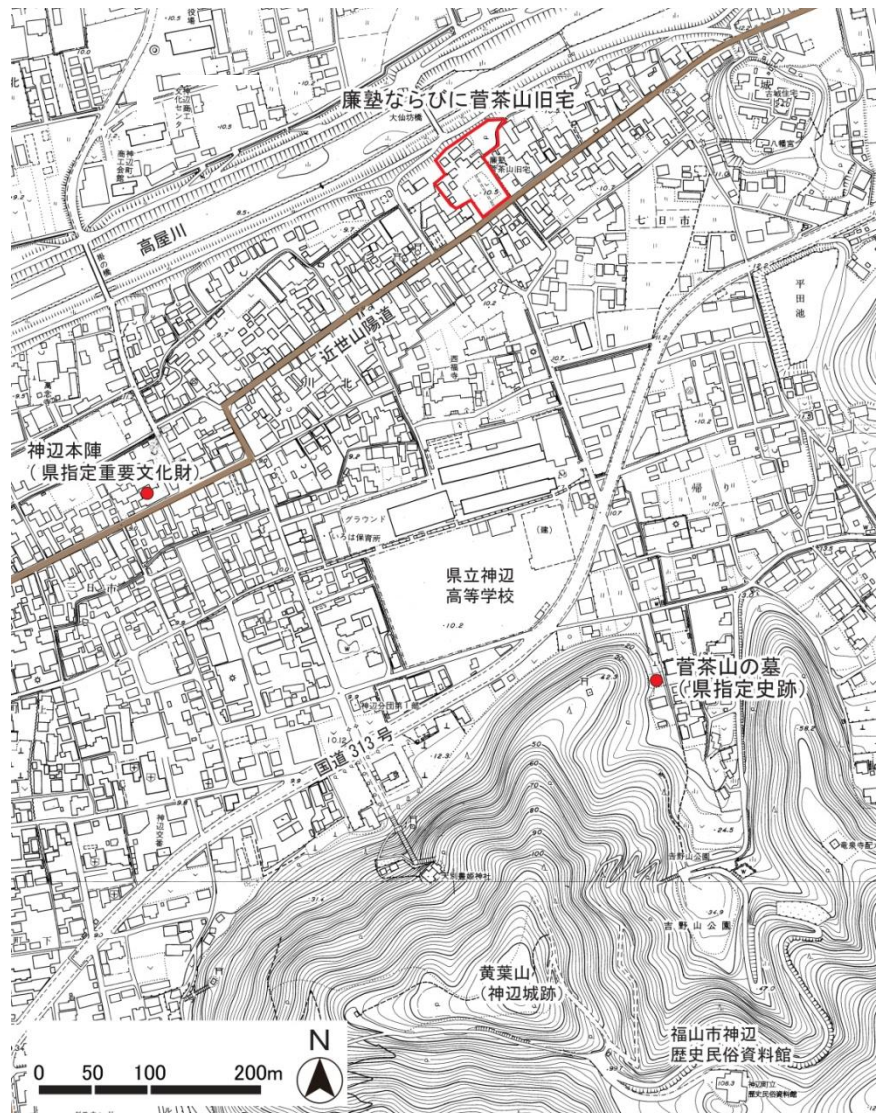
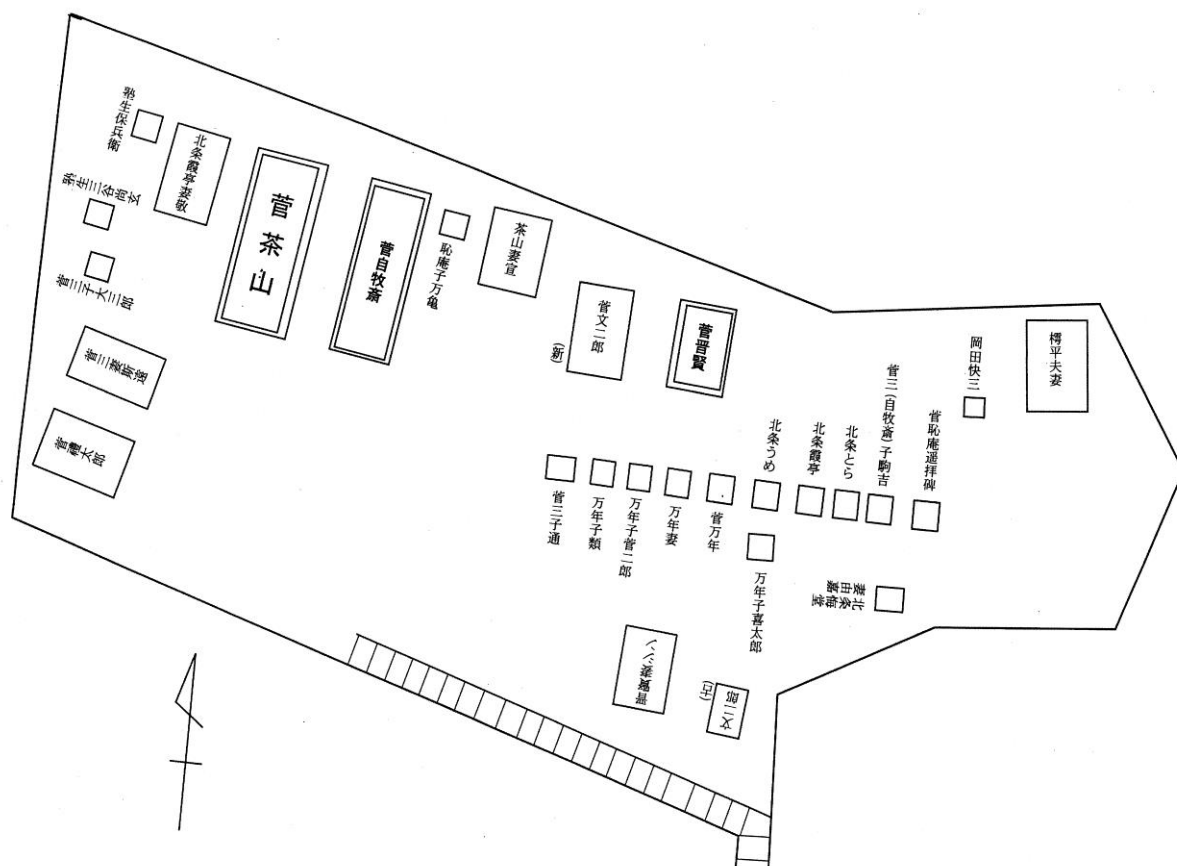


図3-3 菅茶山墓の位置



3. 菅氏墓地見取図 (1950(昭和 25)年 2 月 1 日現在)

図 3-4 菅氏墓地見取図



新史蹟
菅茶山の墓

二十七日附縣報にて新史蹟として指定された備後神邊町が生んだ先哲流四位宮某山先生の墓碑は、名所、備後吉野の登山口に位して來神の文人、名士は必ずこの墓碑に參拜すると云ふ崇高振りである。

同先生は遠く桃園天皇の寛延元年二月一日御邊に於て颯々の聲をあげ、仁孝天皇の文政十年八月十三日八十歳の高齡を以て歿した、先生の名は普郎、字は禮禮、通稱を太中と言ひ泰山と號してゐた、先生は始め鄭波堂先生に師事して研學、當代一流の漢學者として立ち日本外史著作者で有名な頼山陽先生を一時指導した事もあり詩人として、教育者として、儒士家として有名であつた

墳墓の高さは八寸の花崗石を以て僅かに前方を剪除したる圓形（直徑三尺）を造り中央は粘土を盛りて之を塗り碑は花崗石を以て墳墓の前方に設け、壓石は長さ三尺幅一尺六寸、厚さ四寸にして其上に高さ四尺五寸五分、幅一尺、厚さ九寸の軸石を建てしあり、屋舎は木造平家建瓦葺にして桁行六尺、梁行三尺六寸、棟高七尺五寸、軒高さ六尺、四方に格子を圍らしてあり、櫓壁は原舎の外部に花崗石を以て端垣様の垣を圍し長さ十尺、幅六尺、高さ二尺五寸にして正面に高さ三尺五寸の門を設けてある（写真は菅原山先生之墓所）

墳墓の高さは八寸の花崗岩を以て僅かに前方を剪除したる圓形（直徑三二尺）を造り中央は粘土を盛りて之を塗り、碑は花崗岩を以て墳墓の前方に設け、墓石は長さ三二尺、幅一尺六寸、厚さ四寸にして其上に高さ四尺五寸五分、幅一尺、厚さ九寸の軸石を建ててあり、屋舎は木造平家建瓦葺にして桁行六尺、梁行三尺六寸、棟高七尺五寸、軒高さ六尺、四方に格子を圍らしてあり、櫓壁は屋舎の外部に花崗岩を以て端垣櫓の柵を圍らし長さ十尺、幅六尺、高さ二尺五寸にして正面に高さ三尺五寸の門を設けてある（實録眞は松本先生の墓所）

4. 県史跡指定を報じる新聞記事（合同新聞芸備版 1940（昭和15）年3月3日）

2 指定の状況

(1) 指定告示

ア 文化財保護委員会委員長からの通知

「廉塾並に菅茶山旧宅」が1953(昭和28)年3月31日付で特別史跡に指定されたことが、昭和29年10月5日付で文化財保護委員会委員長から所有者宛に通知された。

文化財保護委員会

文委記第65号

広島県深安郡神辺町大字川北640-3

(所有者) 菅 好雄

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第2項の規定により、昭和28年3月31日付で下記の通り指定しましたから通知します。

なお、昭和29年10月5日付文化財保護委員会告示第46号で官報告示になりましたから、念のため申し添えます。

記

種 別 特別史跡

名 称 廉塾並に菅茶山旧宅

所 在 地 広島県深谷郡神辺町大字川北字七日市

指定地域 昭和9年文部省告示第16号で告示した地域

昭和29年10月5日

文化財保護委員会

委員長 高橋誠一郎

イ 官報告示

1954(昭和29)年10月5日の「官報 第8328号」において、「廉塾並に菅茶山旧宅」の特別史跡の指定が告示されている。

昭和29年10月5日 火曜日 官報 第8328号

◎文化財保護委員会告示第四十六号

文化財保護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百三十一号)による改正前の文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第二項の規定により、昭和二十八年三月三十一日付をもって、広島県深安郡神辺町所在の史跡廉塾並びに菅茶山旧宅(昭和九年文部省告示第十六号)を特別史跡に指定した。

昭和二十九年十月五日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

参考：特別史跡

当時の特別史跡の指定については、次のような基準が設けられている。

昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第二号

国寶その他選定基準

一．史蹟

わが國の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つその遺蹟の規模・遺構・出土遺物等において学術上價值あるもの。

二．特別史蹟

史蹟のうち学術上の價值が特に高く、わが國文化の象徴たるもの。

（２）指定説明文とその範囲

特別史跡となったことに対する指定説明文は記されていない。ただし、解説文としては「江戸時代に盛行した私塾の内、その旧規模を最もよく遺存するものであり、また郷学の遺構としても重要であって、その人物の優れていることと相俟って、学術上の価値が極めて高く、その旧宅のよく保存されていることも貴重である。」（国指定文化財等データベース）と記されている。

指定の範囲については、史跡の範囲と同じ「指定地域 昭和 9 年文部省告示第 16 号で告示した地域」であることが記されている（P49 を参照）。

なお、廉塾ならびに菅茶山旧宅の指定地の面積は、2,923.36 m²（実測）となる。



近世山陽道に面する廉塾ならびに菅茶山旧宅



建物の南側に広がる菜園

(3) 指定に至る調査成果

特別史跡の指定に至る調査成果として確認できているものは、次のようになる。

○指定地内の植物

- ・史跡指定時（1934(昭和9)年）における調査→「3 特別史跡の現状 （4）植生の過去と現在」に掲載

○特別史跡指定時の関係図面（収集，作成）

見取図，隣地関係写図，黄葉夕陽村舎鳥瞰図，菅茶山塾平面図，菅茶山塾実測図（断面図），菅茶山塾実測図（立面図）

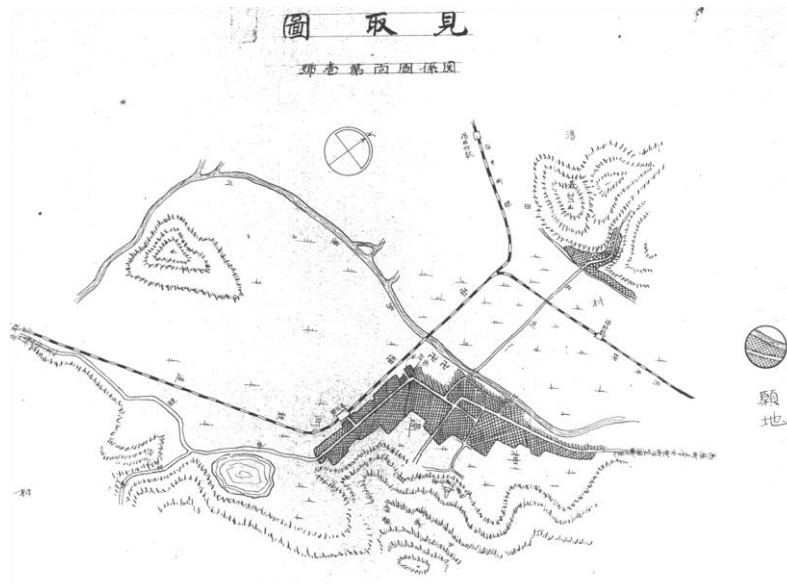


図 3-5 見取図



図 3-6 隣地関係写図

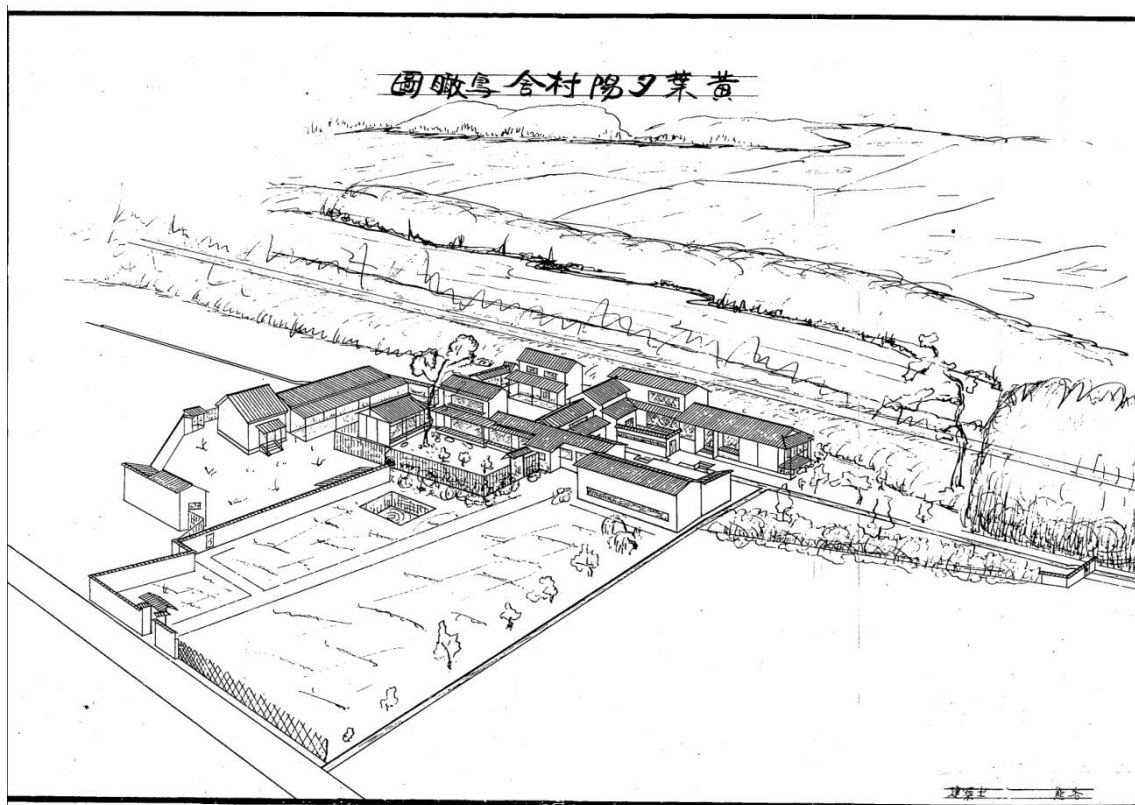


图 3-7 黃葉夕陽村舍鳥瞰圖

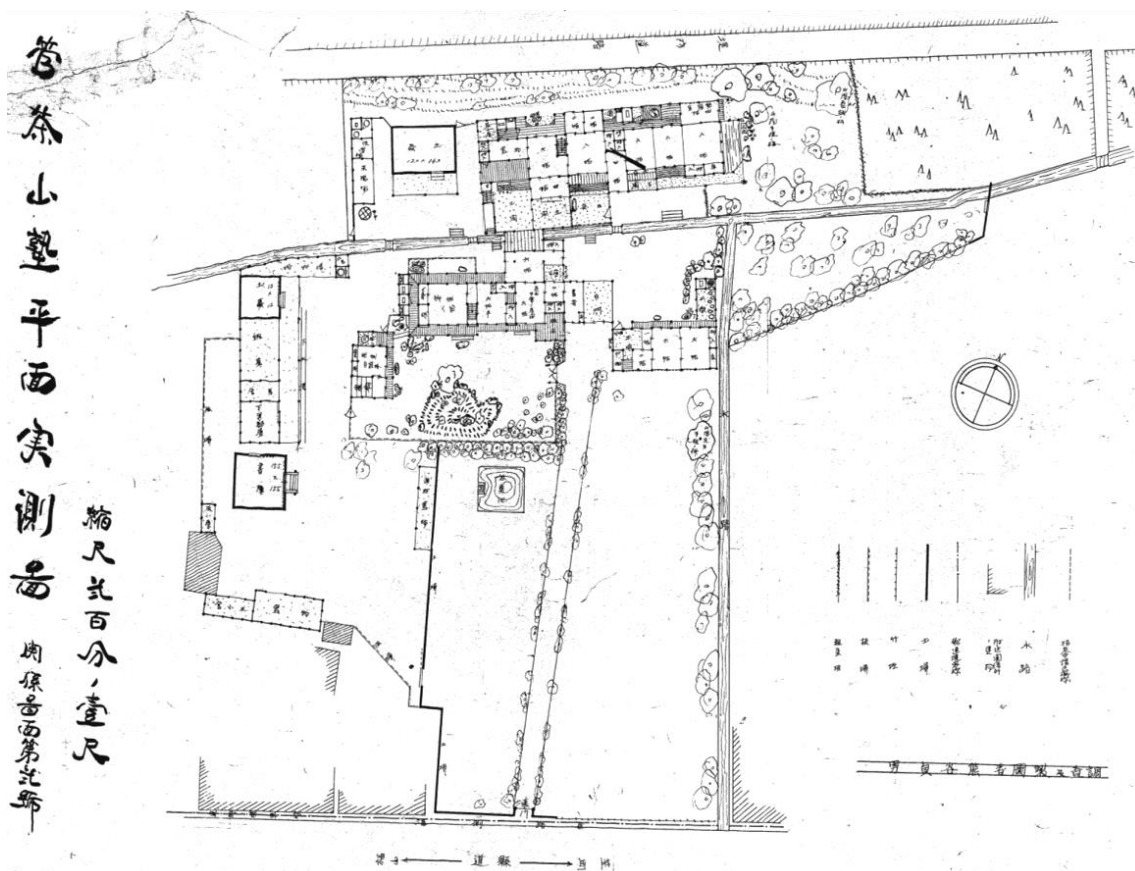


图 3-8 蒼茶山塾平面實測圖

参考：特別史跡指定当時の写真

特別史跡に指定された当時の講堂及び全景の写真を掲載する。



廉塾講堂—1950（昭和25）年9月—



廉塾全景（南西より）—1950（昭和25）年9月—

(4) 指定地の状況

ア 土地等の所有関係

廉塾ならびに菅茶山旧宅の水路を除く指定地（面積 2,923.36 ㎡）は、すべてが民有地であり、所有者は菅茶山の子孫一人の個人所有（土地、建物）となっている。なお、水路については福山市の所有となっている。

建物については、本章の「3 特別史跡の現状」で、配置や名称などを整理している。

イ 土地利用

廉塾ならびに菅茶山旧宅の指定地（面積 2,923.36 ㎡）の土地利用を、土地登記簿の地目からみると、廉塾・付属施設、米蔵、茶山旧宅、祠堂、寮舎、書庫などの建物が立地している地番は宅地となっており、全体の 67.1%を占める。

また、茶山旧宅や寮舎の南側には畑があり、地目も畑となっており、全体の 27.8%となっている。なお、地目は畑であるが、指定地の南東側の進入口付近には小広場があり、送迎スペースにもなっている。

指定地の北東側の樹林（一部竹林）となっている区域は原野であり、全体の 5.1%となっている。この他、指定地内には東西及び南方向に水路が通っている。

表 3-1 指定の地番及び指定面積（水路（福山市所有）は除く）

番 地	地 目	面 積（実測）	構成比（％）	所有
6 3 5 番地	原野	148.83 ㎡	5.1	個人
6 4 0－1 番地	宅地	170.02 ㎡	5.8	個人
6 4 0－2 番地	宅地	566.06 ㎡	19.4	個人
6 4 0－3 番地	宅地	1,224.52 ㎡	41.9	個人
6 4 0－4 番地	畑	564.03 ㎡	19.3	個人
6 4 0－5 番地	畑	249.90 ㎡	8.5	個人
合 計		2,923.36 ㎡	100.0	すべて民有地



特別史跡の全景（2017(平成 29)年 2 月 13 日、ドローンによる撮影）

特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅 (S=1:1,000)

■ 部分は史跡指定範囲

※640-3 は一部指定地外を含む (西側)



図 3-9 特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅の指定範囲 (指定地番)

ウ 管理者・団体

＜管理に関する広島県よりの通知＞

「廉塾並菅茶山舊宅」の管理について、1935(昭和10)年3月25日付で広島県学務部長より神辺町長宛に、文部省宗教局長からの通牒があったことの通知が、次のようにあった。

これによって、実際上の管理は所有者があたることが認められている。したがって、水路部分は福山市、それ以外の指定地の大半は土地の所有者（個人）が担当することになる。

社兵第六九五号

昭和十年三月二十五日

広島県学務部長

深安郡神辺町長殿

史蹟廉塾並菅茶山舊宅管理ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ客月二十日発第一〇三六号ヲ以テ御回報有之候處右ハ所有者ヲシテ實際上ノ管理ニ當ラシムルモ差支ナキ旨文部省宗教局長ヨリ通牒有之候條御了知相成度候也。

エ 管理に関わる施設整備等の経緯

① 標識及び注意札の設置に関する申請

「史蹟名勝天然記念物保存法」の史蹟等の管理に関しては、内務大臣（1928(昭和3)年12月以降は文部大臣が主務大臣となり、文部省宗務課所管となった。）が地方公共団体を指定して管理に当たらせることができ、管理のための経費は当該地方公共団体が負担し、これに国が補助することができるとされた（同法第5条）。

このため、「廉塾並菅茶山舊宅」の保存施設として標識と注意札の設置について、1942(昭和17)年7月13日付で神辺町長及び管理者より文部大臣宛で次の国庫補助申請書を提出したが、実現しなかった。

神収第三四九〇号

昭和十七年七月十七日

広島県深安郡神邊町長 重政雄造

文部大臣 橋田邦彦殿

史蹟保存施設国庫補助ニ関スル件

別紙申請書ノ史蹟廉塾並菅茶山舊宅保存施設ニ對スル国庫補助金交付方相煩度此段及副申候也

史蹟廉塾並菅茶山舊宅保存施設ニ関スル件申請

史蹟名勝天然記念物保存法ニ依リ史蹟トシテ指定相成タル廉塾並菅茶山舊宅ノ保存施設ニ関シ別紙関係書類及圖面ノ通り實施致度ニ付何分ノ御指揮相受度尚右ニ要スル経費ニ對シテハ相當額国庫補助相成度此段及申請候

昭和十七年七月十三日

管理者 菅 好雄

文部大臣 橋田邦彦 殿

② 保存施設に関する広島県からの通知

「廉塾並に菅茶山旧宅」と「菅茶山の墓」の保存施設について、1949（昭和24）年2月4日付で広島県から次の通知があった。

昭和二十四年二月四日

広島県教育委員会事務局福山出張所長

関係町村長殿

史蹟名勝天然記念物の保存について

首標のことについて 文部省の指定したものについては「史蹟名勝天然記念物ノ保存ニ関スル件依通牒」に依り標識を建設することになっているが 広島県指定のものも之に準じて建設するようにしたいから 貴町所在の左記記念物につき現状御調査の上 左記様式により二月十日必着を以て報告下さい

記

史蹟名勝天然 記念物の名勝	標識の 有無	已設置の場合 其の現状		
		数	材料並大さ	記載文句

1. 廉塾並に菅茶山旧宅
2. 菅茶山之墓

昭和二十四年二月十日

深安郡神邊町長 亀川正雄

広島県教育委員会事務局福山出張所長殿

史蹟名勝天然記念物保存についての回答

本月四日附を以て史蹟名勝天然記念物の保存について御照会になりました件左記の通り報告申し上げます

記

史蹟名勝天然 記念物の名勝	標識の 有無	已設置の場合 其の現状		
		数	材料並大さ	記載文句
廉塾並に菅茶山旧宅	—	—	—	建設準備中
菅茶山之墓	有	二	別紙の通り	別紙の通り

(別紙)

菅茶山之墓

一. 標式

1. 材料並に大さ

松材ペンキ塗り七寸五分角, 高さ六尺五寸 (地上)

2. 記載の文句

(表面) 史蹟菅茶山の墓

(左右側) 昭和十五年二月指定 廣島縣

二. 注意札

1. 材料並に大さ

2. 記載の文句

(説明)

茶山名ハ晋帥, 字礼卿, 通称太中ト謂ヒ寛政元年二月此地ニ生レ長シテ京師ニ遊ヒ帰郷後黄葉夕陽村舎ヲ創メテ郷黨ヲ教ヘ後亦郷校ニ列シ廉塾ト改ム。備中ノ碩儒西山拙斎ト親交モ敦ク山陽其ノ塾頭タリシコトアリ。茶山詩名最モ高ク黄葉夕陽村舎詩, 福山志料等ハ後世ニ顕ル所ナリ。文政十年八月没。年八十。

注意

一. 墓碑の毀損ヲ為サザルコト

二. 指定地域内ノ現状変更セサルコト

③ 「廉塾ならびに菅茶山旧宅」の標識及び注意札の設置について

1950 (昭和 25) 年 5 月 17 日付で, 次の通り管理者より文部大臣宛で申請書が提出された。これを受けて, 昭和 25 年 12 月 28 日付で, 広島県教育委員会教育長より次の通り通知があり, 標識・説明板の設置となった。また, この時から史跡の表記が「廉塾並に菅茶山旧宅」から「廉塾ならびに菅茶山旧宅」となった。

史蹟保存施設に對する奨励金御下附方申請

一. 史蹟廉塾並菅茶山舊宅

所在 廣島縣深安郡神邊町大字川北六三五番, 六四〇番ノ一, 六四〇番ノ二, 六四〇番ノ三, 六四〇番ノ四, 六四〇番ノ五

右史蹟に對し左記保存施設を致したうございますから奨励金の御下附相仰ぎたく別紙仕様書及図面相添へ申請いたします。

昭和二十五年五月十七日

廣島縣深安郡神邊町大字川北六百四十番地の三
右管理者 菅 好雄 ㊞

文部大臣 高瀬莊太郎 殿

記

一. 標 識 建設費 金壹万八千七百拾貳円

一. 注意札 全 金壹千七百四拾貳円五拾壹錢

計 金貳万四百五拾四円五拾壹錢

廣教委社第六八九号

昭和二十五年十二月二十八日

廣島縣教育委員会教育長

深安郡神辺町長 殿

史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅の標識及び説明札の記載文について

本年五月十七日付管理者より申請のあった貴部内首標史跡の標識及び説明札の記載について、このたび文化財保護委員会より別添のとおり通知がありましたので、管理者にお知らせ下さい。

(別紙)

標識

(正面) 史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅

(裏面) 文化財保護委員会

(側面) 昭和二十五年十一月建設

説明札

廉塾は江戸時代の有名な漢學者菅茶山が創始した學舎で、はじめは黄葉夕陽村舎といていたが、のちに茶山は福山藩に願って郷校とし廉塾と称した。域内を流れる用水路の北側に沿うて設けられ、玄関の右のほうが講堂で、西のすみに土藏およびふろ等があり、用水路を隔てて寮が一棟ある。また塾の南に用水路をはさんで茶山の旧宅がある。すぐれた學者の遺跡としてまた當時の教育施設の好例としてよく旧態をとどめており昭和九年一月史跡に指定された。

このように貴重な文化財であり國民の寶であるから各自協力してこの史跡をたいせつに保護しなければならない。

昭和二十五年十一月

文化財保護委員会

※設置費用については国庫より 10,000 円、神辺町より 10,000 円の補助金があった。

3 特別史跡の現状

(1) 建物・工作物の配置と概況

1883（明治 16）年に、廉塾 3 代塾主の菅晋賢^{くにかた}が文部省に塾の概要と歴代の塾主を報告した文書がある。これによると、塾主は初代菅晋帥（茶山）、2 代菅惟縄（自牧斎）、3 代菅晋賢で、天明年間に開塾され、明治 5 年に閉塾したことが記されている。

明治 16 年菅晋賢文部省報告

一 名 称 黄葉夕陽村舎ト號シ廉塾ト称ス

二 所 在 地 備後国安那郡神邊川北村

三 塾主氏名 天明年間ヨリ文政十年迄ハ菅晋帥天保年間ヨリ安政六年迄ハ菅惟縄慶応年間ヨリ明治五年迄ハ菅晋賢

四 学 科 漢学朱子学ヲ主トシ傍ラ詩文ヲ為ス

五 教師の数 一名

廉塾ならびに菅茶山旧宅の構成物は主に建造物（建物及びその他工作物）・植栽・畑地からなる。これらの用途は、大きく分けて廉塾・付属施設、寮舎、茶山旧宅、茶山の父母と子孫を祀る祠堂、米蔵、書庫、米蔵・納屋・馬小屋・物置などの建物、及び養魚池、庭、菜園などからなる。

近世山陽道に面した表門と茶山旧宅の間には、菜園や養魚池が設けられている。茶山旧宅は、現在居住空間（非公開空間）として利用されており、中庭には築山が築かれ、中庭の西側には祠堂が存在する。さらに、その西側には米蔵・納屋・馬小屋・物置及び書庫があり、一方、中門を挟んで東側には寮舎が一棟現存する。

茶山旧宅と水路を挟んで北側には廉塾・付属施設があり、その西側には米蔵及び米搗小屋・物置・便所がある。この水路には石段が設けられており、塾生たちが筆や硯を洗っていたと伝えられている。

1934（昭和 9）年の史跡指定時と比較すると、灰小屋・納屋等の一部施設が無くなり、植生も一部変わっているが、基本的には当時の状況を今に伝えている。



1920(大正9)年の講堂（南西より）



同（南東より）

表 3-2 指定地内の建物（名称）と面積

名 称	面 積	構造形式
廉塾・付属施設	263.0 m ²	一部二階建，切妻造，棧瓦葺
茶山旧宅	276.1 m ²	二階建，切妻造，棧瓦葺
祠堂	27.5 m ²	平屋建，切妻造，棧瓦葺
米蔵・納屋・馬小屋・物置	64.0 m ²	平屋建，切妻造，棧瓦葺
米蔵	61.4 m ²	二階建，切妻造，本瓦葺
書 庫	24.8 m ²	平屋建，切妻造，本瓦葺
米搗小屋・物置・便所	36.4 m ²	平屋建，切妻造，棧瓦葺
寮 舎	48.5 m ²	平屋建，切妻造，棧瓦葺
表 門	—	平屋建，切妻造，棧瓦葺
合 計	801.7 m ²	



図 3-12 特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅の配置図

(2) 指定地及びその周辺の地形

指定地内の地形は、水路を除きほぼ平坦であるが、その中で若干のレベル差があり、その概況は次のようになる。

指定地の南側（畑、送迎スペースを中心とした区域）：標高 10.4m～10.6m程度

建物がある区域：概ね標高 10.3m前後（茶山旧宅の築山は 10.7m程度、水路は 9.5m前後）

北東側の樹林地：標高 10.4m～11.0m程度（土手側がやや高い）

周囲をみると、北側には高屋川の堤防（道路）が位置し、標高は概ね 14m代であり、指定地よりも 3～4m程度高くなっている。その他は指定地とほぼ同様のレベルにある。

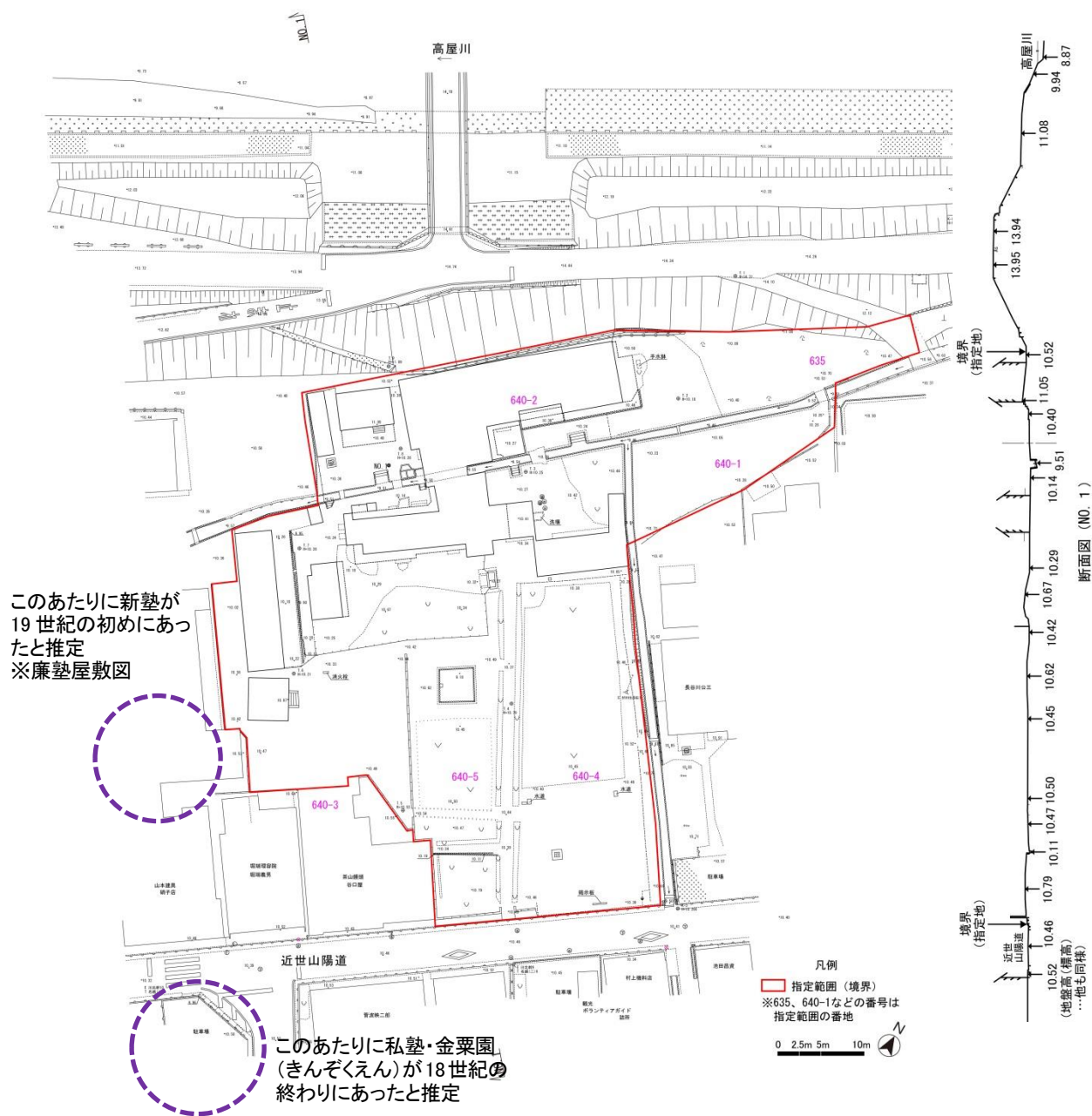


図 3-13 特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅の配置と地形

(3) 特別史跡の土地・建物の時代的特色及び修理の履歴

ア 土地・建物の時代的特色

廉塾については、これまで茶山 34 歳の天明元（1781）年頃、備後神辺に黄葉夕陽村舎という名称で開設されたとされてきた。ところが、最近、土地・建物の変遷と塾の名称について、新資料の発見や囑目される論文等が刊行されている。ここでは、これらの研究と菅家への聞き取りに依拠するとともに、現時点で把握している廉塾関係図面の変遷から記述して行きたい。

① 土地の時代的特色

「廉塾屋敷図」（図 3-14、以下「屋敷図」という）は、文政 7（1824）年の「廉塾附田畑并年貢記」（『広島県史』近世資料編Ⅳ）に「田地絵図面出来掛り居り候へ共、いまた半分も出来不申候・・・」とあることから、この絵図面の一連のもので、この頃の廉塾の姿を表すものと考えられる。

この「屋敷図」では、東西水路北側の敷地背後に^と塘（土手）が描かれている。この塘の北端にはカキ（垣）が描かれていることから、ここまでが廉塾の敷地であったようである。現在は高屋川の堤防が嵩上げされて当時の数倍の規模になっており、堤防下端が境界となっている。

南側では、旧宅・寮舎の南には東西に長い田圃があり、その南には塾生の食卓に供されたとされる菜園が広がっている。東の水路沿いには長屋と貸家の敷地があるが、現在は菜園となっている。

② 建物の時代的特色

「屋敷図」には、東西水路の北側に廉塾（講堂）、タイ所（台所）、土蔵（米蔵）、小屋、フロバ（風呂場）、アライバ（洗場）、南側に茶山旧宅、中門、木小屋、南寮、モン（表門）が描かれており、敷地の中を流れる水路は、ほぼ当時のままである。

指定地外となるが、大道（近世山陽道）を挟んで南側に「本荘屋」・「新宅」・「酒店」などの文字が見える。「本荘屋」は東本陣の屋号である。「新宅」は、安永 4（1775）年頃に茶山が開いた居宅兼私塾（金栗園）のあった場所と考えられる。文化 4（1807）年の神辺宿大火では、川北村のほとんどが全焼し、茶山の居宅も類焼する。当時、茶山はこの居宅から塾に通っていたが、神辺宿大火の後には塾に居住するようになる。

廉塾講堂・台所 塾舎は寛政 2（1790）年頃に建てられたものである（「(2) 菅茶山の業績と塾施設の関係」P107）。「廉塾誌」には、「^{かいりよう}馭道（近世山陽道）ヨリ右折シテ入ル事数十歩、乃塾門ニ入此ヲ南寮ト云。石橋ヲ渡左方ニ列スルヲ^{くわ}槐寮ト云、右方ニ列スルヲ学館トス」と記しており、廉塾講堂西側の建物が槐寮ということになる。さらに、「槐寮ハ^{くりや}厨也、寮ノ東檐ニ槐樹アリ故以名トス、（中略）、先生常ニ此寮ニ臥伏スル」とあり、槐寮が茶山の日常生活の場であったことがわかる。

この台所と講堂は弘化 3（1846）年の「廉塾家相図」（図 3-15、以下「家相図」という）では、接続して増築されている。1934（昭和 9）年の「廉塾平面図」（図 3-16、以下「平面図」という）には、槐寮のあった場所を「旧台所板場」・「道具置場」・「土間」と記されている。明治時代から水路南にあった風呂場は、1955（昭和 30）年に川北地区に上水道が敷設された時に旧台所を改造して現在の場所に移された。

二階の板間（6 畳）・和室（8 畳）については、一部を除いて明治時代の長持ち・書簡などが収納されており、旧宅西側が増築された 1887（明治 20）年頃の晋賢による増築と考えられる。

土蔵 「屋敷図」・「家相図」・「平面図」と同じ位置にあり、現在は庇が付けられ二階建となっている。講堂・旧宅の一部・台所・小屋とともに廉塾で現存する一番古い建物である。

小屋 「平面図」の米搗小屋・物置・便所にあたる。「家相図」の付紙には「此所之臼場建テ申度」とあり、米搗小屋は弘化 4 年頃に改築されたようである。

茶山旧宅 「屋敷図」では 6 畳二間とナント（納戸板間）のみであるが、文政 3（1820）年頃と考

えられる松前藩家老・蠣崎波響^{かきざきはきょう}の「廉塾図」には二階が描かれており、現在は板間（10 畳）となっている。

「家相図」の間取りでは、納戸板間・玄関・玄関土間・廊下・便所が描かれており、茶山時代の増築と考えられる。書斎（4 畳）は 2 代塾主自牧斎による江戸時代末頃、旧宅西側の中之間（6 畳）・新座敷（8 畳）・二階和室（8 畳）は晋賢による 1887 年頃の増築と伝えられている。



「廉塾図」蠣崎波響画・岡本花亭賛

寮舎 塾に 3 棟あったとされる槐寮・南寮^{なんりょう}・敬寮^{けいりょう}のうち南寮にあたる。「南寮生徒ノ寓居スル所ナリ」（「廉塾志」）とあり、南寮は生徒たちが生活する場であったことがわかる。

ただし、「屋敷図」・「家相図」・「廉塾図」ともに南寮は中門の東に描かれているが、現存する寮舎の配置は門から南にずれている。弘化 4 年以降、現在の位置に改築されたものと考えられる。

中門 旧宅と南寮の間に位置しており、「屋敷図」には東西水路に架かる石橋が現在より西に描かれている。中門の北にある目隠塀には水路を挟んで正面に潜り戸があり、元々はここを歩いて塾に入っていたと伝えられている。茶山が福山藩儒となって講堂に敷台が作られると、石橋は現在の位置に移動したものと考えられる。なお、「家相図」では門の両袖に壁が描かれている。

木小屋 「屋敷図」の木小屋は、「家相図」の木部屋にあたるが現在は存在しない。「家相図」には現在の米蔵・納屋・馬小屋・物置と同じ位置に建物増築計画の輪郭線が描かれていることから、弘化 3 年頃に現在地へ増築されたものと考えられる。

書庫 「閤塾蔵書記」は廉塾の蔵書を書き上げたもので、3 度に渡って行われている。2 度目の調査は享和元（1801）年に行われており、塾生の増加に対応するために作られた廉塾に金栗園の蔵書を移動させたことに伴うものであった。3 度目は文化 5（1808）年である。この前年に神辺宿は大火に見舞われており、前 2 回で把握した蔵書の再確認を行うべく、改めて網羅的な調査が実施されたと考えられている。

「門堂新築費用録」は、文政 9（1826）年から翌年 5 月にかけての帳簿である。茶山が没するのは文政 10 年であり、死の直前まで塾施設の充実を図っていたことがうかがわれる。

「平面図」に描かれておらず「家相図」に描かれている廉塾の主要な建物は「書庫」と「表門」であることから、文政 10 年頃の建築と考えられる。

表門 「屋敷図」では現在の表門より西にあり、現存する井戸も描かれている。左右にはへい（土塀）があり、道は旧宅の前で右折して中門へ至る。「家相図」では現在の位置に移築されているが、書庫と同じく茶山晩年の文政 10 年頃と考えられる。

祠堂 「家相図」では、旧宅の南側に二棟の建物増築計画線が描かれている。また、木部屋の付紙には「此木部屋 一間はかり南へ置へし」とある。木部屋から南へ一間の位置は、現在の祠堂の位置に当たることから、祠堂は米蔵・納屋・馬小屋・物置と同じ弘化3年頃の建築と考えられる。

なお、「家相図」で描かれた旧宅南側の二棟の建物増築計画は、何らかの理由で祠堂のみが建てられ、明治時代になって、家族の居住用として旧宅西側と二階部分が増築されたのであろう。

祠堂には茶山の父母である樗平・半の位牌から始まり、茶山と一族の位牌が安置されている。なお、祠堂には浴室・茶室・位牌室があり、沐浴した後に茶を喫して祭祀を執り行っていたのであろうか。

客門 客門は禮太郎が1923(大正12)年に広島高等師範学校教授としての実績に対して、従四位の叙勲を受けた時、奉幣使を迎えるために建てられたものである。板に竹を挟む様式の板塀もこの時期に中庭を取り囲むように作られたものであり、客門は忍び返しを設けており、祠堂と平行に位置している。

位置関係からすると、西側土塀もこの頃のものと考えられる。

養魚池 「屋敷図」には廉塾講堂の東側に前池(東池)が描かれているが、養魚池は描かれていない。養魚池には「廉塾養魚池、政西抄冬為」と彫られた石柱が建てられており、「菅茶山日記」の文政8(1825)年冬に「東池(前池)を浚い、小魚数十匹を移す。新池に鯉を放つ」とあることから、現在地に移されたのは文政8年末の酉年と考えられる。

この池は来訪者の食事に供する鯉などの淡水魚を養殖していたことから、養魚池と呼ばれている。菅家では、神辺宿大火の教訓から、養魚池に防火用水的性格を合わせ持たせて、掘削した土は中庭の築山に利用したと伝えられている。

新塾 文政年間とされる「菅太中存寄書」には、「人々住居いたし候家へいまた無之候、大抵堯左(門田朴斎)ハ吉十後口之新塾と申す所の小池を埋め、夫に立そへをいたし居(建て増しする)候て可然候」とある。「屋敷図」では、カキ(垣)に囲まれ、廉塾の南西に位置している。茶山を補佐する塾頭の住まいであったが、指定地外にあたり、現存しない。

以上、各建物の年代は廉塾関係図面と黄葉夕陽文庫等からのものであり、建物調査からの年代推定ではないが、茶山の晩年から2代自牧斎によって廉塾は次第に増築され、閉塾後の3代晋賢の明治時代になって旧宅が大幅に増築されたものと考えられる。詳細については、今後の復旧・整備事業の中で明らかにしていきたい。

《引用文献》

岡野将士「黄葉夕陽村舎の由来とその教育」『広島県文化財ニュース』
菅波哲郎「廉塾の池と寮について」『広島県文化財ニュース』第209号
菅波哲郎「菅茶山の「自宅」と「塾」について」

『広島県立歴史博物館研究紀要 第16号』平成26年

福山市『福山市史—近代現代資料編Ⅲ 教育・文化—』2015(平成27)年3月

《参考文献》

「廉塾誌」

- ・塾の概要、周囲の地形、学者の配置、茶山と交流のあった人物、主要な講師10人の名前や人物像がまとめられている。講堂(学館)、南寮(生徒の生活する場所)、槐寮(台所)としており、この時期、茶山の日常生活の場は、槐寮であったことなどが記されている。

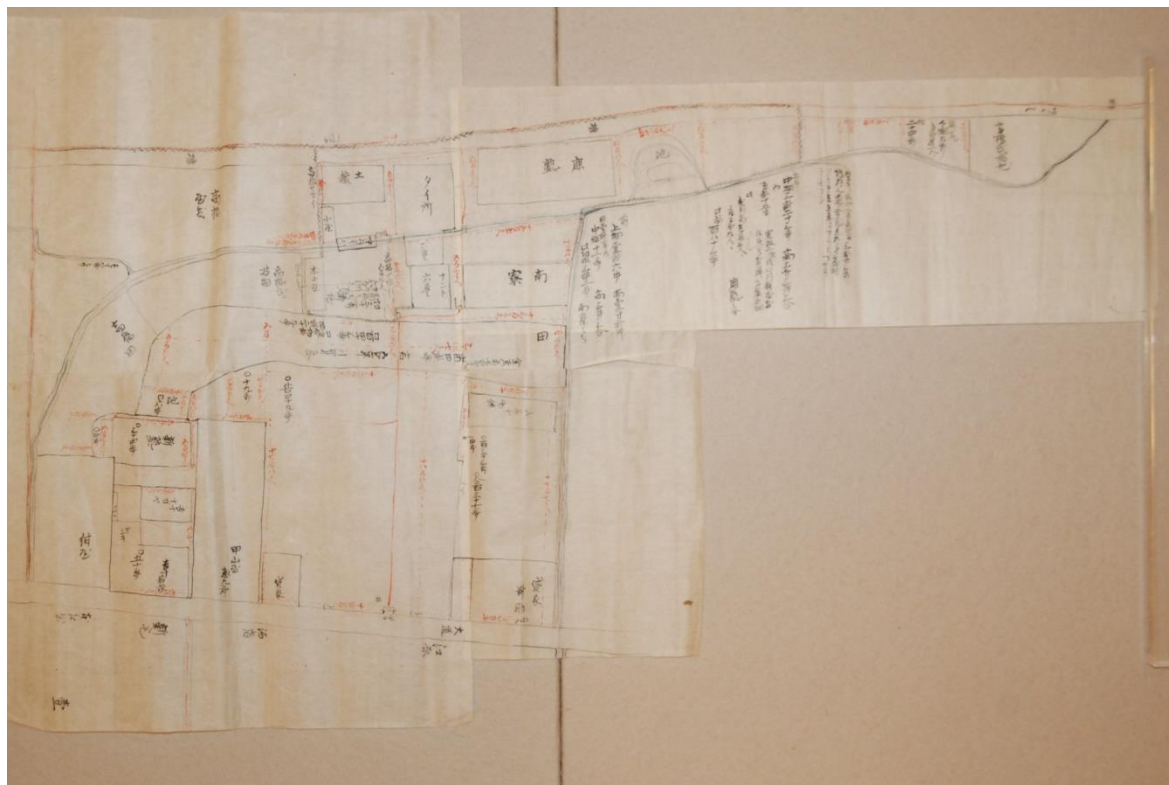
「菅太中存寄書」

- ・茶山の遺書であり、塾経営に関する心得を記したもの。文政3(1820)年に書いたものを最晩年に補筆し、学問所世話人と塾の後継者、さらに大目付などの役人に差し出している。

「閭塾蔵書記」(寛政12(1800)年～文化5(1808)年)

- ・廉塾の蔵書は現在約5,000冊余りに上る。閭塾蔵書記には、茶山の末弟恥庵の死後、享和元(1801)

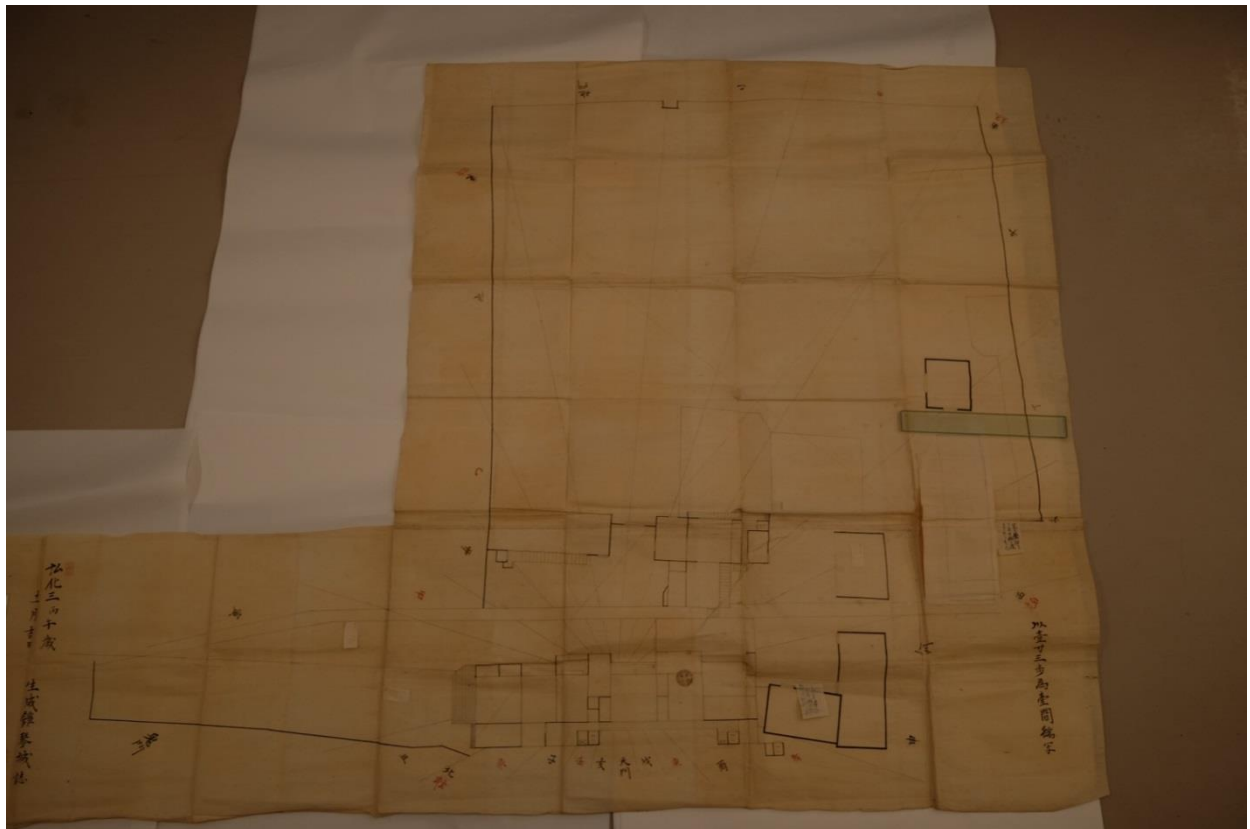
年に金栗園（恥庵の居所）から廉塾に移された書籍 438 冊と、神辺大火の後の文化 5（1808）年の蔵書目録より通算して 1264 冊の書籍があることが記され、蔵書の管理の様子がうかがわれる。



廉塾屋敷図(文政 7 (1824) 年頃)



図 3-14 廉塾屋敷図(文政 7 (1824) 年頃)のトレース図



廉塾家相図(弘化3(1846)年)

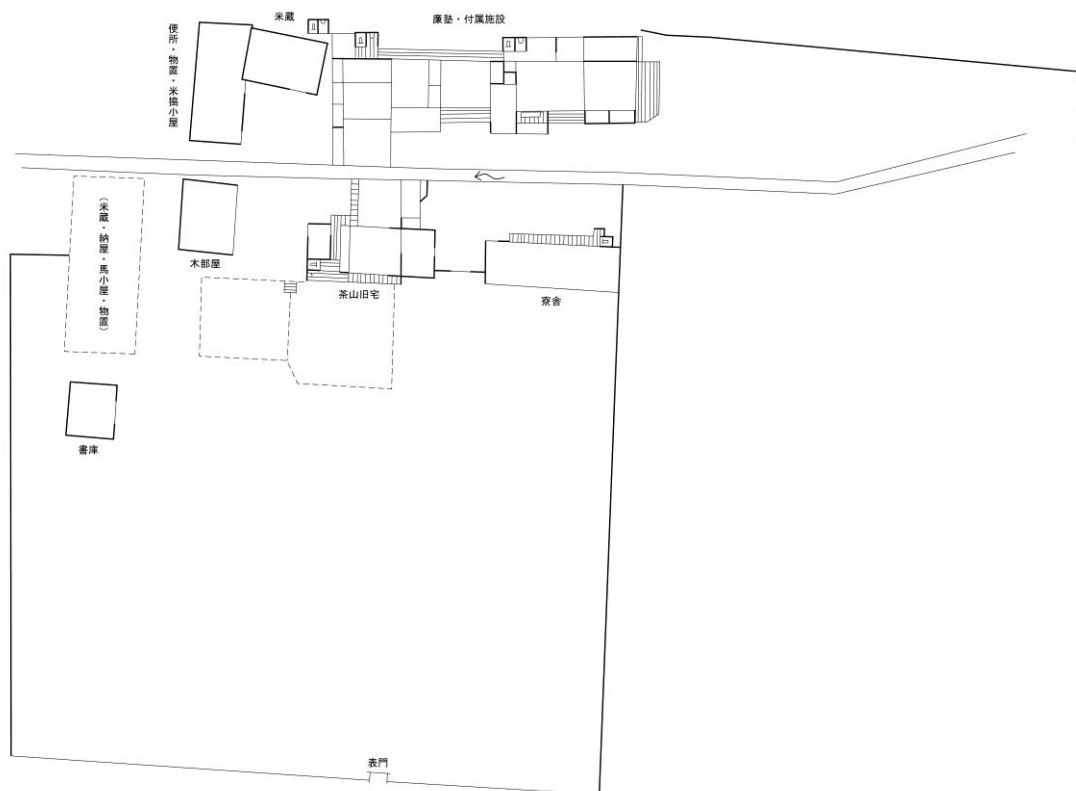


図 3-15 廉塾家相図(弘化3(1846)年)のトレース図

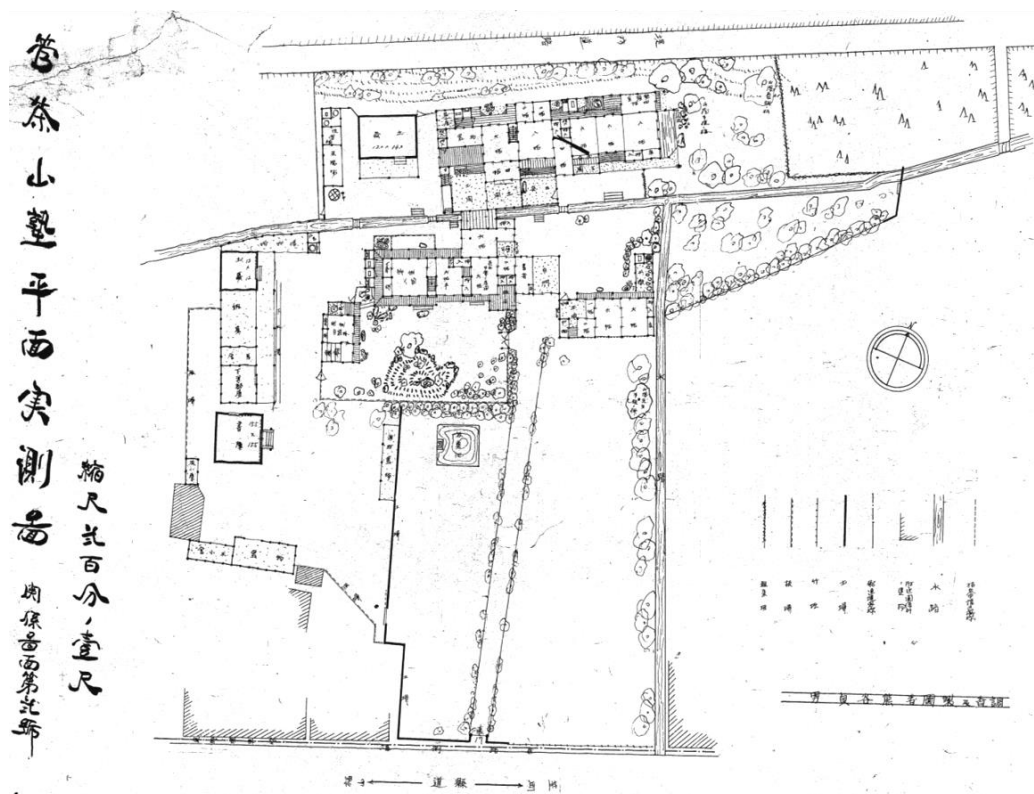


図 3-17 菅茶山塾平面実測図 (1953(昭和 28)年)

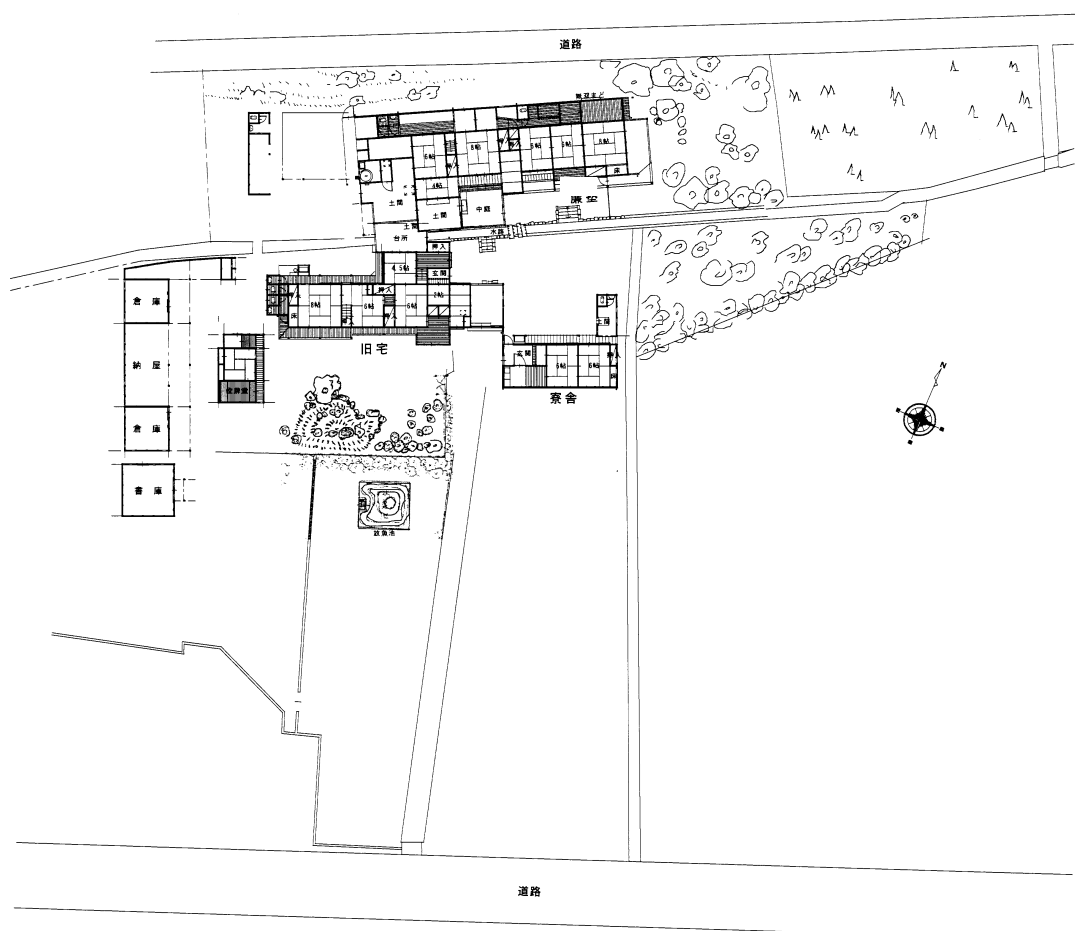


図 3-18 廉塾平面図 (2016(平成 28)年)

③ 廉塾ならびに菅茶山旧宅の施設年代の基本的な考え方と変遷の一覧

前述の土地及び建物の変遷を踏まえ、廉塾ならびに菅茶山旧宅の施設年代の設定などに関する基本的な考え方を下記のように整理する（1～14）。

こうした考え方に基づき、廉塾ならびに菅茶山旧宅の土地・建物の変遷を一覧にしたものが表3-3である。

なお、表3-3の下には、文政7(1824)年頃、文政10(1827)年～弘化3(1846)年、1887(明治20)年頃～1934(昭和9)年の3時期における整備の履歴図（順に「廉塾屋敷図」「廉塾家相図」「廉塾平面図」をもとに作成）を載せている。

- 1 金栗園^{きんぞくえん}の名称は、天明5(1785)年の「藤井暮庵日記」に初めて出てくるが、廉塾の鐘には安永4(1775)年の銘があり、この頃最初の私塾が開かれた。
- 2 東西水路は「天和3年(1683)安那郡川北村絵図」に描かれているが、南北水路は廉塾敷地を斜めに走っている。最初に南北方向が確認できるのは、「廉塾屋敷図」。
- 3 塾舎の新築は「寛政2(1790)年8月、新屋敷」造成のために福山藩が丈量を行ったこと（「廉塾屋敷図」の書き入れ）と、「当駅町裏に六間に弍間半之家一ヶ所瓦葺に仕り建て置く」（「神辺間塾記」寛政8(1796)年）から寛政2・3年頃と考えた。
- 4 黄葉夕陽村舎・廉塾の開塾は福山藩へ塾開設を願い出た寛政3年か翌寛政4年頃である。
- 5 寛政8(1796)年に福山藩の郷校となり、廉塾又は神辺学問所と呼ばれるようになる。
- 6 「廉塾屋敷図」の年代については、文政8(1825)年末に掘られた養魚池が描かれていないこと、「廉塾附田畑并年貢記」（『広島県史』近世資料編Ⅳ）の記述から文政7(1824)年頃と考えた。
- 7 弘化3(1846)年の「廉塾家相図」に記載のある建物で、茶山晩年の「門堂新築費用録」（文政9・10年）の建物は、「表門の移築」と「書庫」と考えた。
- 8 「廉塾家相図」に描かれているが、「廉塾屋敷図」に描かれていない建物を茶山没後(1827)から弘化3(1846)年の間と考えた（塾と台所の接続、旧宅四畳間の増築等）。
- 9 「廉塾家相図」には増築予定建物の米蔵・納屋・馬小屋・物置が描かれていることから、これらの付属施設は弘化3年頃と考えた。また、付紙の「この木部屋南に一間ばかり移すべし」という記述から、旧宅南側の予定建物は祠堂のみとなり、祠堂西側の側溝も同じ頃で、旧宅の増築は閉塾後の明治20年頃まで延びたものと考えた。
- 10 「廉塾家相図」では寮舎が現在の寮舎の北に描かれていることから、寮舎建替は弘化4年以降と考えた。
- 11 廉塾の本質的価値を持つ建物は、寛政2(1790)年頃の塾舎建築から明治5年の閉塾時にあった建物群と工作物と考える。
- 12 これまで茶山にばかり注目が集まっていた。基本的には茶山で良いであろうが、2代自牧斎も同じくらい塾主を務めており、現在の廉塾の景観形成に影響を与えたと考えられる。
- 13 菅好雄氏は、父禮太郎と祖父晋賢を同じ1923(大正12)年に亡くしているが、12歳の頃まで晋賢と接している。晋賢は茶山の没後に生まれており、塾主の期間も短かった。閉塾後旧宅と廉塾・付属施設を増築したことは、菅家の伝承のとおりだと考えられる。
- 14 板塀・客門の増築時期には好雄氏は幼少期であり、恐らく禮太郎の妻・美津枝が親族などに行ったものであろう。

表 3-3 土地・建物の変遷一覧

塾主		菅茶山(1748～1827)							菅自牧斎(1810～1860)		菅晋賢(1842～1923)		－			
年代		安永 4 年 (1775)頃	天明 5 年 (1785)頃	寛政 2 年 (1790)頃	寛政 4 年 (1792)頃	寛政 8 年 (1796)	文化 4 年 (1807)	文政7年頃 (1824)	文政 10 年 (1827)頃	文政 10～弘化 3 年 (1827～1846)	弘化 3 年 (1846)頃	明治 5 年 (1872)	1887 年 (明治 20)頃	1923 年 (大正 12)	1934(昭和 9)年・史跡 1953(昭和 28)年・特別史跡	2016 年 (平成 28)
指定 地外	塾名称	不明	金栗園・新塾					－	－	－	－	－	－	－	－	－
	塾舎兼居宅	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	新塾	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－
塾名称		－		不明	黄葉夕陽村舎・閭塾	廉塾・神辺学問所						閉塾後				
東 西 水 路 よ り 北	塾舎	－	－	○	開塾	○	○	○	○	廉塾と付属施設接続	○	閉塾	二階増築	○	○	○
	台所(槐寮)	－	－	－	－	－	○	○	○							
	土蔵(米蔵)	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小屋	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	洗場	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－
	風呂場	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－
	前池(東池)	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－
	東土塀	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○
	東西水路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東 西 水 路 よ り 南	養魚池	－	－	－	－	－	－	文政 8 年	○	○	○	○	○	○	○	○
	茶山旧宅	－	－	－	－	－	－	○	○	玄関東側 4 畳間増築	○	○	旧宅西側・階増築	○	○	○
	寮舎(南寮)	－	－	－	－	－	－	○	○	○	弘化 3 年以降に南側へ改築	○	○	○	○	○
	中門	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	木小屋(木部屋)	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	－	－	－	－	－
	米蔵・納屋・馬小屋・物置	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○
	表門	－	－	－	－	－	－	○	東へ移築	○	○	○	○	○	○	○
	祠堂	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○
	書庫	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○
	風呂場	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○
	客門・板塀・生垣	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○
	西土塀	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○
	灰小屋	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	－
	木小屋	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	－
	納屋	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	－
	納屋	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－
	南北水路	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○

文政 7 (1824) 年頃

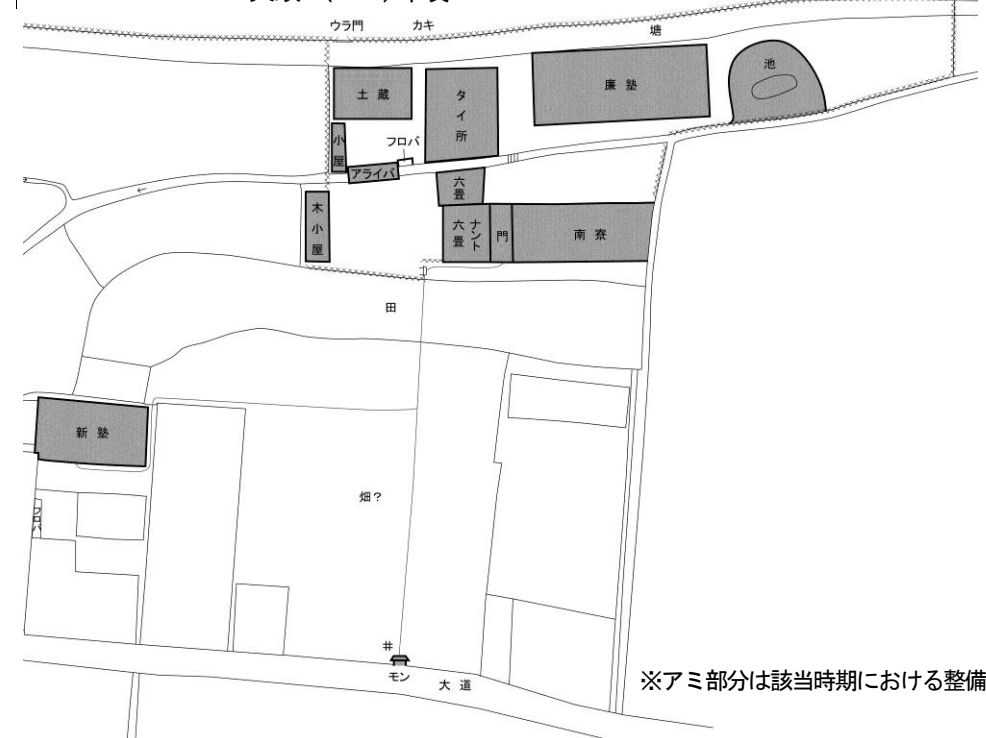


図 3-19 廉塾屋敷図をもとに作成

文政 10(1827) 年～弘化 3(1846) 年

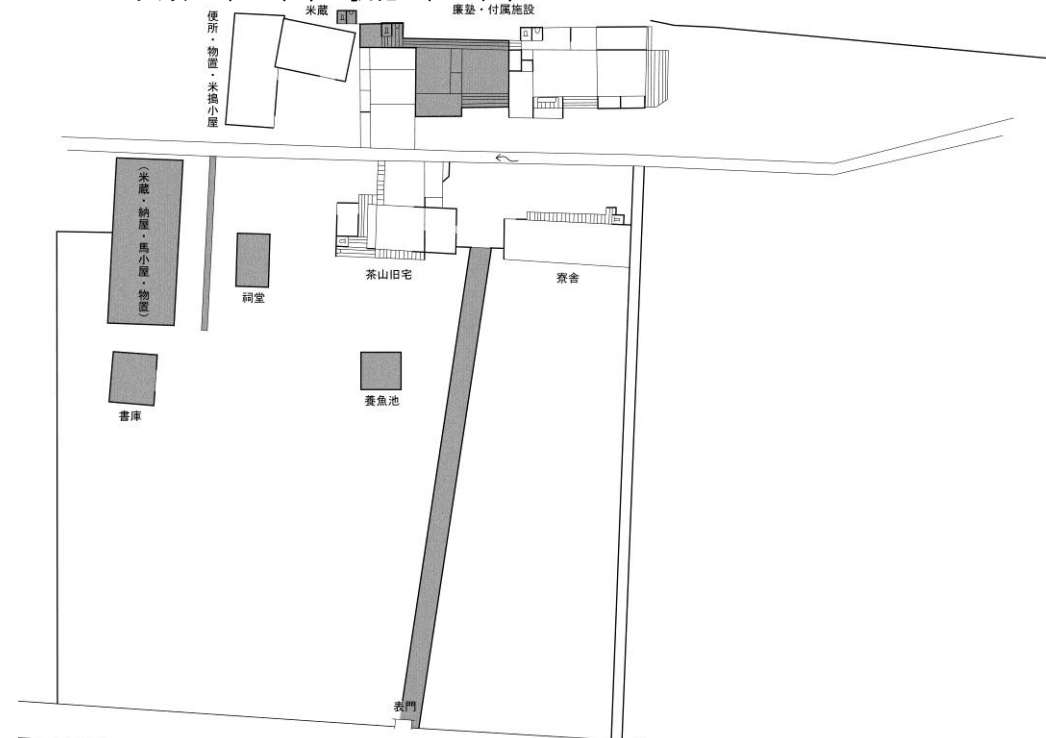


図 3-20 廉塾家相図をもとに作成

1887 (明治 20) 年頃
～1934 (昭和 9) 年

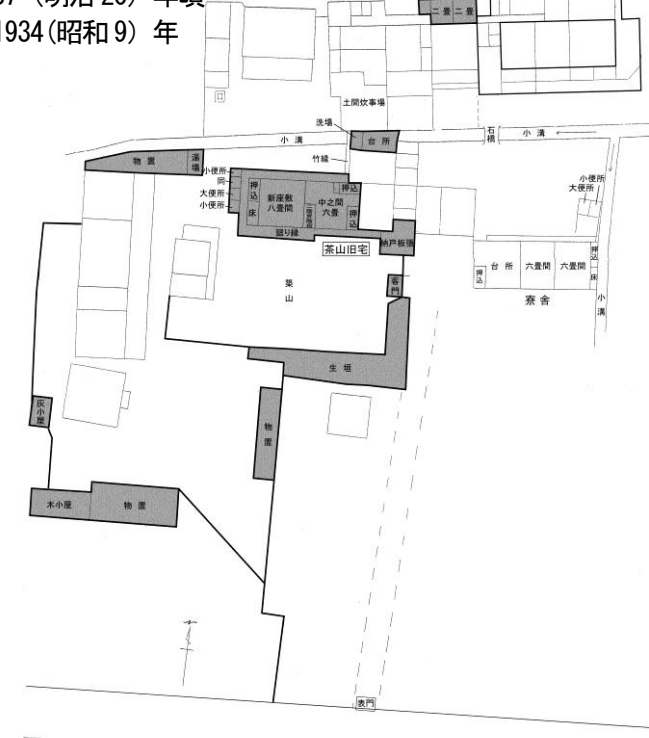


図 3-21 廉塾平面図をもとに作成

イ 修理の履歴

廉塾ならびに菅茶山旧宅の修理の履歴については次のとおりである。

表 3-4 廉塾ならびに菅茶山旧宅の修理の履歴（１／３）

事業実施日	場 所	修理内容
1955(昭和 30)年度 1956(昭和 31)年 3. 4 ～3. 31 1956(昭和 31)年度 1956(昭和 31)年 4. 1 ～5. 21 ※繰越による 2 か年 の工事	表門及び塀	表門：屋根瓦葺替，破風の復元。 塀：解体し基礎を整え，取替を必要とする木材を取替え，建込み竹小舞を搔き，土壁を塗り付け白漆喰仕上げとした。 塀外養生：境界に車止め立石を建て，コンクリートで固め化粧砂利を敷き詰めた。
	中門	壁：表の壁の破損箇所の中壁，上塗及び軒裏の修理。 建具：敷居を新補，鴨居・格子戸の破損を補修。 屋根：全体葺替，野地竹の腐朽箇所の新補，破損瓦の新補。
	目隠塀	解体修理。 木工事：柱は在来のものを使用，腐朽箇所は根継をする。 腰羽目板は在来のものを使用，屋根・腕木・絵振板破風の破損箇所の修理，竹連子はさらし竹で補充。潜戸は一枚檜材で新補。 壁：小舞壁で真壁とし，漆喰塗に仕上げた。 屋根：屋根板のない工法で在来通り葺替えた。
	廉塾講堂	屋根：瓦屋根の全体葺替。野地板の部分補修，土居葺は機械扮二寸に葺立てた後杉皮を葺き，葺土を適度に並べ，要所を釘止め及び銅線止めとした。棟積みは中門に準じた。 畳の間外：腰板，障子，敷居の破損箇所修理。 東縁及び建具：縁側の竹，板の腐朽箇所取替修理。縁束の修理。雨戸敷居・障子敷居の取替。塾頭室の雨戸廻り修理。 雨落溝：コンクリート打ちの上，モルタル塗り刷毛引とした。モルタルには顔料を混入し，赤土粘土叩きの様に仕上げた。 裏排水溝：凹状に裏側堤の土留石垣に添いコンクリートで作り，建物の排水溝とした。 板塀：排水のコンクリート上に柱，控柱をボルトで固定し，黒板を張り目板打とし，笠木を取り付けた。
	廉塾付属施設・台所	中庭上口，縁：縁板の腐朽箇所の取替。 雨落：縁石は玉石を並べコンクリートで固めた。 屋根：葺替は前各項に準じ，壁，軒裏も落下箇所を修理。 内部小修理：台所内部の鴨居その他腐朽箇所の修理。 妻両切り修理：妻壁に取り付けた瓦の両切りの化粧，目壁の破損修理。
	茶山旧宅・付属屋	倉庫：倉庫裏側の壁の上塗，正面の庇の雨漏修理。

表 3-4 廉塾ならびに菅茶山旧宅の修理の履歴（2 / 3）

事業実施日	場 所	修理内容
1968(昭和 43)年度 1969(昭和 44)年 2. 10～3. 25	防災施設設置	廉塾講堂，付属施設，菅茶山旧宅，寮舎，位牌室への防災施設設置。
1972(昭和 47)年度 1972(昭和 47)年 12. 11～1973(昭和 48)年 3. 20	廉塾講堂 練塀	S46 年の台風の影響により講堂家屋の雨漏り，外壁の破損，木部の腐朽がひどくなったこと，及び土塀の倒壊があった。 講堂：屋根瓦葺替及び木部の腐朽箇所取替。外壁破損箇所改修及び雨戸樋の取替。 練塀：倒壊塀復旧と一部修理。
1975(昭和 50)年度 1975(昭和 50)年 11. 15～1976(昭和 51)年 2. 14	茶山旧宅	建物の建付を直し，屋根瓦葺替と木部腐朽，破損箇所取替，内外壁の塗替，建具の修理を行う。
	書庫	外部壁の瓦タイルの修理。
	養魚池	在来石垣を築替え，池底に砂利を敷く。
1976(昭和 51)年度 1977(昭和 52)年 1. 5～3. 22	寮舎・祠堂	建物の建付を直し，屋根瓦葺替及び木部の腐朽，破損箇所取替，塗替。壁の腐朽箇所取替。建具の取替・修理。
	米蔵	屋根瓦の葺替，木部の腐朽・破損箇所取替。外壁などの漆喰の塗替。
	板塀，竹矢来	在来どおりに復元。
1977(昭和 52)年度 1978(昭和 53)年 1. 28～3. 22	納屋	屋根瓦葺替，建物の建付直し，木部不朽箇所取替，壁塗替，建具・戸樋取替。
	正門，中門，練塀	屋根瓦葺替，木部不朽箇所取替，壁塗替，練塀壁上塗
	東土塀	倒壊した土塀の復旧
1986(昭和 61)年度 1987(昭和 62)年 1. 1～3. 3	廉塾講堂	屋根，壁，部分修理。廉塾及び旧宅の屋根雨漏り箇所の補修と野地の腐朽箇所を取替える。また中庭出入口塀の屋根は全面葺替えた。
	茶山旧宅	
1991(平成 3)年度 台風災害による災害復旧事業	練塀	養魚池西側の練塀が台風の影響で倒壊したため，災害復旧事業で復旧した。
1993(平成 5)年度 1994(平成 6)年 1. 1～3. 31	塾付属施設西突出部	塾付属施設西突出部（二階建ての南西）及び南面庇南半部の屋根葺替，野地，軒廻りを補修した。（補修面積 55.0 m ² ）

表 3-4 廉塾ならびに菅茶山旧宅の修理の履歴（3／3）

事業実施日	場 所	修理内容
1994(平成 6)年度 1994(平成 6)年 12. 1 ～1995(平成 7)年 3. 31	県史跡「菅茶山の 墓」環境整備	菅茶山の墓の須屋及び石製の玉垣・石積基壇を解体し、須屋は新補、石製玉垣と石積基壇は在来の様式に倣い組直した。解体に並行して墓を押し上げていた楠の根を切断した。
1995(平成 7)年度 1995(平成 7)年 10. 2 ～1996(平成 8)年 3. 29	防災施設増設	受信機・自動火災報知機の改修及び未警戒区域であった書庫・納屋へ感知器の設置を行った。
1997(平成 9)年度 1998(平成 10)年 1. 14～3. 31	納屋	旧宅西側にある納屋屋根の部分葺替えと壁の部分補修。
2003(平成 15)年度 2003(平成 15)年 9. 1 ～10. 25	廉塾講堂	講堂敷台・床下根太修理。畳新補(20 畳)
2004(平成 16)年度 2005(平成 17)年 1. 27～3. 31 台風被害による災 害復旧	廉塾講堂	東壁の修理。
	茶山旧宅	中門東壁と旧宅二階西壁の海鼠壁修理と倒壊した板塀の復旧。
	廉塾付属施設	二階西壁の修理。
	米蔵	東壁の修理。

【1955・1956（昭和30・31）年度】



目隠塀



中門



寮舎



廉塾講堂背面



廉塾台所背面



山陽新聞 1957(昭和32)年6月



【1972（昭和 47）年度】



塾付属施設の裏縁



修理後



土塀破損状況



修理後

【1975（昭和 50）年度】



養魚池



修理後

【1976（昭和51）年度】



米蔵



米蔵



修理後



修理後

【1977（昭和52）年度】



東土塀



修理後



表門土塀



修理後

【1986（昭和 61）年度】



塾付属施設北側屋根



修理後



廉塾竹縁解体



修理後

【1993（平成 5）年度】



塾付属施設西突出部（西面）



瓦取外し



野地板張替



土居葺完了



瓦葺替え



瓦葺完了

【2004（平成 16）年度】



塾付属施設二階西壁



修理後



旧宅南板塀



修理後

【1993（平成5）年度】 県史跡・菅茶山の墓



県史跡・菅茶山の墓



須屋解体



屋根葺替え



須屋修理



修理後



修理後

(4) 建物の破損状況

指定地内に現存する建物ごとに、現地調査（目視）及び既往調査等から、その現状を把握・整理すると、次のようになる。

表 3-5 建物の破損状況

区域	名 称	構造形式 (延床面積)	現 状
東西水路より北	廉塾講堂・付属施設	木造，一部二階建，切妻造，桟瓦葺 (263.0 m ²)	・竹縁の保存状態は良い。 ・東側3室は比較的保存状態は良い。ただし，一部，根太，大引きに腐食の激しい部分がある。 ・その他の部屋では，一部に床の陥没等がみられる。 ・外壁，屋根の一部にき損がみられる。
	米蔵	木造，二階建，切妻造，本瓦葺 (61.4 m ²)	・全体的に傷みが激しく，特に屋根や庇には崩落がみられ，雨漏りが生じている。⇒現在，屋根をシートで養生している。 ・外壁，内壁も亀裂・剥離等がみられる。
	米搗小屋・物置・便所	木造，平屋建，切妻造，桟瓦葺 (36.4 m ²)	・軸組は，比較的保存状態は良い。 ・壁は，亀裂・剥離等がみられる。
東西水路より南	茶山旧宅	木造，二階建，切妻造，桟瓦葺 (276.1 m ²)	・現在，住まわれているため，1階部分は保存状態が良い。 ・2階は，あまり使用されていないが，部屋での目視の範囲では，部材の腐食は進んでいないと考えられる。 ・小屋裏は未調査だが，主構造部分は再使用できると考えられる。ただし，保存・整備においては，調査が必要である。
	祠堂	木造，平屋建，切妻造，桟瓦葺 (27.5 m ²)	・大梁が折れ，屋根の一部に陥没がみられ，雨漏りが生じている。⇒現在，屋根をシートで養生している。
	中門	木造，平屋建，切妻造，桟瓦葺	・一部に虫害がみられる。 ・扉の劣化及び破損がみられる。
	寮舎	木造，平屋建，切妻造，桟瓦葺 (48.5 m ²)	・南側にやや傾いた状態である。 ・柱の根本に腐食がみられる。 ・桁梁の一部に虫害がみられる。 ・外壁，内壁の一部に亀裂・剥離等がみられる。
	書庫	木造，平屋建，切妻造，本瓦葺 (24.8 m ²)	・内部柱，桁，梁については，特に虫害，腐食がみられない。 ・外壁の一部に亀裂・剥離等がみられる。
	米蔵・納屋・馬小屋・物置	木造，平屋建，切妻造，桟瓦葺 (64.0 m ²)	・軸組は，比較的保存状態は良い。 ・壁は，亀裂・剥離等がみられる。
	湯場・物置	木造・平屋建切妻造，桟瓦葺	・屋根や壁が，崩落した部分がみられる。
	表門（両サイドに土塀）	木造，平屋建，切妻造，桟瓦葺	・表門の軸組部材の一部に，劣化，腐食がみられる。 ・土塀（練塀）の壁，屋根の一部に破損がみられる。

【廉塾・付属施設】



廉塾・付属施設の南面



壁面（漆喰）の剥離



軒裏の状況

【米蔵、米搗小屋・物置・便所】



米蔵（シートによる養生）



樹木と米蔵屋根の干涉



米搗小屋・物置・便所

【菅茶山旧宅、祠堂、中門】



茶山旧宅（南面）



祠堂（シートによる養生）



中門

【寮舎】



寮舎全景（壁面の崩落）



寮舎屋根の劣化（瓦崩落）



寮舎内部

【書庫】



書庫全景



壁面のひび割れ，崩落



軒先の崩落

【米蔵・納屋・馬小屋・物置，湯場・物置】



米蔵・納屋・馬小屋・物置



馬小屋部分



湯場・物置

【表門，土塀（練塀）】



表門と土塀



表門



土塀

(5) 地下遺構の現状

廉塾が機能していた当時及びその後の変遷における建物跡、庭園跡などを確認・調査するため、今後、整備事業の中で発掘調査を実施する予定である。

(6) 植生の過去と現状

ア 植生の現状

指定地内における主要な樹木等の状況を図化すると、次頁のようになる。

これを全体的に捉えると、指定地の北側は建物を取り囲み、覆うように高木等が存在し、北東側には竹林もある。その南側は畑等があることから、オープンな空間となり、さらに南端の市道（近世山陽道）に接する付近には、クスの大木が3本あり、通りからのランドマーク的な役割を担っている。また、東側の水路沿いにも高木が一部連なりながら点在する。

これら樹木等のうち、廉塾・付属施設の南側にあるヤナギやギンモクセイ、茶山旧宅の庭園にある樹木など、特別史跡の歴史や景観と関わりの深いものは、保全を基本にそのあり方を検討する。

その他の樹木については、本質的価値を有する建造物（建物、遺構）の保存との関係、周辺への影響などを考慮し、そのあり方を検討する。

この他、指定地内、特に茶山旧宅の庭園や書庫の前の広場的な空間、書庫や米蔵・納屋・馬小屋・物置の西側（隣接地との間）、北東側の水路の南側（隣接地との間）などでは、雑草などが繁茂しやすい環境にあり、定期的な下草刈りを行っている。



廉塾・付属施設の南側にあるヤナギなど



廉塾・付属施設の南側にあるギンモクセイ



表門付近にあるクスの大木



米蔵の庇に接しているカキ

イ 参考:1934（昭和9）年の史跡指定時における樹木の調査

1934（昭和9）年の史跡指定時においては樹木の調査を行っており、全体で98株の樹木を把握している（以下の表）。

なお、廉塾の塾頭を務めた北条霞亭が文化11(1814)年2月20日に佐藤^{しぶん}子文の弟碧山に宛てた手紙には「(前略)先生は三十年前迄は医を兼而被致候よし。然る処右本宅両度迄焼失いたし、其内先生は医をやめられ候而、専ら学問一筋に相成候て、本宅は弟圭二郎(恥庵)相続、先生同居し被居候処、右圭二郎京都へ出候而客死、先生は右今の廉塾の方の営のみ候而、引込候而、書生教導いたされ候処、福山侯より二十人扶持金十五兩^{づつ}宛とやらむ相付られ、今の学問所取建、屋敷等除地除役に相成、永世学問所といたされ候事に候。其砌右先生甥（万年）菅の酒屋本宅相続いたし居申候也。」とある。文化11年の30年前は天明4(1784)年で、茶山が30才の頃には医者と塾の教師を兼ねていたようである。菅家では敷地の南東隅の三角地を茶山が医者をしていた当時の薬園跡と伝えている。

この調査で把握している樹木のうち、^{えんじゅ}槐・^{くちなし}山梔子・^{いぼたのき}水蠟樹等は薬用に用いられたものであり、桃、夏蜜柑、石榴、柚子、青桐、松などは現在にはなくなっている。

表 3-6 史跡指定地内の植物（1934（昭和9）年）指定時（1／2）

番号	名称	全長	径	単位	摘要	番号	名称	全長	径	単位	摘要
1	松	50 尺	7 尺	1 株	S33 枯死	50	柿	18 尺	1 尺 5 寸	1 株	
2	棕	25 尺	2 尺 4 寸	1 株		51	楠	20 尺	2 尺 7 寸	1 株	
3	楠	20 尺	1 尺 3 寸	1 株		52	楠	16 尺	1 尺 5 寸	1 株	
4	榊	6 尺	5 寸	1 株		53	楠	18 尺	1 尺 7 寸	1 株	
5	楓	18 尺	2 尺 4 寸	1 株		54	楠	12 尺	1 尺	1 株	
6	枇杷	10 尺	1 尺 2 寸	1 株		55	柳	12 尺	8 寸	1 株	
7	榿	30 尺	2 尺 5 寸	1 株		56	柿	16 尺	1 尺	1 株	
8	榿	25 尺	3 尺 1 寸	1 株		57	楠	17 尺	1 尺	1 株	
9	枇杷	8 尺	9 寸	1 株		58	柿	20 尺	1 尺 2 寸	1 株	
10	^{えんじゅ} 槐	40 尺	6 尺	1 株		59	山茶花	6 尺	4 寸	1 株	
11	榊	8 尺	1 尺 2 寸	1 株		60	桃	7 尺	4 寸	1 株	
12	^{くちなし} 花山梔	6 尺	5 寸	1 株		61	夏蜜柑	4 尺	4 寸	1 株	
13	梅	8 尺	1 尺 4 寸	1 株		62	高野槇	15 尺	5 寸	1 株	
14	^{とげんか} 杜鵑花	3 尺		1 株	皐月	63	櫻	14 尺	7 寸	1 株	
15	楠	30 尺	2 尺 7 寸	1 株		64	石榴	20 尺	1 尺	1 株	
16	花山梔	4 尺	4 寸	1 株		65	楓	20 尺	9 寸	1 株	
17	^{やまぢやめ} 山茶黄	10 尺	8 寸	1 株		66	木犀	5 尺	3 寸	1 株	
18	山吹	5 尺		1 株		67	紅梅	5 尺	4 寸	1 株	
19	椿	10 尺	6 寸	1 株		68	檜	20 尺	8 寸	1 株	
20	^{いぼたのき} 水蠟樹	10 尺	7 寸	1 株		69	桃	5 尺	6 寸	1 株	
21	紫陽花	8 尺		1 株	数十本	70	椿	3 尺	5 寸	1 株	
22	老梅	8 尺	7 寸	1 株		71	木蓮	18 尺	1 尺 1 寸	1 株	
23	サダン杏	15 尺	1 尺	1 株		72	山茶花	2 尺	2 寸	1 株	
24	梅	18 尺	2 尺 5 寸	1 株		73	紅梅	15 尺	1 尺	1 株	
25	槐	40 尺	5 尺 7 寸	1 株		74	杜鵑花	3 尺		1 株	数本

表 3-6 史跡指定地内の植物（1934（昭和 9）年）指定時（2／2）

番号	名称	全長	径	単位	摘要	番号	名称	全長	径	単位	摘要
26	柿	20 尺	2 尺 6 寸	1 株		75	木斛	6 尺	3 寸	1 株	
27	木犀	18 尺	1 尺 8 寸	1 株		76	紅梅	8 尺	8 寸	1 株	
28	楓	16 尺	3 尺 1 寸	1 株		77	由縁樹	30 尺	4 尺	1 株	
29	石榴	10 尺	4 寸	1 株		78	花山梔	5 尺	6 寸	1 株	
30	楓	18 尺	2 尺 1 寸	1 株		79	松	25 尺	2 尺	1 株	
31	檉	25 尺	3 尺 4 寸	1 株		80	両葉蓮	20 尺	2 尺	1 株	
32	檉	30 尺	3 尺 6 寸	1 株		81	サンゴ樹	5 尺	3 寸	1 株	
33	檉	20 尺	3 尺 3 寸	1 株		82	柿	15 尺	9 寸	1 株	
34	楠	20 尺	1 尺 9 寸	1 株		83	夏蜜柑	6 尺	3 寸	1 株	
35	梅	8 尺	1 尺	1 株		84	松	30 尺	2 尺 5 寸	1 株	
36	棕	20 尺	2 尺	1 株		85	紅梅	8 尺	7 寸	1 株	
37	青桐	28 尺	2 尺 6 寸	1 株		86	木犀	7 尺	4 寸	1 株	
38	杜鵑花	4 尺		1 株		87	柿	18 尺	1 尺 5 寸	1 株	
39	檜	5 尺	6 寸	1 株		88	柿	15 尺	7 寸	1 株	
40	檜	4 尺	6 寸	1 株		89	楠	18 尺	1 尺 4 寸	1 株	
41	櫻	15 尺	8 寸	1 株		90	柿	19 尺	1 尺 8 寸	1 株	
42	卵花木 うつつぎ	7 尺	8 寸	1 株	数本	91	夏蜜柑	5 尺	4 寸	1 株	
43	木犀	4 尺	1 寸	1 株		92	桐	20 尺	1 尺 2 寸	1 株	
44	柿	23 尺	4 尺 1 寸	1 株		93	柿	15 尺	9 寸	1 株	
45	青桐	17 尺	1 尺 7 寸	1 株		94	柿	20 尺	1 尺 5 寸	1 株	
46	黙花	18 尺	1 尺 1 寸	1 株		95	枇杷	18 尺	1 尺	1 株	
47	柳	25 尺	4 尺 6 寸	1 株	五柳ノ内	96	柿	18 尺	9 寸	1 株	
48	枇杷	9 尺	1 尺 5 寸	1 株		97	柚樹 ゆず	16 尺	8 寸	1 株	
49	楠	20 尺	2 尺 2 寸	1 株		98	枇杷	18 尺	1 尺 2 寸	1 株	

※10 槐（えんじゅ）

マメ科の落葉高木。幹の高さ約 10～15m。樹皮は淡黒褐色で割れ目がある。

夏に黄白色の蝶形花をつけ、後連珠状の莢（さや）を生じる。花の黄色色素は高血圧の薬。また乾燥させて止血薬とし、果実は痔薬となる。

※12 花木梔（くちなし）

アカネ科クちなシ属の常緑低木。暖地に自生するが多くの園芸品種があり、低木として栽培。

果実は熟すると紅黄色となり、これから取った黄色色素は古くから染料として使用。乾かした果実は生薬の山梔子（さんしし）で、吐血・利尿剤となる。

※20 水蠟樹（いぼたのき）

モクセイ科の落葉低木。山地に自生。枝は細く、五月頃銀モクセイに似た芳香ある白い小花の穂をつける。晩秋に黒紫色の実を結ぶ。薬用。

《引用文献》

『鴟外歴史文學集 第十巻』株式会社 岩波書店 2000（平成 12）年 7 月

(7) 景観の現状

■特別史跡内から見た外部を含めた景観

中門の外側（農地等のある空間）からは、部分的ではあるが黄葉山（神辺城跡）などが見え、また、講堂の2階からは、これらの山と稜線を明瞭に望むことができる。

中門から内側では、基本的に特別史跡の建物、樹木などの景観であるが、講堂付近から南東方向については、ブロック塀や隣接する民家が見える。

■特別史跡周辺から見た特別史跡の景観

特別史跡付近の近世山陽道は、直線的に東西に伸びており、どちらの方向からも町並みと合わせてクスノキが目印となって、誘導性を高めている。また、特別史跡に近づくと表門や土塀によって歴史性がより高まった景観となる。

高屋川沿いからも、遠景・中景としては特別史跡内の樹木・樹林が目印となる。近づく、講堂をはじめとした歴史的な建物等を中心とした景観となる。また、高屋川に架かる大仙坊橋付近から見ると、特別史跡の建物群と背景の黄葉山などの山々、稜線が絶妙の構成となっている。



図 3-23 特別史跡内から見た外部を含めた景観



①中門付近から南方向。背後に神辺城跡などが見える



②講堂竹縁付近から南東方向



③廉塾・付属施設の2階から南方向



④米蔵（この辺りでは外部はほとんど見えない）



⑤書庫付近から南東方向

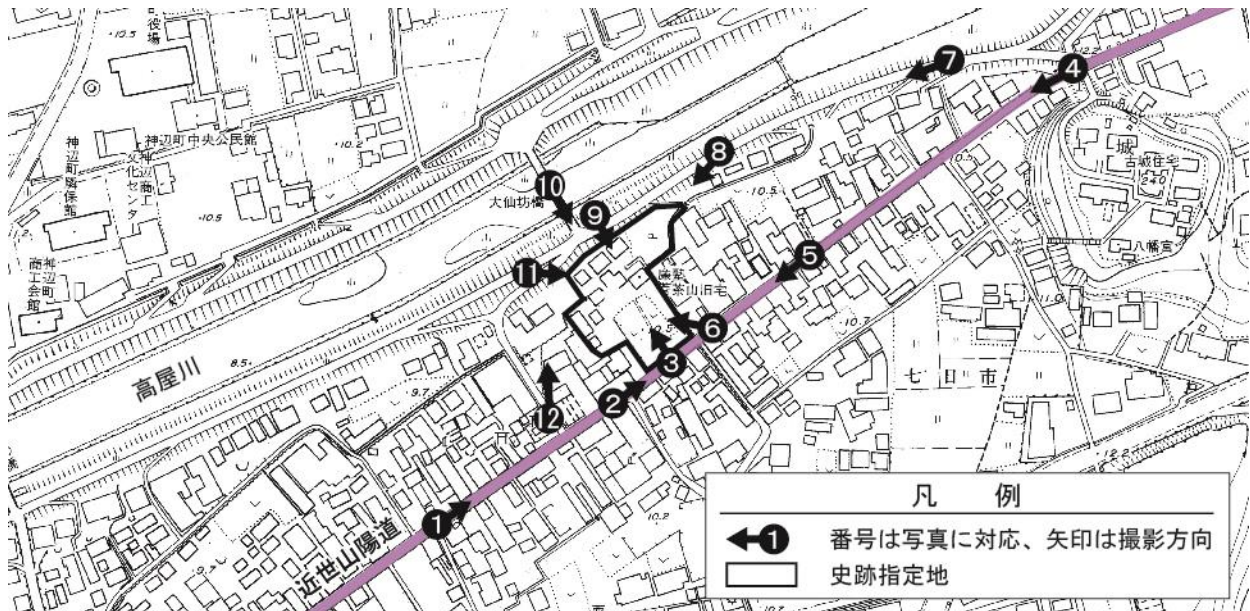


図 3-24 特別史跡を外部から見た景観



①近世山陽道を東方向(遠方にクス)



②近世山陽道に面する土堀とクス



③表門と土堀



④近世山陽道を西方向(遠方にクス)



⑤クスの存在感が高まる



⑥南東側から見た表門付近



⑦遠方に指定地北東側のクスが見える



⑧指定地北東側のクスなど



⑨河川側から見た廉塾・付属施設



⑩廉塾・付属施設, 米蔵と山並み



⑪米蔵(シート)と廉塾・付属施設(奥)



⑫指定地西側の民地や水路

(8) 史資料の現状

ア 黄葉夕陽文庫

菅茶山関係のまとめた史資料としては、1995(平成7)年と2008(平成20)年に広島県が菅家から寄贈を受け、広島県立歴史博物館が所有する史資料群がある。前者は書庫、後者は講堂と旧宅に保存されていたものである。この史資料群は「黄葉夕陽文庫」と呼ばれ、茶山、父の樗平、甥の万年、茶山の姪と結婚し廉塾の都講となった北条霞亭に関するものや廉塾の経営に関わるもの、親交のあった文人達に関するものなどがある。

儒学・文学・歴史・地誌・生物・天文・芸術など幅広い分野にわたり、書籍・記録・書跡・絵画・器物など書箱で214箱、約1万点に及ぶ。博物館によって整理・調査・研究が進められ、『黄葉夕陽文庫 目録 広島県立歴史博物館資料目録二～六 平成21年～平成25年』として刊行されており、今後も刊行される予定である。

また、2014(平成26)年には「黄葉夕陽文庫」のうち、5369点が江戸時代の歴史資料「菅茶山関係資料一括」として重要文化財に指定されている。この資料群は、茶山の漢詩集「黄葉夕陽村舎詩」の草稿などの各種草稿類をはじめ、日記類、典籍類、書状類、茶山に贈られた書画・器物類などの一括資料である。茶山の儒者・漢詩人としての思想・思索及びその形成過程を知ることのできるとともに、茶山を中心とする近世の文人の交友を具体的に示す貴重な資料群である。

イ 指定された史資料

【著述・稿本類】

茶山や親族による漢詩・和歌・随筆など647点。

最も多いのは、茶山の漢詩集である「黄葉夕陽村舎詩」で、校正段階でいくつかの系統に分けることができる。

【文書・記録類】

日記・記録・覚書など631点。茶山の日記や、福山藩の編纂した地誌「福山志料」作成のための資料類のほか、西洋の自然科学に関する資料など、多岐にわたる。

【書画類】

絵画・版画・書跡など331点。茶山の交友関係を背景にもたらされたもので、画人・書家・儒学者など、茶山の交友の広さがうかがえる。

【書状類】

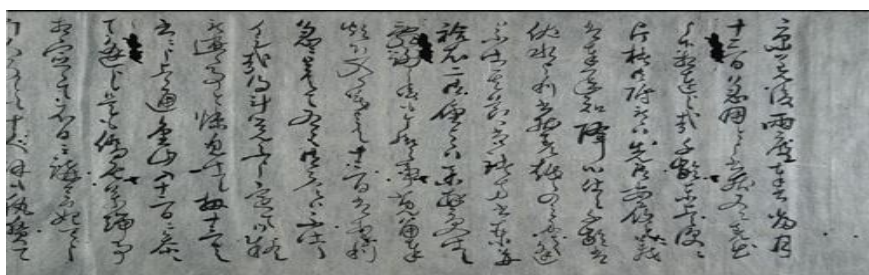
茶山のもとに送られた書状や、茶山が送った書状の写しなど939点。「茶山関係資料」の由来がうかがえるほか、茶山の活動や思想について具体的に知ることができる資料である。



茶山草稿類



天門山之図



頼山陽書状

【典籍類】

茶山が収集した書籍類 2706 点。漢学に関する書籍のほか、史書・地誌・故実書・中国史・日本史・軍学書・辞典類・天文学・医学・自然科学など多種多様な書籍があり、茶山の自筆でその由来を記しているものもある。

【絵図・地図類】

廉塾の周辺・福山城下や、江戸・関東・蝦夷など各地の地図 44 点。「福山志料」編纂のための参考資料や、旅先で購入したと考えられるものがある。

【器物類】

版木類、文房関係、工芸品、収集品 71 点。和時計や大宰府政庁から出土した古瓦など多様なものがある。

ウ 史資料の課題

■保存修理と活用

廉塾講堂に保存されている文人墨客の襖絵及び書は傷みが著しいため、保存修理を行うとともに、展示方法についてもレプリカ展示などを考える。

また、広島県立歴史博物館に収蔵されている重要文化財「菅茶山関係資料」を初めとする黄葉夕陽文庫資料は、現在資料目録を刊行中である。江戸時代後期から明治時代までの一括資料として保存管理が行われている。

「菅茶山関係資料」については、保存修理事業を 2014（平成 26）年度から継続的に行われているが、傷みが著しいものもあるため、後世に伝えていくための保存修理を加速させていく必要がある。

■公開活用

史資料の公開については、広島県立歴史博物館及び菅茶山記念館を中心として定期的に展示会が開催されるとともに、各博物館等の展示会への出品についても、可能な限り公開に努めている。

また、全国の研究者の調査・閲覧にも積極的に対応されており、こうした史資料の活用は、江戸時代後期の文人世界の調査研究に欠かせないものである。

■全容の把握

廉塾ならびに菅茶山旧宅に残された史資料については、現在は個人所有となっているため、関係自治体や関係機関との連携により、より一層一括的な調査及び研究を進めていく必要がある。

資料：広島県立歴史博物館ホームページ「黄葉夕陽文庫と関連資料」

第4章 特別史跡の本質的価値

1 特別史跡の本質的価値

(1) 菅家と廉塾の文化活動

菅茶山は神辺で本陣役を務めていた尾道屋菅波家の一族にあたり、尾道屋から別家した本荘屋菅波家の流れに属している。父樗平^{ちよへい}は本荘屋の4代にあたる。

樗平は本姓を高橋氏といい、川北村の高橋金右衛門金豊の末男である。幼名は亀松、名は扶好、通称は久助といい、芦丈・樗平と号した。

茶山の母・半は備中国井原村の佐藤安右衛門正弘の娘であつたが、本荘屋3代の菅波久兵衛好永に子がなかったため半を養女とした。

好永が没した後は半と樗平が結婚し、樗平が本荘屋の家督を継ぐが、宝暦2（1752）年に26歳で家督を譲り、自らは別家して農業と酒造業を営んだ。家長として勤めながら学問をよくし、詩歌をよくした風流人でもあつた。中でも蕉風の俳諧に興味を持ち、句集に『三月庵集』がある。

半も「喜んで国史を誦して、能くその子を訓導す」（頼山陽『茶山先生行状』）と記されており、山陽の父の頼春水が撰した墓誌には「礼卿（茶山）兄弟、文に臨みて、或いは古人の名姓を逸すれば、輒^{すなわ}ち必ず之を諮^とう。一として記せざるなし」とあるように、父母共に文芸や学問に対する造詣と理解が深かった。

また、高橋金右衛門の嫡子として神辺に生きた高橋慎庵は、樗平の兄で茶山の伯父にあたる。名を克昭、為牛と号し、権右衛門と称した。幼少から学問を好み、長じて医業をするかたわら漢籍などに通じ、和歌や狂歌をよくした。また、筑前黒田侯が参勤の帰途神辺本陣に宿泊した際、招かれて「古事記」の講義を行ったという。黒田家の知遇を受けて以降は福岡藩に招聘され、筑前に往復する途中に数多くの狂歌を残している。

こうした環境は、茶山が幼くして学問や文芸が身近に存在しており、幼少期や青年期を過ごしたことを想像させ、茶山の思想形成に大きな影響を与えたことが想像される。

後に茶山は環境による人間形成の必要性を感じ、私塾を開いて教育者となるが、原点はこうした幼少期の体験にあると言えるかもしれない。

菅恥庵^{ちあん}（1768～1800）は茶山の末弟にあたる。名は晋宝又は晋葆、字は信卿、通称は圭二、三閨・恥庵と号し、儒学者となった茶山に代わって家督を継いだ。好学な一家の例に洩れず、幼にして学問を好み、10歳で詩を賦するという天才児であつた。15歳で備中・鴨方の西山拙斉の塾に入門して学問を究め、19歳で京都に遊学して京都に遊び、道光上人、沈雲上人らと親交を深めた。

寛政9（1797）年10月、恥庵は長崎に遊学するが、この遊学は恥庵を大きく触発する。翌年秋には京都に上って塾を開き、兄と同様に儒学者の道を歩みはじめるが、元来健康に勝れないところに病にかかり、寛政12年8月に33歳で没した。墓は京都の鳥部山にあり、その墓誌は頼山陽の撰文である。また、黄葉山の東麓にある菅家の墓地にはその遥拝の碑がある。

恥庵の若すぎる死は、山陽の叔父である広島藩士・頼杏坪など多くの人から惜しまれた。特に、20歳も年の違う茶山にとって弟の死は深い悲しみであり、茶山が漢詩集『黄葉夕陽村舎詩』前編を出版した際、その附録として「恥庵詩集」と題して漢詩文を収録している。

菅万年^{まんねん}（1773～1811）は、樗平の次男で深津村の松岡家を継いだ猶右衛門汝榎の長男として生まれた。茶山の甥にあたる。名は公寿、通称は養介（助）のちに長作、万年、金栗園と号した。恥庵が没した後、茶山は万年を養子としている。これは万年を後継者にしようと考えていたからであり、茶山の妹・チヨの娘である佐保と結婚させており、佐保が没した後はその妹敬^{きょう}と結婚させている。

万年が特に熱心に学んだのは天文学であり、中国で出版された天文学に関する機器の図の写しで

ある「諸儀象図」と題する巻物は、その精緻な筆写から万年の天文学に対する強い情熱がうかがわれ、日食・月食の観測記録も残されている。

茶山が後継者と期待し、自らも天文学に打ち込んだ万年であったが、元来病弱であり、文化8（1811）年7月に39才で没した。墓は菅家の墓地にある。茶山は当時64歳であったが、悲痛きわまりなく「老らくの我が跡をこそたのしみに、我にとはるる塚となりしか」という和歌を詠んでいる。

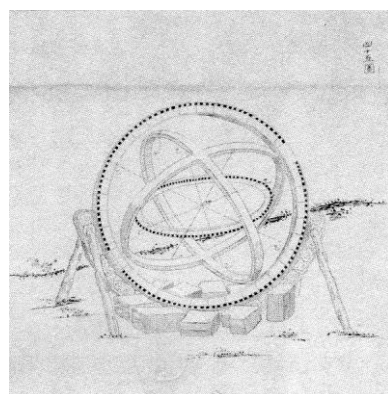
菅自牧斎（1810～1860）は諱を惟縄、字を昭叔と称し、初め菅三と呼んだが、後に三郎と改め、自牧斎のほか、艮庵・瀬庵・蘭斎などと号した。

文化7（1810）年に万年の長男として神辺に生まれた。万年の没後は茶山の愛は一段と高くなっていったようで、茶山の養子となっていた門田朴斎は後に離縁され、自牧斎が養子となった。この時、自牧斎は18歳で、茶山の死はこの年である。

自牧斎は鋭意勉強して頼杏坪、頼山陽、篠崎小竹などに師事して、廉塾の2代塾主となり、福山藩から五人扶持を与えられた。天保8（1837）年には藩校・弘道館出仕を命ぜられ、嘉永2（1852）年には二人扶持を加増され、安政2（1855）年には経筵に侍講。安政5年には給人に進むが、万延元（1860）年7月に51歳で没する。墓は菅家の墓地にあり、その碑文は石川成章の撰である。

菅徴卿は名を良平といい、字を汝猷と号した。本荘屋菅波氏の分家にあたる中屋菅波氏の七良次の子として生まれ、茶山の三従弟にあたる。長じて学問を修め、医学を学んで輒に住み、医者を生業として菅波を修じて菅と称した。

その居宅に古松があることから、聴松庵と称し儒医として名を馳せ、碩学の往来も多かった。なかでも恥庵や山陽との交友が密であり、山陽はその絶筆である病床日誌をはるばる京都から送っている。天保6（1825）年に没し、神辺の浄土宗万年寺に葬られた。年は70歳前後であった。江戸時代の朝鮮通信使が詠んだ漢詩文は良平によって版木にされて鞆町の福禅寺に残されており、「福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係史料」として福山市重要文化財に指定されている。



諸儀象図

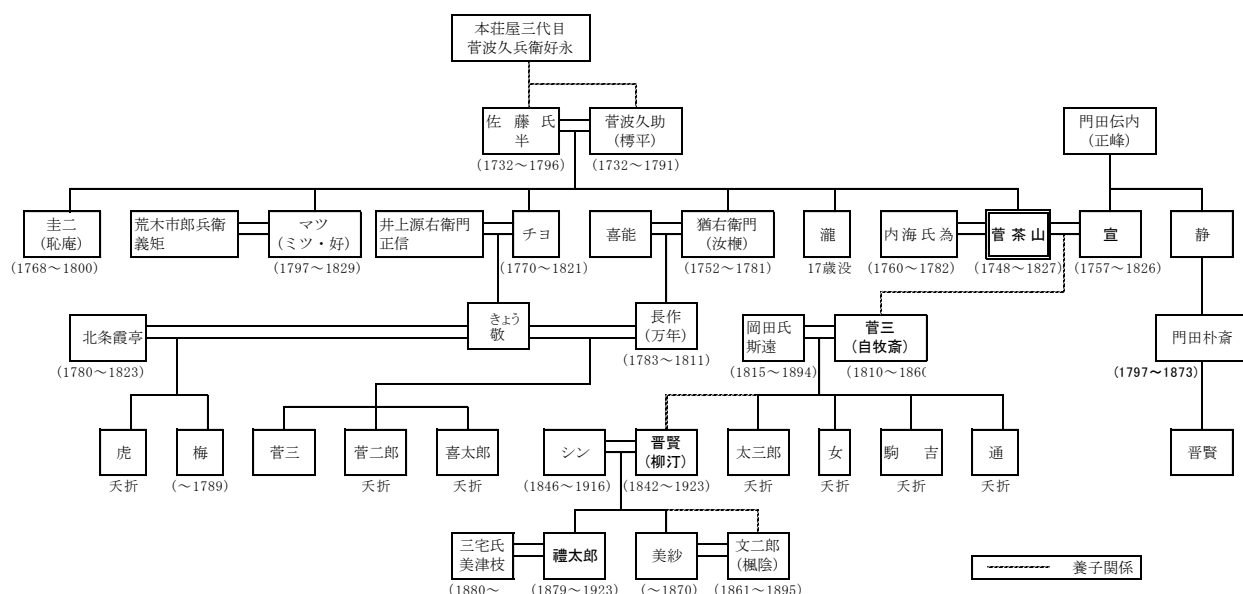


図 4-1 菅家系図

表 4-1 菅茶山に関する年表（1／3）

西暦	和暦	年齢	できごと
1748	延享 5	1	2月2日、菅波樗平・半の長男として備後国神辺に生まれる。
1752	宝暦 2	5	弟・汝榎が生まれる。
1766	明和 3	19	初めて京都に遊学し、市川某に古文辞学を学ぶ。
1768	明和 5	21	弟・恥庵が生まれる。
1770	明和 7	23	京都に遊学し、しばしば池大雅を訪ねる。
1771	明和 8	24	この頃、那波魯堂の塾に入って朱子学を、和田泰純に入門して医学を学ぶ。
1773	安永 2	26	京都に遊学し、初めて大阪の「青山社」に頼春水を訪ねる。甥万年が生まれる。
1775	安永 4	28	この頃、現在の廉塾の南西に私塾を開く。藤井暮庵が入門する。
1780	安永 9	33	11月27日、伯父・高橋慎庵没。京坂地方を遊歴。遊歴中に大坂の葛子琴ら「混沌社」社友と交わる。
1781	天明元	34	8月25日、弟・汝榎没(30歳)。
1782	天明 2	35	2月17日、妻・為没(23歳)。
1784	天明 4	37	門田氏宣(28歳)と再婚する。
1785	天明 5	38	私塾・金栗園の名称が出てくる。
1788	天明 8	41	藤井暮庵と広島・宮島に遊び、頼杏坪・頼山陽と出会う。『遊芸記』・『冬日影』が成る。
1791	寛政 3	44	2月18日、父樗平没(65歳)。
1792	寛政 4	45	間塾の名称が出てくる。この頃、黄葉夕陽村舎・間塾が開塾される。苗字「菅波」の波を取って「菅」とし、宗旨を改めて士族に列する。塾経営に専念するため家業を末弟恥庵に譲る。
1794	寛政 6	47	『北上歴』の旅に出る。父樗平の『三月庵集』を編集する。
1796	寛政 8	49	黄葉夕陽村舎・間塾が福山藩の郷校になり、廉塾・神辺学問所と称するようになる。
1800	寛政 12	53	8月27日、弟恥庵が京都で客死。京都・東山に葬られ、頼山陽が墓誌名を記す(33歳)。弟汝榎の子万年を養子とする。
1801	享和元	54	7月、福山藩儒となり俸五口となる。藩校弘道館で講釈を始める。
1804	文化元	57	1月、福山藩主・阿部正精の命で江戸へ赴く。 5月、常陸を旅する。11月5日、藩主に従い帰郷する。
1805	文化 2	58	俸十石となる。藩主・阿部正精から『福山志料』編纂を命じられる。
1807	文化 4	60	2月17日夜、神辺宿大火があり茶山宅(金栗園)も類焼。
1808	文化 5	61	門田朴斎が入門する。
1809	文化 6	62	4月5日、『福山志料』35巻の編纂が完成する。 11月、伊能忠敬が来訪する。 12月29日、頼山陽(30歳)が廉塾の都講(塾頭)になる。
1810	文化 7	63	後に廉塾の後継者となる甥万年の子、菅三(自牧斎)が生まれる。
1811	文化 8	64	閏2月8日、頼山陽(32歳)が廉塾を去り、上京する。 7月29日、継嗣万年没(29歳)。敬(29歳)、遺児菅三(2歳)。
1812	文化 9	65	『黄葉夕陽村舎詩』前編が刊行される。
1813	文化 10	66	8月23日、北條霞亭(34歳)が廉塾の都講になる。
1814	文化 11	67	5月、阿部正精の命で江戸に赴く。 在府中、上下格給人(扶持を賜う平士)となり、俸20石となる。
1815	文化 12	68	2月16日、江戸を發し帰郷(3月29日)
1817	文化 14	70	2月2日、70歳の祝宴が開かれる。 福山藩主から金500疋、松平定信から寿詩寿盃を贈られた外、岡本花亭・谷文晁等から書画を贈られる。('磻溪跪餌図')。
1818	文政元 (文化 15)	71	大和・吉野・京都に遊ぶ。『大和行日記』が成る。
1819	文政 2	72	『答問福山風俗記』を幕府へ提出する。
1820	文政 3	73	3月5日、門田朴斎(24歳)を養子とする。この年、『室町誌』をまとめる。

表 4-1 菅茶山に関する年表（2／3）

西暦	和暦	年齢	できごと
1921	文政 4	74	5 月 10 日, 北条霞亭が藩主阿部正精の命により上府。
1823	文政 6	76	俸 30 口となり大目付に準じる。 8 月 17 日, 北条霞亭没(44 歳)。11 月 20 日, お敬が帰郷。 『黄葉夕陽村舎詩』後編が刊行される。
1825	文政 8	78	養魚池が築かれる。
1826	文政 9	79	5 月 19 日, 継室の宣が歿する(70 歳)。 12 月 22 日, 茶山が藩主阿部正寧に初めて謁見。酒食・菓子詰・文具を授けられる。
1827	文政 10	80	1 月 11 日, 藩主阿部正寧館で茶山が手熨斗を授けられる。4 月 7 日, 80 歳の祝宴が開かれる。 7 月, 門田朴斎を離縁し, 菅三(後の自牧斎)を養子とする。 8 月 13 日歿。諡は「文恭先生」。20 日に川北村網付谷に葬られる。
1832	天保 3		『黄葉夕陽村舎詩』遺稿が刊行される。
1856	安政 3		『筆のすさび』が成る。
1860	万延元		7 月 3 日, 菅三(自牧斎)没(51 歳)。
1915	大正 4		11 月 10 日, 茶山が従四位を贈られる。
1923	大正 12		2 月 20 日, 禮太郎没(48 歳)。3 月 23 日, 3 代晋賢没(81 歳)。
1926	大正 15		3 月, 深安郡北辰会主催で「菅茶山没百年祭」を開催。福山・東京でも開催。
1934	昭和 9		1 月 22 日, 「廉塾ならびに菅茶山旧宅」が史跡に指定される。
1940	昭和 15		2 月 23 日, 「菅茶山の墓」が県史跡に指定される。
1951	昭和 26		7 月 1 日, 標識と説明板の設置落成式が行われる。
1953	昭和 28		3 月 31 日, 「廉塾ならびに菅茶山旧宅」が特別史跡に指定される。 10 月 5 日, 文化財保護委員会告示第 46 号で官報告示される。
1979	昭和 54		10 月, 郷土史研究会主催で「菅茶山没 150 年祭」開催。
1982	昭和 57		3 月 5 日, 神辺町立歴史民俗資料館で, ブロンズ製の「菅茶山坐像」が建立される。 (現在は菅茶山記念館へ移設。)
1986	昭和 61		9 月 20・21 日, 菅茶山 160 年祭実行委員会の主催で「菅茶山 160 年祭」が開催される。
1988	昭和 63		4 月, 「菅茶山先生遺芳顕彰会」が発足し, 会報誌「菅茶山顕彰会会報」を発刊する。 ～2016 年 3 月 31 日現在第 26 号)
1992	平成 4		11 月 3 日, 菅茶山記念館が開館。
1993	平成 5		6 月, 廉塾の書庫で保存されていた黄葉夕陽文庫が所有者より広島県立博物館に寄託される。
1995	平成 7		菅茶山記念館・菅茶山先生遺芳顕彰会主催で「第 1 回茶山ポエム絵画展」が開催。 (～現在まで) 7 月, 企画展を受けて黄葉夕陽文庫が所有者より広島県に寄贈される。
1998	平成 10		4 月 28 日～5 月 31 日, 広島県立歴史博物館で春の企画展「菅茶山とその世界Ⅱ—黄葉夕陽文庫の概要—」開催。 10 月 17・18 日, 菅茶山生誕 250 年を記念して, 廉塾・菅茶山記念館・神辺町文化会館を中心に記念式典・特別展・活花展等を顕彰会・神辺町・神辺町教育委員会共催で「菅茶山生誕 250 年祭」開催。
1999	平成 11		7 月 28 日, 菅茶山記念館南庭に「菅茶山先生顕彰碑」が建立される。
2000	平成 12		10 月, 菅茶山生誕 260 年祭実行委員会・菅茶山遺芳顕彰会主催で「菅茶山生誕 260 年祭」開催。
2002	平成 14		10 月 14 日, 菅茶山先生遺芳顕彰会主催で茶山ポエム絵画展 10 周年記念「廉塾ポエム祭り」が七日市の廉塾を中心として開催。参加者約 500 名。

表 4-1 菅茶山に関する年表（3／3）

西暦	和暦	年齢	できごと
2003	平成 15		10 月 18 日，菅茶山生誕 255 年祭実行委員会・神辺町・神辺町教育委員会・菅茶山先生遺芳顕彰会等の主催で，廉塾・神辺町文化会館を中心に「菅茶山生誕 255 年祭—いま煌めく茶山と歴史街道神辺宿—」が廉塾・神辺文化会館を中心に開催。
2004	平成 16		11 月 3 日，菅茶山遺芳顕彰会主催・七日市上町内会協賛で「第 3 回茶山祭」開催。
2005	平成 17		4 月 23 日，菅茶山先生遺芳顕彰会の総会で，会の名称を「菅茶山顕彰会」に変更。 11 月 3 日，菅茶山顕彰会主催で，「第 4 回茶山祭」が廉塾を中心に開催。
2006	平成 18		11 月 3 日，「第 5 回茶山祭—いま煌めく文化の香り 茶山と廉塾—」開催。
2007	平成 19		10 月 13 日～27 日，プレ菅茶山生誕 260 年祭開催。 11 月 3 日，「第 6 回茶山祭—いまきらめく茶山文化の香り—」開催。
2008	平成 20		11 月 3 日，菅茶山顕彰会と菅茶山生誕 260 年祭実行委員会の共催で「菅茶山生誕 260 年祭—菊薫るかざり茶山の文化あり—」開催。
2011	平成 23		10 月 15～17 日，新たに結成された運営委員会主催で「神辺宿・歴史まつり」が廉塾・神辺本陣・三日市通りなど旧山陽道界隈で開催。
2014	平成 26		8 月 21 日，広島県立歴史博物館所蔵の「菅茶山関係資料」(5,369 点)が，国重要文化財に指定される。
2015	平成 27		7 月 1 日，特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画策定委員会を設置。
2017	平成 29		3 月 31 日，特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画策定。

(2) 菅茶山の業績と塾施設の関係

ア 生い立ちと塾施設

菅茶山は、延享5（1748）年2月2日に備後国安那郡川北村（広島県福山市神辺町川北）に生まれた。本名を^{ときのり}晋師、字は^{れいけい}礼卿、幼名を^{きたろう}喜太郎、元服後は^{ももすけ}百助、家督を継いだ後は久治郎と改め、後に^{たちゅう}太中・^{たちゅう}太仲と称した。茶山という号は、高屋川を挟んで望む茶臼山に因んで名付けられた。

江戸時代になると、国内の学問・思想は朱子学によっていたが、茶山の生まれた中期後半以降は、古義学・古文辞学・陽明学・闇斎学など新たな学派によって朱子学派の力が一時期衰えてくる。しかし、当時において、これらの新興学派の中から生活や風俗を乱すといった事態がしばしば生じたため、反動として朱子学復興の兆しが見え始めた時期でもあった。

明和元（1764）年、茶山は16歳の時に疱瘡を避けて京へ遊ぶ。18歳で家督を継ぐが、里生（庄屋）としての仕事を厭うようになる。文字を嗜み学問を志し、19歳で再び京都へ遊学して古文辞学を市川某に学ぶが、3～4年間学んで帰郷する。その後、再び京都へ遊学し、古医法を和田泰純^{やすずみ}に学んだ。廉塾には茶山が医者をしていた頃のもの^{なわろどう}と伝えられる薬壺が残されている。



茶山の薬壺

明和8年頃には那波魯堂門下となり朱子学に転向する。魯堂は宝暦元（1751）年に聖護院宮忠誉法親王の侍読となり、寺域内に家塾（※1）

を設けた。この塾に、茶山の兄弟子で終生の親友となる備中・鴨方の西山拙斎が入門している。茶山は拙斎の薦めで、入塾したものと考えられる（「文恭先生年賦略」）。

その後、寛政2（1790）年、幕府による「寛政異学の禁」という政策によって朱子学は正学と位置付けられた。

茶山が目指したのは、学問や教育の力によって当時の身分制的な社会秩序を回復し、維持していくことであった。酒造業や農業を営む裕福な家に育った茶山であったが、神辺という農村社会においても階層分化によって遊民が増加し、村が荒廃していくという現状を目にしていた。茶山は「神辺と申す処ことの外悪風俗之处にて、村々にて歴々など申てはかまありき候人までみな博徒に候」とし、「わたくしなともはたち計迄はくちもうち富第一をもち候ほとに候へハ、酒色などの悪行ハいうことをまたず候、其中ニふとはいかい発句てふ物をいたしおほへ候、それよりうた詩などゝすこしツヽ読書にむかい候」（「郷塾取立に関する書簡」）と述べている。茶山もまた遊学する以前には、博打を打ち、富籤を買い、酒色に耽るという時代があった。しかし、俳句を覚え、学問を志すようになったと自らの体験を語っている。



廉塾の鐘

廉塾には授業の始業を告げたといわれる鐘が伝えられており、安永4（1775）年の銘がある。寄贈者は藤井次郎左右衛門昭房。藤井暮庵の義父・藤井蘭水である。この年の春、茶山が私塾で教育を始め、暮庵が師事したことを記念して贈られたと考えられる。

銘「百炬照冥 撃以饗靈 長此降福 美溢家庭 安永四年乙未三月中浣 藤井次郎左右衛門昭房更鑄」「百の篝火が祖先を祀る送り火となるように、この鐘を打てばその尊い音色は周囲に響き渡る。永遠に天からの幸が家庭に満ち溢れるように。」

安永4年は、『暮庵先生行状略記』（以下『略記』）に「茶山先生ノ門ニ入りテ教ヲ受ク」とあり、

茶山の最初の弟子である暮庵が9歳で入門した年にあたる。この頃、茶山の私塾が開塾されたものと考えられるが、名称については不明である。場所は特別史跡指定地外にあり、今の廉塾から近世山陽道を隔てた南西に位置していたようである。この私塾は10歳前後の村童を対象とした素読を教える寺子屋のようなもので、茶山の居宅を兼ねていたと考えられる。

10年後の天明5(1785)年8月には、「金栗園寄宿、茶山先生ノ別塾ナリ」(「略記」)と金栗園の名称が初めて出てくる。私塾の近くに桂樹があったことから、塾を金栗園と称した。金栗とは木犀の総称である。この頃には、自宅の一部を使って来訪者の宿所とし、塾は門人たちの講釈の場として使用されていたようである。その後、塾生が増えたため、居宅の東北に学舎を建て、黄葉夕陽村舎・間塾と名付ける。塾舎の新築については、「廉塾屋敷図」の書入れに「寛政2(1790)年8月、新屋敷」造成のために福山藩が丈量を行ったことが記されており、「当駅町裏に六間に式間半之家一ヶ所瓦葺に仕り建て置く」(「神辺間塾記」)という記述から寛政2年頃と考えられる。名称は「黄葉山の北側にある集落(黄葉夕陽村)の学舎」という意味から名付けられた(「茶翁口授黄詩前後編筆記」)。

続いて、寛政8(1796)年には、この塾を永続させることを目的に、塾の建物・塾附属の田畑を福山藩に献上し、福山藩の郷校とした。以後、「廉塾」、正式には「神辺学問所」と呼ばれるようになった。廉塾という名称は、柴野栗山が学舎に名付けたものという(「文恭先生年賦略」)。

これまで、黄葉夕陽村舎・間塾は天明元(1791)年頃に開塾されたとされてきた。ところが、塾の財務管理・運用に関する沿革をまとめた「神辺間塾記録」の中で、茶山が川北村庄屋・組頭を通じて私塾の開設を福山藩に願い出た文書の中に「此度於私宅一箇月六度孝経講釈始申度奉願上候」という記述と「寛政三亥歳」の年が記されていることから、翌年の寛政4(1797)年頃に求められるようになってきた。

※1 家塾は、武士や学者が幕府や藩の要請を受け、勤務の余暇に私宅で教育することを認められた塾。私塾は、民間教育施設で学びたいという意欲があれば、身分の別なく誰でも学べた。

イ 儒学者・漢詩人としての茶山

寛政4(1792)年、茶山45歳の時に福山藩4代藩主・阿部正倫あべまさともから五人扶持を与えられる。頼山陽の「茶山先生行状」には、「阿部正倫と林大学頭が詩を論じた時、当世一の詩人は備後の菅茶山であるという話になった。役人に調べさせたところ、学業が優れていることから、五人扶持が与えられた」とある。これは茶山が詩人としてだけでなく、教育者としての評価も受けたものと言えよう。正倫は慌てて茶山を召し抱えようとするが、病気を理由に断ったという逸話も残っている。それでも、五人扶持を与えることで面目を保ったという。

この時、苗字「菅波」の波の字をとって一字で「菅」として、宗旨人別帳にも家中並(藩士並)とされた。

形の上では藩の儒者となった茶山であったが、その活動拠点はあくまでも黄葉夕陽村舎にあった。そこから「学種」(学問の種、学問を学ぶ人たちのこと)を育てることを第一とするが、享和元(1801)年には正倫の意により藩の正式な儒官(儒学者)となり、藩校の弘道館へ出講することとなる。菅家では、この時に講堂の敷台が作られたと伝える。

さらに、文化元(1804)年と文化11年には、5代藩主・阿部正精まさきよの命により江戸へ赴く。



茶山肖像画(部分)

儒学者として藩に仕えた茶山であったが、その全国的名声は詩人としての評価によりなされた。六如上人^{りくによしやうにん}をはじめとする宋詩に範をとった詩風を大成した茶山は、「当世随一の詩人」と評され、文化9（1812）年に刊行された詩集『黄葉夕陽村舎詩』は当時のベストセラーとなった。自費出版が常識であった当時、上木費は書林（書店）の負担、本仕立（本の構成・装丁）は茶山の望み次第という破格の待遇であった。この詩集の出版により、茶山の名は全国へと知られ、近世山陽道を往来する多くの文人墨客が廉塾を訪れるようになった。

当時の評価は、亀田鵬斎^{かめだぼうさい}に「菅君詩をもって、世に鳴る」と言わせ、大学頭・林述斎に「詩は茶山」と評されたことでもうかがえる。茶山は神辺という辺境の地にありながら全国的に名を知られ、まさに「地方の時代」の体现者でもあった。

ウ 茶山の教育観と教育

「村塾取立に関する覚書」には、茶山が教育を始めた動機、塾田等の利米の分配方法、講師の資質などとともに塾の教育内容についても触れている。

教育で最も重視したのは「行儀」である。まず、基本となる生活習慣を身につけるとともに、算術・手紙の書き方、四書五経を学ぶことが塾の学習の中心となる。さらに歴史や詩文についての理解を深めるための教材についても触れているが、「世説以外は那人にまかすべし」としており、歴史や詩文などについては基本的な学習の次と考えている。

塾生の教育は行儀を主とするかわら、教育する都講についても同様のことを求めて、徳行の優れた人物を選ぶとしている。また、各塾生の年齢や習熟度・個性あるいは興味にあわせた教育を目指していた。

現在、講堂の東側には、竹と板を組み合わせた竹縁と花崗岩に方形と円形の穴を穿った手水鉢（方円の器^{ほうえん うつわ}）がある。「水は方円の器に随う」。「方」は四角、「円」は丸を意味しており、水は器によってどのような形にもなることから、人も環境や教育・交友によって良くも悪くもなりうるという茶山の教育観を表している。

私塾であった黄葉夕陽村舎は、宅地・建物と塾田を福山藩に献上することで藩の郷校となった。この郷校にする経過や動機については、茶山の「郷塾取立に関する書簡」に述べられている。

塾運営の財政基盤の拡充と運営組織の整備に心を砕き、私塾は塾主あるいは塾運営者である個人の生死によって塾の存在そのものが左右されるため、私的なものから公的なものとなることで、塾の永続性を



間塾にて学文の図（部分）



竹縁と手水鉢

表 4-2 廉塾入塾・退塾者一覧

和暦	西暦	茶山年齢	入塾(人)	退塾(人)
文化8年	1811	64	28	8
9年	1812	65	25	15
10年	1813	66	32	38
11年	1814	67	12	18
12年	1815	68	17	8
13年	1816	69	22	15
14年	1817	70	26	32
文政元年	1818	71	28	42
2年	1819	72	42	22
3年	1820	73	15	15
4年	1821	74	18	27
5年	1822	75	24	21
6年	1823	76	22	29
7年	1824	77	15	13

「塾生預り銀差引帳」・「諸生金銀差引算用帳」より

目指した。

塾を郷校とすることで安定した運営を行い、経済的な安定を得るとともに、塾主あるいは講師としての適任者を選ぶことで、塾の安定を図ろうとした。

「閭塾にて学文の図」に見られるように、廉塾の教育は講釈中心であった。講釈に当たる人たちは、塾主である茶山のほかに都講(塾頭)と称された人たちである。都講は高い学識を持ち、茶山をあらゆる面から助ける役目を担っており、年少者の熟読の指導にもあたった。

塾生は、福山藩をはじめ中・四国、九州、畿内、東北にいたる全国各地から集まり、廉塾の門をくぐった。その数は2000～3000人と推測されている。身分は、武士・医者・僧侶・町人から農民に至る幅広い階層に及び、初歩学習を終了した10～20歳代の若者が多かった。

塾生が廉塾で学ぶためには、年4両2分の飯料と若干の書物料を払わなければならなかった。年4両2分の飯料といえば、当時の奉公人の1年分の給金よりはるかに多い額であった。このことを考えれば、ある程度富裕な家庭の子弟であったといえよう。もっとも、貧しく飯料の払えない者は、塾の家事を手伝いながら学ぶこともできた。塾生の多くは在塾2～3年で郷里に帰って行った。塾生という身分から元の武士や町人・農民に戻り、日々の生活が始まるのであった。

村童日日挾書來　村童　日日　書を挟みて来る
講席偏愁暑若煨　講席　偏に愁う　暑の煨するが　若きを
歸路逢牛臥涼處　歸路　牛の涼處に臥するに逢て
直將牧堅疊騎回　直ちに　牧堅を將って　疊騎して回る

【意訳】　塾生たちが、毎日論語だか、孟子だか、唐詩選か知らんが、書物を小脇に抱えてやって来る。勉強を教える講席は、暑うてそれどころじゃあない。あぶるように暑うて、やりきれん。よそ見をしたり、汗を拭いたり、ろくに勉強もせんくせに、「今日はこれでおしまい。」と言うと、やれやれ、早う帰って涼もう。塾を出て裏の土手を上がった所で、涼しい場所へ牛が寝そべっているのが見えた。傍に友達の牛飼いの子がおり、相談が成立。二人並んで牛の背に乗り、喜々として帰って行った。

北川　勇「黄葉夕陽村舎詩　夏日雜詩（四）」『茶山詩話（第三集）』
菅茶山先生遺芳顕彰会　1994年

エ 茶山の交友

茶山は京都や大坂への遊学により多くの学者や画人たちと交友関係をもった。京都では池大雅、さらに、阿部正精の命で江戸へ赴いた時には、柴野栗山・岡田寒泉・尾藤二洲・古賀精里をはじめ、幕臣で詩に長じた岡本花亭・亀田鵬斎・谷文晁など多くの文人と交友をもつ。大坂では頼春水や懷徳堂第4代学主・中井竹山・弟の中井履軒などと交わり、その関係をさらに広げることになった。

また、近世山陽道の宿場町であつた神辺宿に居を構えた茶山の名声を慕って、多くの儒者・文人・画家などが訪れた。この芳名録が「菅家往問録」である。文化2（1805）年4月25日から記載が始まり、茶山の死後の万延元年（1860）年まで、総数530数名の記載がある。

廉塾を訪れた人々には、当代の一流の文人墨客がいた。茶山が京坂遊学中、あるいは、江戸に赴いた時に接した人々は、近世山陽道を上下する際には必ずといってよいほど塾に立ち寄った。

主な来訪者は次のとおりである。頼春水（広島藩儒）、頼杏坪（広島藩儒）、中村圃公（岡山藩儒）、浦上玉堂（備中・画人）、亀井昭陽（福岡藩儒）、佐々木雲屋（高松・画人）、土屋壺関（会津藩士）、巨野泉祐（白河・画人）、樺島石梁（久留米藩教授）、古賀穀堂（佐賀藩儒）、田能村竹田（豊後・画人）、梁川星巖・紅蘭夫妻（美濃・詩人）、広瀬旭莊（豊後・儒者）、中島棕隠（京都・儒者）。

記載された署名の多くは、訪れた年月日・出身地・姓名を記載しているが、詩文を添えているものも多い。茶山の人柄が、同世代・次世代の文人墨客達にいかにか慕われていたかがわかる。

また、文化の中心地であった京都・大坂から遠く離れた田舎に暮らす茶山にとって、こうした人達の訪問は大きな喜びや楽しみであり、塾生にとっても大きな刺激となったであろう。このような盛況を呈していた時期は、郷校として認められた頃から文政期へかけてのことであった。茶山生存中は年平均 19 人、最も多い文政 2 (1819) 年で 35 名の訪問者があった。しかし文政 10 (1827) 年に茶山が没してからは、年平均 3 名と著しく減じる。

茶山は、文政 10 年 8 月 13 日、80 歳で亡くなり、川北村黄葉山麓の網付谷^{あみつけだに}に葬られた。葬儀には、近親者・福山藩関係者・弟子たちを含めて 200 余人が参列したと記されており、その墓碑は頼杏坪の撰文である（「文恭先生喪儀」）。

《引用文献》

神辺郷土史研究会『菅茶山とその弟子たち—神辺の歴史と文化第 4 号—』1976 年 10 月
矢田笑美子『近世の学舎 寺子屋～私塾～藩校へ』菅茶山記念館 2005 年 11 月
西村直城・岡野将士『菅茶山の世界』株式会社文芸社 2009 年 12 月

《参考文献》

「文恭先生年賦略」

・茶山の事績を簡潔にまとめたもの。当初、金栗園という学舎があり、後に家の東北へ学舎を建て、黄葉夕陽村舎と名付けたことや、廉塾と名付けたのは柴野栗山であることなどが記されている。

「郷塾取立てに関する書簡」 菅茶山著 頼春風写

・茶山は寛政 8 (1796) 年、塾付の田地いっさいを差し出して、郷塾にしてほしいと願い出ている。この資料は、この間の事情を茶山自身が筆記したものを頼春風が入手して筆写したもの。茶山の教育観をよく表すとともに、学問を志して塾を経営し、塾を藩に差し出すに至った動機について述べている（『広島県史』近世資料編Ⅵ）。

「塾生預り銀差引帳」・「諸生金銀差引算用帳」文化 8 (1811) 年～文政 7 (1824) 年

・塾生から徴収したお金（食費・書物代など）の収支帳。

「菅家往問録」文化 2 (1805) 年～万延元 (1860) 年

・茶山 58 歳の時から記されており、仙台藩儒・大槻平泉の署名から始まっている。平泉はこの冊子を茶山から預ったことについて、先生は以前に廉塾を訪れた人たちの姓名を忘れたことが残念なので、これ以後は訪問者の姓名を記録して残すことにしたと記している。

「菅太中存寄書」

・茶山の遺書であり、塾経営に関する心得を記したもの。文政 2 (1819) 年に書いたものを最晩年に補筆し、学問所世話人と塾の後継者、さらに大目付などの役人に差し出している。

「文恭先生喪儀」

・文政 10 (1827) 年 8 月 13 日から 22 日まで、日にちごとに儒教に則った葬儀の式次第と内容を記している。さらに、用意された棺の材質・寸法・仕上げ、棺蓋の内側に記された詩文、葬儀に用いられた道具や参列者の喪服などについても詳細に記録されている。

表 4-3 廉塾来訪者一覧

和暦	西暦	塾主年齢	来訪者 (人)	和暦	西暦	塾主年齢	来訪者 (人)
文化 2	1805	茶山 58	16	天保 4	1833	24	9
文化 3	1806	59	19	天保 5	1834	25	4
文化 4	1807	60	12	天保 6	1835	26	2
文化 5	1808	61	15	天保 7	1836	27	3
文化 6	1809	62	18	天保 8	1837	28	0
文化 7	1810	63	13	天保 9	1838	29	2
文化 8	1811	64	24	天保 10	1839	30	2
文化 9	1812	65	20	天保 11	1840	31	6
文化 10	1813	66	19	天保 12	1841	32	9
文化 11	1814	67	5	天保 13	1842	33	2
文化 12	1815	68	2	天保 14	1843	34	1
文化 13	1816	69	21	弘化 1	1844	35	0
文化 14	1817	70	28	弘化 2	1845	36	0
文化 15・文政 1	1818	71	25	弘化 3	1846	37	1
文政 2	1819	72	35	弘化 4	1847	38	3
文政 3	1820	73	22	嘉永 1	1848	39	1
文政 4	1821	74	20	嘉永 2	1849	40	2
文政 5	1822	75	21	嘉永 3	1850	41	2
文政 6	1823	76	15	嘉永 4	1851	42	0
文政 7	1824	77	18	嘉永 5	1852	43	1
文政 8	1825	78	26	嘉永 6	1853	44	7
文政 9	1826	79	26	嘉永 7・安政 1	1854	45	7
文政 10	1827	80	18	安政 2	1855	46	4
文政 11	1828	自牧斎 19	3	安政 3	1856	47	11
文政 12	1829	20	0	安政 4	1857	48	0
天保 1	1830	21	0	安政 5	1858	49	2
天保 2	1831	22	2	安政 6	1859	50	5
天保 3	1832	23	4	万延 1	1860	51	7

「菅家往問録」（『広島県史』近世資料編VI）を基に作成

(3) 本質的価値

茶山は、神辺という地方に住みながら学問を修めて私塾を開き、後に郷校として全国から集まる多くの子弟を教育した。地方に住み続けることで、農村の荒廃や社会秩序の乱れを直接受け止め、学問によって現状を是正することを考える。そのためには、正しい学問を学ぶための教育と教育施設が必要であることを強く主張した。

廉塾について

廉塾と茶山旧宅の間を東西に流れる水路は、北側が教育の場、南側が日常生活の場とされていた。

敷台より右の3室・20 畳が当時の講堂で、襖をはずして講釈に利用された。講堂の北側は浴室・便所、西側は書見所、東は竹縁が設けられている。茶山が神辺宿大火後に居住した槐寮（塾台所）は、自牧斎の時代に廉塾と接続され、明治20年頃に二階が増築されるが、付属施設の米蔵・小屋とともに教育施設として塾が機能していた当時の形態を残している。



廉塾講堂

茶山旧宅について

茶山が晩年に過ごした住まいである。塾が機能していた時代のもものとしては、6 畳二間・納戸と2階の10 畳（板間）、玄関、玄関土間、書斎である。旧宅西側之の間・新座敷・2階和室は明治時代の増築と考えられるが、歴代塾主の旧宅として当時の面影を残している。

付属施設・工作物について

現存する寮舎は南寮である。当初の南寮は、弘化4（1847）年以降に現在の位置に改築されたものと考えられるが、塾が機能していた時代に塾生が生活する場であった。表門・中門も当時のもので、表門と両側の土塀はクスノキと相俟って当時の景観を伝えている。

養魚池、木小屋、菅家の先祖を祀る祠堂、書籍・書画・書状類を保存してきた書庫も当時の場所に位置し、特別史跡を構成する要素として欠かすことができない。



水路と廉塾講堂

水路は、高屋川から導水され塾の南東で三又に分岐している。

南は川北村、西は川南村に流れ、農業用水として利用されてきた。この水路と石段は塾の整備とともに築かれ、茶山詩文の借景となっている。

人物について

「茶山に学べ」。神辺では昔から言い続けられて来た言葉である。

江戸時代後期を代表する漢詩人・儒学者として全国に知られた茶山。ただし、この特別史跡を特色づけるのは、教育者としての茶山である。塾を開き、全国からその名を慕って来た者を、塾生として分け隔てなく受け入れた。茶山が教育で最も重視したのは「行儀」である。また、教育を受ける機会を与えてくれた家族に感謝することを塾生に求めた。「誰もが平等に教育を受ける機会に恵まれるべきである」という茶山の思想は、現在にも通じる教えである。

江戸時代に盛行した私塾は全国に1500 もあったといわれている。廉塾ならびに菅茶山旧宅は、その中で最も良く旧観を維持しており、当時の教育施設と歴代塾主の旧宅とともに茶山の息遣いを今に伝える貴重な特別史跡といえる。

2 新たな価値評価の視点

廉塾ならびに菅茶山旧宅が史跡に指定されたのは1934（昭和9）年であり、当時の塾関係施設や寮舎、茶山旧宅が現存することが指定理由となっている。さらに、1953（昭和28）年には、当時の私塾として教育環境を現在に伝える全国唯一の施設であることから、特別史跡に指定されている。

この段階では、塾関係施設や寮舎、茶山旧宅とあるが、廉塾が機能していた時期からある建造物の特定は、細部にわたってはできていなかった。

その後、「廉塾屋敷図」（文政7（1824）年頃）が発見され、広島県文化財ニュース209号（平成23年）において初めて公開された。この図には、当時の建物や農地、池、水路などが描かれており、「廉塾家相図」（弘化3（1846）年）、史跡及び特別史跡の指定時の資料と合わせて、往時（1824）と今日との間において、建造物等の継承と変遷（変化）を把握することができる。

このうち、現存する建物で往時から存在していたものは、次のようになる。

- 廉塾・付属施設（廉塾屋敷図・廉塾家相図：廉塾、タイ所…増築により接続、2階増築）
- 米蔵（廉塾屋敷図・廉塾家相図：土蔵）
- 米搗小屋・物置・便所（廉塾屋敷図・廉塾家相図：小屋…位置は米蔵の南隣、現状は西隣）
- 表門（廉塾屋敷図・廉塾家相図：表門…東へ移動）
- 中門（廉塾屋敷図・廉塾家相図：門）
- 茶山旧宅（廉塾屋敷図・廉塾家相図：六畳、六畳、ナント…その後、弘化3年まで、明治20年頃増築）
- 寮舎（廉塾屋敷図・廉塾家相図：南寮、弘化3年以降改築）
- 水路・石段（廉塾屋敷図：図示、アライバ）
- 養魚池（廉塾屋敷図：前池…廉塾講堂の東側、文政8（1825）年南側に移設）
- 畑（廉塾屋敷図：田、畑）

したがって、増築等はあるにせよ、現在の建物の大半（「湯場・物置」以外）及び水路は往時（文政7（1824）年頃）に存在し、養魚池も廉塾として機能していた時期につくられたものと考えられ、個別的に本質的価値が特定されたことになる。

また、書庫や祠堂も廉塾屋敷図では存在していないが、「廉塾家相図」（弘化3（1846）年）頃までには存在したと考えられ、廉塾が機能していた時期の建物であることから、本質的価値を構成すると捉えることができる。

一方で、建造物の変遷（変化）の状況を把握するためには、建物や池などの地下遺構を把握する必要があることから、発掘調査の実施を予定しており、その成果を新たな価値評価の基準とし、本質的価値を構成する要素への追加などを検討することとする。

さらに、今後の史資料調査などで把握した内容も、精査して新たな価値評価への反映を検討する。

3 構成要素の特定

特別史跡の保存・活用及び整備においては、本質的価値を構成するものが何であり、また、それ以外の構成要素にどのようなものがあり、それらをどのようにしていくかを検討する必要がある。

このため、本質的価値を構成する要素、及びそれ以外の構成要素を明らかにしていく。

このうち、本質的価値を構成する要素以外については、要素の性質、特別史跡やその保存・活用との関わりを考慮し、大きくB～Eの4つに区分する。

A：本質的価値を構成する要素

- ・特別史跡の指定要件に関わる要素（それが失われた場合、指定解除の検討要因となる要素…例えば、指定地内に対象要素のみ存在したと仮定し、それが失われたとき、指定解除になるかどうか）

↓

具体的には、次の要素とする。

- ・廉塾ならびに菅茶山の居宅として機能していた当時（その前身の黄葉夕陽村舎又は閭塾を含む。以下同様）に存在していた要素
- ・廉塾ならびに菅茶山の居宅として機能していた当時に存在していた建物の増改築部分…茶山旧宅など）

※保存を前提に、復旧・整備や活用を考える。

B：歴史的環境や背景を構成する要素（本質的価値を構成する要素以外）

- ・廉塾ならびに菅茶山の居宅として機能していた時代以外の文化財や歴史的環境、今日までの歩み・変遷に関わる歴史的な要素で、前記の本質的価値を構成する要素以外

※原則、保存することとするが、修理や更新等においては、本質的価値を構成する要素などを考慮しながら、そのあり方や整備の内容を考える。

C：自然的環境・景観を構成する要素

- ・指定地内における自然的な要素のうち、本質的価値以外のもの
- ・指定地内から見た周辺の歴史的な景観要素（借景など）

※本質的価値を構成する要素や歴史的な経緯、現在における状況、周辺環境などを考慮しながら、そのあり方や植栽整備の内容（保全や整備・充実、一方で除去や再整備）を考える。

D：保存・管理や利活用に関わる要素

- ・史跡の価値の顕在化及び保存・活用に必要（有効）な要素
- ・特別史跡を維持・管理していく上で必要な要素

※本質的価値を構成する要素との関係や利便性、景観、劣化状況などを考慮しながら、そのあり方や整備の内容を考える。

E：その他の要素

- ・特別史跡の歴史や自然、保存・活用とは関わりのない要素

※状況に応じて、景観的な対応（設備の更新、修景など）や移設などを考える。

表 4-4 廉塾ならびに菅茶山旧宅に関わる構成要素（１／２）

区分		主要な要素	
		種別等	構成要素
指定地内	A：本質的価値を構成する要素	地形・敷地（地割）	建物の敷地，畑，水路，養魚池等で構成されている地形や地割
		建物 ※付属物を含む	廉塾・付属施設 ※建物内に残されている史資料を含む（史資料が残されている他の建物も同様）
			寮舎（南寮）
			茶山旧宅
			祠堂
			中門
			米蔵（北側）
			米搗小屋・物置・便所（小屋…米蔵の西側）
			米蔵・納屋・馬小屋・物置（木小屋，茶山旧宅の西側）
			書庫
			表門及び土塀（表門の両サイド）
			東土塀
		庭園・植栽	廉塾の機能していた時代にあったと推定される庭園（植栽），葉園跡，古木・大木 ※現時点では未確認
		工作物	水路（東西及び南北），水路の石段
			石組み側溝（茶山旧宅・祠堂と米蔵・納屋・馬小屋・物置の間）
			養魚池
			井戸（２箇所）
			手水鉢等の石造物（要確認）
			通路（表門～中門：歴史的なみち）
		農地	畑
		地下遺構	建物跡，庭園跡など ※史資料により変遷が跡づけられるものがあり，地下遺構として遺存している可能性が大きい。
		史資料	広島県立歴史博物館，菅茶山記念館等に収蔵されている史資料
	B：歴史的環境や背景を構成する要素（本質的価値を構成する要素以外）	建物 ※付属物を含む	風呂場・物置
			西土塀（養魚池西側）
			客門，生け垣，板塀（茶山旧宅の付属施設）
		工作物	庭園等にある石造物（要確認）
		地下遺構	※今後の発掘調査の結果などをもとに，具体的に検討
	C：自然的環境・景観を構成する要素	庭園・植栽（緑地，樹木，植え込み）	廉塾の機能していた時代より後につくられた庭園・緑地，植栽・生育した樹木，草花
指定地内	D：保存・管理や利活用に関わる要素	保存施設	史跡標柱，説明板，境界標（杭） 制札（注意札） 竹垣
		公開・活用施設	広場（入り口付近，送迎スペースと兼用） 案内ボックス 案内標識（送迎スペース，トイレ）
		便益施設	ベンチ 緑陰（入り口付近のベンチのある辺り） 送迎スペース
		維持管理施設	防災施設（消火） 上水道（洗い場，散水栓） 水中ポンプ（東側の水路：畑への散水） 防犯灯（電柱）
	E：その他の要素	工作物	電柱・電線類，アンテナ，俳句ポスト
			ブロック塀（東側，西側の境界） スレート塀（東側：ブロック塀と連続）

表 4-4 廉塾ならびに菅茶山旧宅に関わる構成要素（2／2）

区分		主要な要素	
		種別等	構成要素
指定地外	B：歴史的環境や背景を構成する要素（本質的価値を構成する要素以外）	関係する指定文化財	菅茶山の墓（県史跡） 神辺本陣（県史跡・重要文化財）
		関係する未指定文化財、歴史的環境	近世山陽道，茶臼山（要害山），天別豊姫神社 近世山陽道沿いの町並み（神辺本陣を除く） 黄葉山（神辺城跡）
	D：保存・管理や利活用に関わる要素	保存・活用施設（建物）	観光ボランティアガイド詰所
		便益施設（建物）	観光用トイレ

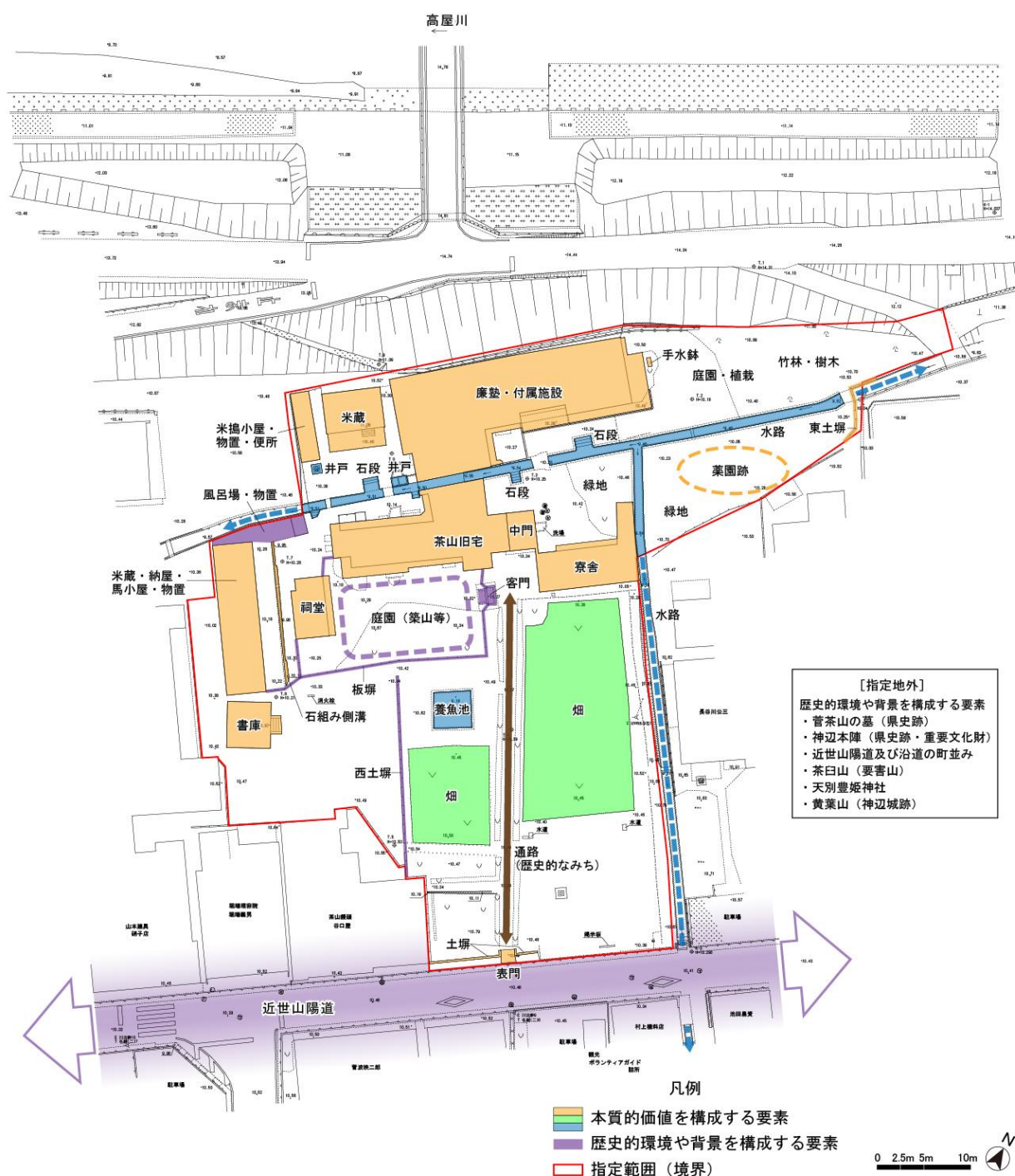


図 4-2 本質的価値を構成する要素及び歴史的環境や背景を構成する要素

第5章 特別史跡の現状と課題

1 保存（保存管理）

【現状】

廉塾ならびに菅茶山旧宅の土地の所有者は、水路については福山市、それ以外は個人所有であり、大半が民有地となっており、建物も個人所有である。

こうした中、建物等の老朽化やき損に対応するため、1995（昭和 30）年度からこれまでに主なものだけでも 14 回の修理等の事業を行っている。しかし、築 200 年を超えている建物などがあることから、老朽化によるき損は現在も生じている。

保存施設については、史跡標柱、説明板、境界標、制札（注意札）を整備し、南東側の水路沿いなどには竹垣を設置しているが、竹垣は老朽化している。北東側の指定地の境界には、ブロック塀、スレート塀を設置しているが、廉塾・付属施設の竹縁付近から見えることから、景観的なアンバランスが指摘される。

指定地の南側にある畑の耕作・管理に関しては、地元の廉塾ふれ愛ボランティア絆の会が対応し、散水などのために水道施設や水中ポンプを整備している。

防災に関しては、修理等の事業の中で消火栓の整備などを行っている。また、消防法 17 条の 3 の 3 の規定による同施行規則第 31 条の 4 及び消防庁告示第 3 号第 2 項第 3 項及び第 4 項により、6 ヶ月に 1 回消火器・屋外消火栓・自動火災報知設備の点検を行っている。

加えて、福山市文化財保護指導員による年 2 回の文化財パトロールが行われており、特別史跡や周辺の清掃美化活動は、廉塾ふれ愛ボランティア絆の会が定期的に行っている。

指定地内の植生の管理については、庭木の定期的な剪定、下草刈りを行っているが、樹木の成長・繁茂により、建物のき損や石垣の孕みなどが生じており、周辺への影響も懸念される。

指定地の日常的かつ管理については、敷地が広いこと、建物が数多くあることなどから、所有者ですべてに対応することは困難であり、通常、使用しない建物の劣化が進んでいるとともに、年数回の福山市による庭木の剪定、草刈りでは、雑草の繁茂などに十分対応し切れていないのが現状である。

【課題】

保存（保存管理）に関わる主要な課題としては、次のような点が指摘でき、活用や整備、運営・体制と関連づけて検討する必要がある。

- 特別史跡の管理を所有者の管理としていることは適切か。
- 多数の建造物の管理に、どのように取り組んでいくか。
- 庭などの植栽、樹木・樹林の扱い、管理の方法をどのようにするか。
- 建造物の修理等に、どのように取り組んでいくか。
- 保存施設（説明板、囲いなど）などの管理・更新に、どのように取り組んでいくか。
- 指定地内にある電柱や電線類などの扱いをどのようにするか。
- 土地の公有化をどのようにするか。

2 活用

【現状】

廉塾ならびに菅茶山旧宅の活用に関しては、観光ボランティアガイド（神辺町観光協会）が組織されており、原則、毎週土日、祝日の午前10時から午後4時まで、観光ボランティアガイド詰所（待機所）に常駐待機している。また、平日は5名以上の団体について予約制で対応している。

この他、コミュニティ活動・地域活動として、菅茶山顕彰会による絵画展や会報の発行、地元の七日市上自治会による清掃活動や啓発活動、神辺ライオンズクラブによる史跡めぐりなどが行われている。

さらに、菅茶山記念館は、菅茶山に特化した展示等を行う施設であり、特別展なども行っている。

なお、廉塾ならびに菅茶山旧宅は、現役の住宅でもあり、生活と公開・活用との調整が不可欠である。

※観光ボランティアガイドを利用した見学者数、廉塾ならびに菅茶山旧宅に関わる地域活動、及び菅茶山記念館の入館者数と特別展については、第2章「3 社会環境」で記述。

【課題】

活用に関わる主要な課題としては、これまでの活動主体やその取組を踏まえると、次のような点が指摘できる。

- 整備と合わせて、公開・活用のあり方をどのようにするか。
- 活用に携わっている地域活動団体等の担い手（ガイドなど）をいかに確保・養成し、持続的な活動にしていくか。
- 活用に携わっている地域活動団体等の連携をいかに高めるか。
- 活用に関わる施設・設備（休憩、案内、説明など）の整備（新設、更新、修繕など）をいかに進めるか。
- 活用に関わる情報発信・提供を、どのように行うか。

3 整備

【現状】

保存に関わる整備については、前記のように修理等を行ってきたが、老朽化やき損の現状を踏まえ、さらに、計画的に整備（修理等）を行う必要がある。また、保存施設（説明板、囲い）などの更新・新規整備なども検討する必要がある。

活用に関する整備のうち指定地内については、誘導標識、送迎スペースの整備、小広場（送迎スペース）の確保とベンチの設置を行っている。

指定地外については、道路をはさんだ向かい側に観光ボランティアガイド詰所、また、南西側の近接地にはトイレを整備している。

ただし、特別史跡の案内や解説、ガイドンス、管理棟、休憩施設、駐車場などの施設・設備は未整備である。

【課題】

保存に関わる整備の主要な課題については、前記の「1 保存(保存管理)」で示している。

活用に関わる整備の主要な課題を検討すると、次のような点が指摘できる。

- サイン（案内板、解説板、誘導標識など）のデザインや配置をどのようにするか。
- 管理や休憩の施設、トイレ、送迎スペース、駐車場などの必要性やあり方を検討し、周辺を含

めてどのように確保・整備するか。

○案内・ガイダンス機能をどのようにするか。

○指定地内の建物（寮舎など）を利用した管理や休憩，展示などの施設整備は可能か。

4 運営・体制の整備

【現状】

廉塾ならびに菅茶山旧宅の管理の主体は所有者となっており，水路については福山市が，それ以外は個人が管理しており，特別史跡の管理団体は指定されていない。

具体的には，建造物の修理等や植栽の管理などについては，福山市と所有者（個人）が連絡・調整しながら行っている。

また，清掃美化や活用に関しては，前記のように観光ボランティアガイド（神辺町観光協会），地元の廉塾ふれ愛ボランティア絆の会，菅茶山顕彰会，神辺ライオンズクラブによって，様々な活動・取組が行われている。

【課題】

管理・体制に関わる主要な課題としては，管理や特別史跡を活かした活動の状況などを踏まえると，次のような点が指摘できる。

○所有者と協議して，土地・建物等の管理団体指定あるいは公有化についてどのような方法を取っていくか。

○維持管理や活用に関わる地域活動団体等，所有者及び福山市の連携，協働の体制をいかに確保・強化していくか。

○特別史跡を確実に保存し，有効に活用していくため，地域住民をはじめとした市民の協力・参加を促進していく方策やその実施・運営，及びそれを担う体制をどのようにするか。

※文化財保護法は，重要文化財については，所有者が管理する（第 31 条）ことを基本に，所有者による管理が著しく困難な場合等，地方公共団体を指定して必要な管理を行わせることができる（第 32 条の 2）。一方，史跡名勝天然記念物については，管理団体による管理及び復旧（第 113 条）を基本とし，管理団体がある場合を除いて，所有者が管理及び復旧に当たるものとしている（第 119 条）。

第6章 大綱・基本方針

1 特別史跡の保存・活用の基本理念

廉塾ならびに菅茶山旧宅は、江戸時代の18世紀末に菅茶山が備後国神辺宿に開いた私塾であり、後に福山藩の郷校（神辺学問所）となった当時の各種建造物等が一体的に現存し、その時代の教育環境を現在に伝える全国唯一の施設である。

この特別史跡を確実に保存し、有効に活用していくためには、本質的価値や現状と課題を踏まえ、計画的な管理や整備を進める必要がある。また、地域住民をはじめとする市民、各種団体等の参加・連携、そして協働のもとに、教育文化、観光、まちづくり、地域活性化に活かして行く仕組・取組が重要になる。

このため、様々な主体・市民等が共有する、特別史跡の保存・活用の基本理念を次のように設定する。

【 特 別 史 跡 の 保 存 ・ 活 用 の 基 本 理 念 】
江戸時代の教育・学問・文芸のあり方を今に伝える
我が国文化の象徴(特別史跡)としての価値と魅力を引き出し、
行政・市民・地域で守り、活かす

2 特別史跡の保存・活用の基本方針

特別史跡の保存・活用の取組を具体化するため、本質的価値や現状と課題を踏まえ、基本方針を次のように設定する。

【特別史跡の保存・活用の基本方針】

<保存（保存管理）>

調査・研究

○廉塾ならびに菅茶山旧宅に関する調査・研究（発掘調査，史資料調査など）を持続的に行い，その成果を適切に公開・活用する。

保存管理

○建造物や樹木等の状況を把握・確認しながら，廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存（保存管理）に取り組む。

○老朽化，き損している建造物（特に建物）については，優先順位を検討し，計画的に保存修理等を進める。

<活用>

○市民・地域活動団体等と連携しながら，廉塾ならびに菅茶山旧宅（周辺の文化財等の活用を含む）の活用を進め，教育文化の振興や観光交流の促進などに資するとともに，地域の魅力づくり，まちづくりにつなげる。

○廉塾ならびに菅茶山旧宅とそのガイダンス機能を有する菅茶山記念館，更には広島県立歴史博物館などとのネットワークを充実・強化し，一体的な利用を促進する。

<整備>

○廉塾ならびに菅茶山旧宅の活用（利用）を円滑・快適にするため，周辺を含めて休憩施設，管理施設，駐車場などのあり方や景観を検討し，それを踏まえて計画的に施設・設備の整備を進める。

<管理・体制>

○廉塾ならびに菅茶山旧宅の管理・運営体制を充実・強化する。

○廉塾ならびに菅茶山旧宅を含め，文化財に関わる情報の提供・発信，文化財を活かした体験・交流活動などを進める。

○廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存・活用において，地域住民をはじめとした市民の協力・参加，そして協働の取組を進めるとともに，市域外の人々・団体等を含めた協力体制や人的ネットワークづくりに努める。

第7章 保存（保存管理）

1 方向性

（1）ゾーン及び地区区分

廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存（保存管理）を図るため、本質的価値を構成する要素の存在やその性格（建物、農地など）、本質的価値以外の要素の状況を踏まえ、指定地を次の3つのゾーンに分け、それぞれのゾーンに応じた保存（保存管理）の方向性を示すとともに、現状変更の取扱い基準を設定する。

○塾舎・旧宅ゾーン

塾舎・旧宅ゾーンは、表門を除く建物のすべてを含むなど、特別史跡の中核をなす部分で、特別史跡の本質的価値を構成する敷地や建造物からなる区域である。

○菜園ゾーン

菜園ゾーンは、「塾舎・旧宅ゾーン」の南側に展開し、菜園や養魚池として塾や茶山の生活を支えたとも考えられる区域である。

この区域の中央を表門から中門までの通路が通り、中核的區域の前景として重要な役割を果たしている。

○北東緑地ゾーン

北東緑地ゾーンは、「廉塾・旧宅ゾーン」の北東部に接する区域で、水路（小溝）によって二分される。高屋川側は廉塾の庭園の背景をなし、反対側（南側）は菜園跡と考えられている区域である。

高屋川の堤防の嵩上げにより、塾の川側の景観は大きく変化していると考えられるが、往時の景観を想起させる区域と評価できる。

また、特別史跡の周辺については、次の3つの地区を設定し、廉塾ならびに菅茶山旧宅との景観的な調和、文化財の保存、歴史的景観の保全・形成の方向性を示すとともに、指針を検討する。

○近世山陽道沿道地区

近世山陽道沿道地区は、近世山陽道及びその沿道であり、なまこ壁、格子など伝統的な意匠を有する建物、外観の変更（改修）があるものの築50年以上が経過していると推定される建物が多数あり、石造物や祠などと合わせて、神辺宿の面影を伝える歴史的な風情を感じる区域である。

○廉塾周辺住宅地区

廉塾周辺住宅地区は、廉塾の東西及び南側に広がる古くからの市街地であり、木造平屋建てや2階建ての住宅を中心とした区域である。

○高屋川河岸地区

高屋川河岸地区は、廉塾ならびに菅茶山旧宅の北側、背後地を構成する河川敷や堤防及び道路からなる区域である。

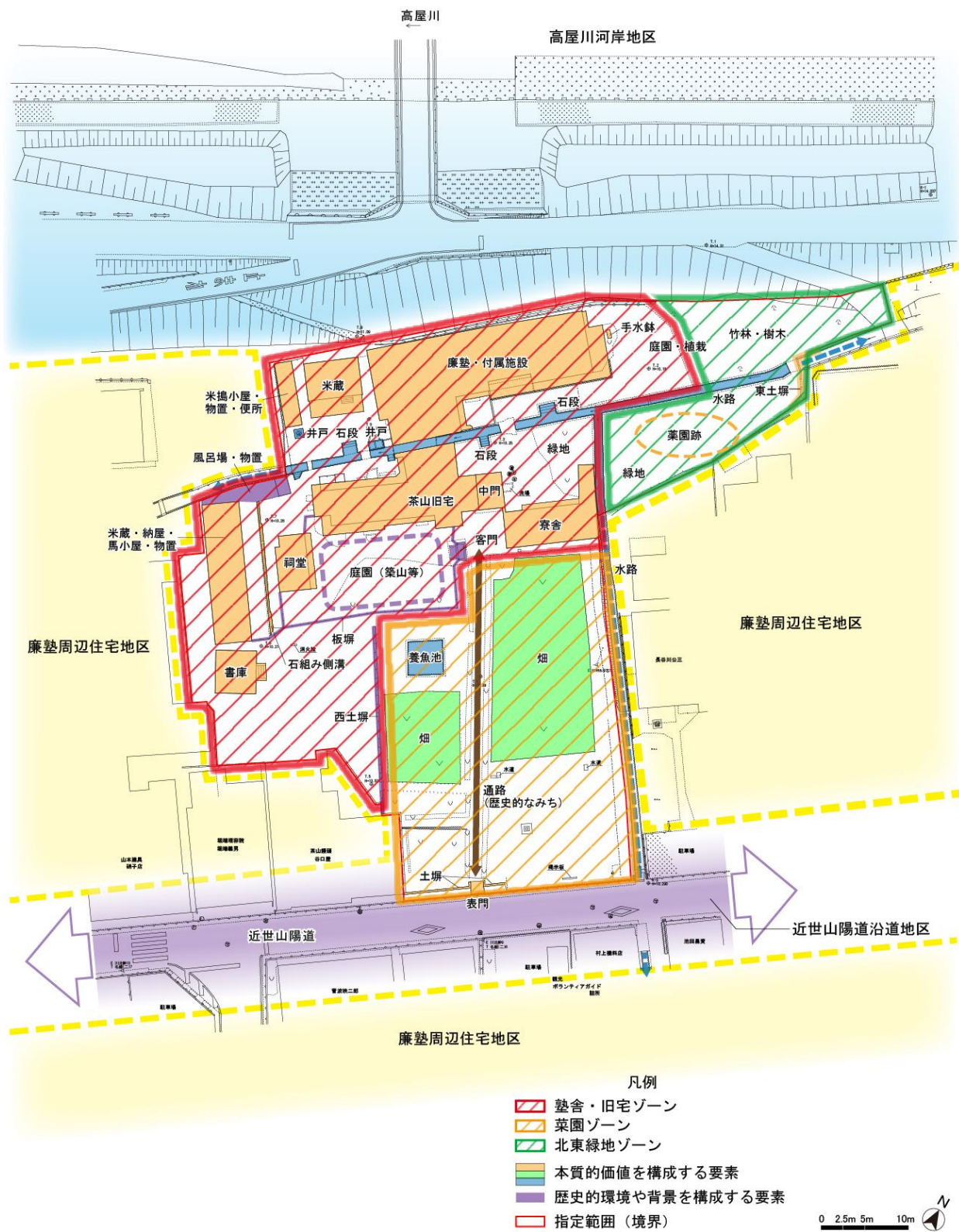


図 7-1 特別史跡のゾーン及び地区区分

(2) 指定地における文化財の保存の方向性

特別史跡の指定地における文化財の保存(保存管理)に関する方向性を、ゾーンごとに設定する。

ア 塾舎・旧宅ゾーン

塾舎・旧宅ゾーンは、表門を除く特別史跡の建物のすべてを含んでおり、本質的価値を構成する要素が集中する区域である。

このゾーンにおいては、本質的価値を構成する要素である建物及び工作物を、特別史跡指定時の形態・意匠に復旧・整備することを基本とし、き損箇所などの修理等を行うとともに、樹木等の適正な管理及び植栽整備を図る。なお、廉塾として機能していた時代などの建物等の意匠・構造の調査・研究を進め、それらが確認された場合は、特別史跡指定時の状況を考慮しながら、本質的価値を最大限に発揮できる形態・意匠による復旧・整備のあり方などを検討する。

また、今後の発掘調査等によって、廉塾として機能していた時代などの遺構が確認された場合は、その保存・活用・整備について検討する。

さらに、既存の建物の一部を利用し、保存・活用に関わる施設・空間等を確保・整備することを検討する。

イ 菜園ゾーン

菜園ゾーンは、廉塾・附属施設や茶山旧宅などが立地する「塾舎・旧宅ゾーン」の南側全体であり、養魚池や畑、緑地、表門、送迎スペースなどがある区域である。

このゾーンにおいては、本質的価値を構成する要素である表門や通路、土堀、養魚池を、現状(特別史跡指定時と同様の形態・意匠)を基本に保存し、き損箇所などの修理を行うとともに、樹木等の適正な管理及び植栽整備を図る。

また、保存施設(説明板、囲いなど)や休憩施設、送迎スペースなど、特別史跡の保存・活用に関わる施設・設備の維持管理や将来的なあり方の検討、及び更新・整備を検討する。

さらに、今後、廉塾が機能していた時代などの遺構が確認された場合は、その保存・活用・整備について検討する。

ウ 北東緑地ゾーン

北東緑地ゾーンは、特別史跡の北東側の竹林や樹木が点在する広場的な空間であり、本質的価値を構成する要素は水路に限られるが、本質的価値に関わる遺構(前池など)の存在の可能性がある区域である。

このゾーンにおいては、竹林や樹木等の管理を定期的・継続的に行うとともに、水路や土堀がき損した場合には復旧・整備を図る。

また、今後、廉塾が機能していた時代などの遺構が確認された場合は、その保存・活用・整備について検討する。

(3) 特別史跡の周辺における文化財の保存や景観の保全・形成の方向性

特別史跡の周辺における文化財の保存や景観の保全・形成に関する方向性を、地区ごとに設定する。

ア 近世山陽道沿道地区

近世山陽道沿いの歴史的な町並みや建造物の調査を行うとともに、その保存や景観の保全・形成について検討する。

イ 廉塾周辺住宅地区

廉塾ならびに菅茶山旧宅と周辺地区の景観的な調和が図れるよう、景観の保全・形成に関するゆるやかなルールづくりなどを検討する。

ウ 高屋川河岸地区

一級河川高屋川の河川敷や堤防の植栽等の適正な管理を、管理者の国土交通省を中心として関係機関に働きかけるなど、特別史跡の景観と調和する環境・景観づくりに努める。

2 方法

(1) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準

ア 現状変更等の許可を必要とする行為

特別史跡指定地内において現状変更等を行おうとする場合、国の機関においては文化庁長官の同意（文化財保護法第 168 条）、それ以外の団体等は文化庁長官の許可（文化財保護法第 125 条第 1 項）が必要となる。また、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に規定された現状変更等については、当該市の教育委員会がその事務を行うとある。

なお、文化財保護法第 125 条第 1 項で規定する「現状を変更する行為」とは物理的変更を伴う一切の行為、「保存に影響を与える行為」とは物理的変更を行わないが将来にわたり特別史跡に支障をきたす行為をいう。同項には但し書きがあり、所管組織の許可が必要ない行為が規定されている。

以上を踏まえ、史跡指定地内において想定される現状変更等の行為を次のように整理する。

表 7-1 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの（届出先）	根拠法令等と行為の内容（抜粋、要約）	廉塾ならびに菅茶山旧宅における例
文化庁長官	■文化財保護法第 125 条第 1 項 ○現状変更 ・土地の形状の変更を行う行為 ・建築物の新築・増改築・除去など ○保存に影響を及ぼす行為 ・地層のはぎ取りなど（影響の軽微である場合は許可が必要ない） ＜ただし書き＞ ※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ※法施行令第 5 条第 4 項の規定に基づく行為は除く（下記）	【現状を変更する行為】 ○建築物の新築、増築、改築、除却、色彩の変更 ○歩行通路の舗装及び修繕 ○工作物（塀・柵、水路排水関連工作物、電気配線、防災・防犯施設、説明板、看板など）の設置・改修・撤去 ○塀、ベンチ、説明板、看板などの設置、改修、撤去…保存に影響を及ぼす場合 ○遺構に影響を及ぼさない短期間の仮設物の設置 ○地形・区画形質の変更、掘削 ○木竹等の伐採、植栽、移植 ○発掘調査等各種学術調査、史跡の保存整備など 【保存に影響を及ぼす行為】 ○工作物・遺構の型取り ○地下遺構の直上または建造物における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為 ○石・木材等の露出遺構の薬剤処理 ○下水道の新設。 ○水質を低下させる行為 など
福山市教育委員会	■法施行令第 5 条第 4 項 ○小規模建築物（階数が 2 以下、建築面積が 120 ㎡以下など）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却 ○工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修：設置の日から 50 年を経過していない工作物） ○道路の舗装若しくは修繕（土地の形状の変更を伴わないもの） ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等） ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など	○イベント等に利用される仮設建築物の設置 ○工事に関わる仮設建築物（2 年以内）の整備 ○既存道路の舗装（再整備） ○埋設されている上水管の改修 ○水路の改修 ○建築物以外の工作物（フェンス、説明板、看板など）の設置・改修・除去 ○竹林の伐採 ○枯死した樹木の抜根（遺構への影響などによっては文化庁長官の許可） ○植林・植栽（届出先が文化庁長官か福山市教育委員会、あるいは許可が必要ない行為かは確認が必要） など

表 7-2 現状変更等の許可を必要としない行為

区 分	根拠法令等と行為の内容(抜粋, 要約)	廉塾ならびに菅茶山旧宅における例
維持の措置	■文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き） ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ○前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。(下記) ■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(省令) 第 4 条（上記ただし書きの範囲） ○き損等からの原状復旧 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。 ○き損等の拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○除去(復旧が明らかに不可能な場合) 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 ＜許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合＞ ※文化財保護法第 127 条 ○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要のある場合は除く。	○き損等からの原状復旧 ・部分的にき損している建物の屋根、壁、窓枠などの現状復旧 ・一部が崩れている水路の護岸石組などの原状復旧など ○き損等の拡大を防止する応急処置 ・き損している屋根への一時的なシート養生、支持柱の設置など ○復旧が不可能な場合における、き損部分の除却 ・枯死した樹木の除去(保存に影響を及ぼす抜根は除く:前頁参照)など
非常災害のために必要な応急措置	■文化財保護法第 125 条（第 1 項ただし書き） ○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。	○崩落や浸水を防ぐ土嚢の設置 ○シート養生による建物・工作物の保護 ○立入禁止柵などの設置 ○倒壊した樹木や崩落した土砂の撤去など
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	※同上	○危険樹木、特別史跡の維持・管理上支障となる樹木の除去（部分的な除去：許可を必要とする行為かどうか、個別具体的に検討する。）など
一般的な管理行為		○清掃 ○除草、下草刈り ○樹木の管理（剪定、除草、下刈、つる切りなど） ○景観や周辺環境に配慮した枝打ち ○枯損木・倒木・危険木の伐採及び除却 ※許可が必要な行為かどうかは、個別具体的に判断する。

イ 現状変更等の取扱いの原則

廉塾ならびに菅茶山旧宅においては、特別史跡としての本質的価値の保存・継承や管理・活用に伴う整備など、現状変更等の行為が想定される。

今後、適正に保存し、後世に継承するため、指定地内における現状変更等は、本質的価値を構成する要素などの保存修理、調査研究、保存・管理・活用に資するもの以外は認めないことを原則とする。

ウ 現状変更等の取扱い方針及び取扱基準

史跡指定地内における現状変更等について、取扱方針及び取扱基準を次のように定める。

ただし、文化財保護審議会（記念物埋蔵文化財部会）に諮り、そこでの承認を受け、さらに文化財保護審議会（全体会）で報告を行った後に、取扱方針及び取扱基準の効力を発揮することとする。

表 7-3 特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅における現状変更等の取扱い基準（1／2）

区 分		塾舎・旧宅ゾーン	菜園ゾーン	北東緑地ゾーン
現状変更等の取扱い方針		発掘調査・学術調査の実施及びその成果を活用した遺構・建造物の整備、特別史跡の保存・活用に関わる施設等の整備、樹木の剪定などを行う場合、遺構・建造物の保存と景観への配慮を前提に現状変更を認める。		
現状変更等の取扱い基準	建築物の新築、増築、改築※1、除却、色彩の変更など	○特別史跡の保存・維持管理や活用上必要な小規模建築物の整備を認める。 ○調査成果に基づく建築物の整備を認める。 ○既存の建築物の修繕※2、小規模な模様替え※3を認める。 ○その他の行為は原則として認めない。	○史跡の維持管理や活用上必要な小規模建築物を認める。 ○その他は原則として認めない。	○原則として建築物の整備を認めない。
	歩行者通路の敷設・舗装及び修繕	○既存の見学者通路の維持および充実のための整備の整備を認める。 ○整備のための工事に際しては、建造物・工作物の保護を前提に、搬入路や見学者用の迂回路などの整備を認める。 ○建造物・工作物・遺構等の表現に関わる通路の付け替え・整備を認める。 ○その他の行為は原則として認めない。	○既存の見学者通路の維持および充実のための整備を認める。 ○その他は原則として認めない。	○当面は現状維持とする。 ○将来的に庭園・植栽の復元などができた場合、公開・活用のための通路の敷設を認める。 ○その他の行為は原則として認めない。

※1 改築

従前の建築物を全部または一部を取り壊した後に、引き続き、これと位置・用途・構造・階数・規模がこれと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のもの（著しく異なるもの）を建てること。元の建物と著しく異なるときは「新築」又は「増築」と捉えます。

※2 修繕

経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

※3 模様替え

建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で、建築物の材料や仕様を替えて、建築当初の価値の低下を防ぐこと。

表 7-3 特別史跡廉塾ならびに菅茶山旧宅における現状変更等の取扱い基準（2/2）

区 分		塾舎・旧宅ゾーン	菜園ゾーン	北東緑地ゾーン
現状変更等の取扱い基準	工作物（塀・柵、水路・排水関連工作物、電気配線、防災・防犯施設、説明板、看板など）の設置・改修・撤去	○史跡の保存・活用に関する保存施設（説明板、サイン表示等）の設置などを認める。 ○防災・防犯上必要な施設については、史跡への影響を最小限に留めることを前提に認める。 ○行事に伴う短期間の仮設物の設置を認める。 ○景観整備・復元に伴う工作物の設置・改修・撤去を認める。 ○畑の耕作・維持管理及び生活に関わる電気、上下水道、散水等の設備の設置・改修・撤去を認める。 ○その他の行為は原則として認めない。		
	地形・区画形質の変更※4	○復旧（前池など）または保存環境の改善などを行う場合を除き、原則として認めない。	○原則として地形の変更を認めない。	○庭園・植栽の復元など、歴史的な環境を保全・形成する行為以外の地形の変更は認めない。
	木竹等の伐採、植栽、移植	○建造物・工作物・遺構の保護や景観の保全に資する伐採、史実に基づいた植栽や特別史跡の景観整備のための部分的な植栽については、認める。 ※現状変更等の許可が必要かどうかは、個別具体的に判断する。 ○その他の行為は原則として認めない。		
	発掘調査等各種学術調査、特別史跡の保存整備	○建造物・工作物・遺構の保護を前提として、その目的を明確にし、適切な範囲で行う。また、調査後における保存・整備及び管理・活用の方針も明確にして実施することとする。		

※4 区画形質の変更

「区画」の変更：公共施設（道路や水路等）の新設又は改廃を伴う土地の分割又は統合のことで、具体的には道路や水路等の新設、つけ替え、廃止等を行うこと。

「形」の変更：土地の形態を変更する造成を行うこと。

「質」の変更：地目を変更すること。一般的には「宅地」以外の土地（畑や山林、雑種地等）を宅地として利用すること。

（2）特別史跡の周辺における文化財の保存や景観の保全・形成の指針

近世山陽道沿道地区においては、歴史的な町並みや建造物の調査を行い、その現状と価値、特色、保存の課題などを明らかにし、保存の可能性やあり方、手法を検討する。

また、近世山陽道沿道地区及び廉塾周辺住宅地区においては、景観計画（第1章「3 他の計画との関係」を参照）の普及・啓発を図るとともに、景観ガイドライン等の作成やそれに基づいた景観の保全・形成について検討する。

高屋川河岸地区においては、関係機関と連携しながら、特別史跡に配慮した環境・景観の管理を行うとともに、大仙坊橋の塗装の更新に当たっては、歴史的環境を意識した色彩・配色を検討する。

（3）追加指定

今後の調査研究により、廉塾及び歴代塾主に関係する遺構などが確認された場合は、周辺の土地利用の状況や関係権利者の意向などを踏まえ、追加指定について検討する。

金栗園跡

金栗園の前身となる私塾は、安永4（1775）年頃に茶山によって廉塾から近世山陽道を隔てた南西にあったようである。この私塾は10歳前後の村童を対象とした素読を教える寺子屋のようなもので、茶山の居宅を兼ねていたと考えられる。

この私塾は、天明5（1785）年頃になると金栗園と呼ばれるようになり、茶山は自宅の一部を使っ

て来訪者の宿泊所とし、塾は門人たちの講釈の場として使用されていたようである。

従来、廉塾の前身となる黄葉夕陽村舎が天明年間に開塾されたという言い伝えは金栗園からきているようである。すなわち、茶山にとっての初めての私塾の開塾は、黄葉夕陽村舎ではなく金栗園であったが、長年のうちにこれが混同されるようになり、3代晋賢の時代には天明年間に黄葉夕陽村舎が開塾されたことになったものと考えられる。

廉塾教育発祥の施設であるとともに、茶山の教育と思想の始原を研究するためにも貴重な遺跡といえる。

新塾跡

文政2(1819)年の「菅太仲存寄書」には、廉塾の塾頭を務めた門田朴斎が居住している建物が新塾であると書かれており、「廉塾屋敷図」には垣に囲まれた屋敷が廉塾の南西に描かれている。茶山を補佐する塾頭の住まいであり、茶山時代の廉塾を構成する要素として貴重な遺跡である。

菅家墓地(第3章1「(3)広島県史跡菅茶山の墓の指定に至る経緯」を参照)

福山市神辺町大字川北字網付12に所在する。帰り谷奥の本荘屋菅波家(東本陣)墓地にあった菅波樗平夫妻の墓を現在地に移すために茶山が造成した墓地である。

茶山墓は木造平屋建瓦葺の須屋に玉垣が廻らされており、「菅茶山の墓」という名称で1940(昭和15)年2月22日付で広島県史跡に指定された。

茶山墓に接して東側には2代塾主自牧斎、東に墓を一基挟んで3代塾主晋賢の墓が並んで安置されており、1872(明治5)年まで備後地域の漢学教育を主導してきた廉塾の歴代塾主の墓として貴重な史跡である。

(4) 土地・建物の管理団体指定・公有化

指定地は水路を除き民有地であり、所有者の意向を踏まえ、土地・建物の管理団体指定あるいは公有化を検討する。

(5) 調査・研究の継続的な実施

廉塾ならびに菅茶山旧宅の江戸時代中後期の建造物の状況、その後の変遷などを確認するため、発掘調査を実施する。

また、関係機関や学識経験者などと連携し、廉塾ならびに菅茶山旧宅に関する史料調査などを継続的に行うとともに、近世山陽道沿いの歴史的な町並みや建造物の調査を検討する。

こうした調査・研究の成果は、適切に公開・情報発信し、廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存・活用・整備に活用する。

(6) 維持管理・点検の持続的な実施

地域住民や地域活動団体等と連携し、指定地やその周辺の清掃美化の定期的・持続的な実施を図る。

また、廉塾ならびに菅茶山旧宅の建造物や樹木などの定期的な点検や植栽整備(剪定、下草刈りなど)を行う。

第8章 活用

1 方向性

廉塾ならびに菅茶山旧宅を有効に活用するため、居住・生活との調整を図りながら、江戸時代中後期の教育環境やそこでの学び・暮らしを追体験できる場とする。

また、文化財保護法の目的（第1条）である「国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を大前提とし、特別史跡を活かしながら教育文化の振興を図るとともに、学校教育、生涯学習、観光、まちづくりなどの部門、及び地域活動団体等と連携し、多様な年齢層、個々の関心・興味、時間や季節などを考慮した活動・催しの実施に努める。

さらに、神辺宿の位置していたこの地域におけるまちづくり、魅力づくり、人づくりの観点からも、地域住民や地域活動団体等と連携し、廉塾ならびに菅茶山旧宅や周辺の歴史文化の活用に取り組む。

加えて、地域・市域レベル、さらには広域的・全国的な歴史文化を軸としたネットワークづくりや連携に努める。

こうした取組や廉塾ならびに菅茶山旧宅をはじめとした歴史文化などの情報については、適正かつ効果的に広く提供・発信する。

2 方法

廉塾ならびに菅茶山旧宅の活用の方向性などを踏まえ、活用の方法を次のように設定する。

■江戸時代中後期の教育環境などを追体験できる場としての廉塾ならびに菅茶山旧宅の活用

江戸時代中後期の教育環境やそこでの学び・暮らしを追体験できる場とするため、建物の保存修理など整備の進捗と合わせ、また、居住・生活との調整を図りながら、段階的に建物内部の活用や指定地の見学コースづくり、体験機会・学習機会の確保・充実などに取り組む。

さらに、廉塾ならびに菅茶山旧宅をテーマとした講演会・シンポジウムなどの開催を図る。

■近世山陽道の町並みや歴史文化と一体となった廉塾ならびに菅茶山旧宅の活用（歴史文化保存活用区域^{※1}などとしての活用）

近世山陽道や神辺宿、そこでの営みや文化と廉塾は密接に関係しており、今なお、往時の近世山陽道の面影を残す町並みや建造物、生業、習俗などに関連関連づけながら、廉塾ならびに菅茶山旧宅の活用を図る。

また、歴史文化保存活用区域の考え方にに基づき、廉塾ならびに菅茶山旧宅と周辺環境（近世山陽道や沿道の町並みなど）の一体的な活用などについて検討する。

■神辺地域などにおける周遊ネットワークづくりに向けた廉塾ならびに菅茶山旧宅などの活用（関連文化財群^{※2}などとしての活用）

地域活動団体等と連携しながら、廉塾ならびに菅茶山旧宅をはじめ神辺地域における文化財などをつなぐ周遊コースづくりやその活用に取り組む。

※1 歴史文化保存活用区域

不動産である文化財や有形の文化財だけではなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域。（参考資料：「歴史文化基本構想」策定ハンドブック…文化庁文化財部伝統文化課）

※2 関連文化財群

有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまり（テーマ・ストーリー）として捉えたもの。文化財の類型を越えた群（テーマ・ストーリー）の設定も想定。（参考資料：同上）

また、福山市全体などにおいて、関連文化財群の考え方に基づいたテーマやストーリーを見いだし、文化財や博物館・資料館などをつなぐ周遊コースづくりやその活用に取り組む。

■教育遺産などを活かした広域的・全国的な連携

廉塾や菅茶山、塾生、その他関わりのある人物などをキーワードに、都市間・地域間連携や人的ネットワークづくりなど、広域的な歴史文化のネットワークづくりに努める。

■案内・ガイダンスや情報提供及び学習機会等の確保・充実

廉塾ならびに菅茶山旧宅において、菅茶山記念館や広島県立歴史博物館など既存の博物館・資料館の案内などを行い、利用を促進するとともに、ガイダンス機能（展示、解説、案内など）の整備・充実を検討する。

また、廉塾ならびに菅茶山旧宅をはじめ文化財に関する学習機会（リレー講演会、シンポジウム、勉強会、現地見学会など）の確保・充実、及び継続的な実施に取り組む。

広報やパンフレット、インターネットなど様々な情報媒体を利用し、廉塾ならびに菅茶山旧宅などの情報を提供・発信するとともに、問い合わせなどに対応する態勢を充実・強化する。

■まちづくり・地域活性化につながる廉塾ならびに菅茶山旧宅などの活用

神辺町観光協会などと連携し、観光ボランティアガイドの確保・養成や観光客等の受け入れ体制の整備・充実の支援を図る。

また、まちづくり・地域活性化の観点を取り入れながら、地域住民等の参加を促進し、廉塾ならびに菅茶山旧宅などの活用を促進する。

第9章 整備

1 方向性

廉塾ならびに菅茶山旧宅の整備は、特別史跡の本質的価値の確実な保存と適切な活用を目的として行うものであり、整備の内容は「本質的価値などを保存するための整備」と「活用のための整備」に分けられる。このうち「活用のための整備」は、本質的な価値の保存を前提とし、「本質的価値などを保存するための整備」と調整・調和させながら整備を進める必要があり、加えて、周辺環境を含めて検討することになる。

こうしたことを踏まえ、廉塾ならびに菅茶山旧宅の整備の方向性を、次のように設定する。

■江戸時代中後期の教育環境などを追体験できる場としての廉塾ならびに菅茶山旧宅の整備

廉塾ならびに菅茶山旧宅を江戸時代中後期の教育環境やそこでの学び・暮らしを追体験できる場とするため、居住・生活との調整を図りながら、特別史跡指定時の形態・意匠を基本に、建造物の保存修理などに取り組むとともに、保存や維持管理のための施設の整備・更新を計画的に進める。

なお、今後の発掘調査等によって、廉塾が機能していた時代などの遺構が確認された場合は、その保存・活用・整備について検討する。

■廉塾ならびに菅茶山旧宅の公開・活用のための施設整備

廉塾ならびに菅茶山旧宅の利用を促進するため、解説や展示、休憩、駐車場などの施設・設備の整備について、地域・関係団体との連携を図りながら指定地周辺を含めて検討する。

■廉塾ならびに菅茶山旧宅周辺における文化財などの整備

県指定の重要文化財・史跡である神辺本陣（跡）の保存修理に取り組み、廉塾ならびに菅茶山旧宅などと連携した活用を図る。また、県指定の史跡である菅茶山の墓など、周辺の指定文化財の保存及び保存施設（説明板など）をはじめ周辺環境の整備に努める。

その他、近世山陽道や沿道に存在する文化財などを調査・把握し、その保存・活用について検討するとともに、可能なものについては文化財指定や保存対策を講じる。

また、未指定の文化財を含め、説明板の設置など周辺環境の整備に努める。

■神辺地域などにおける周遊ネットワークづくりに向けた整備

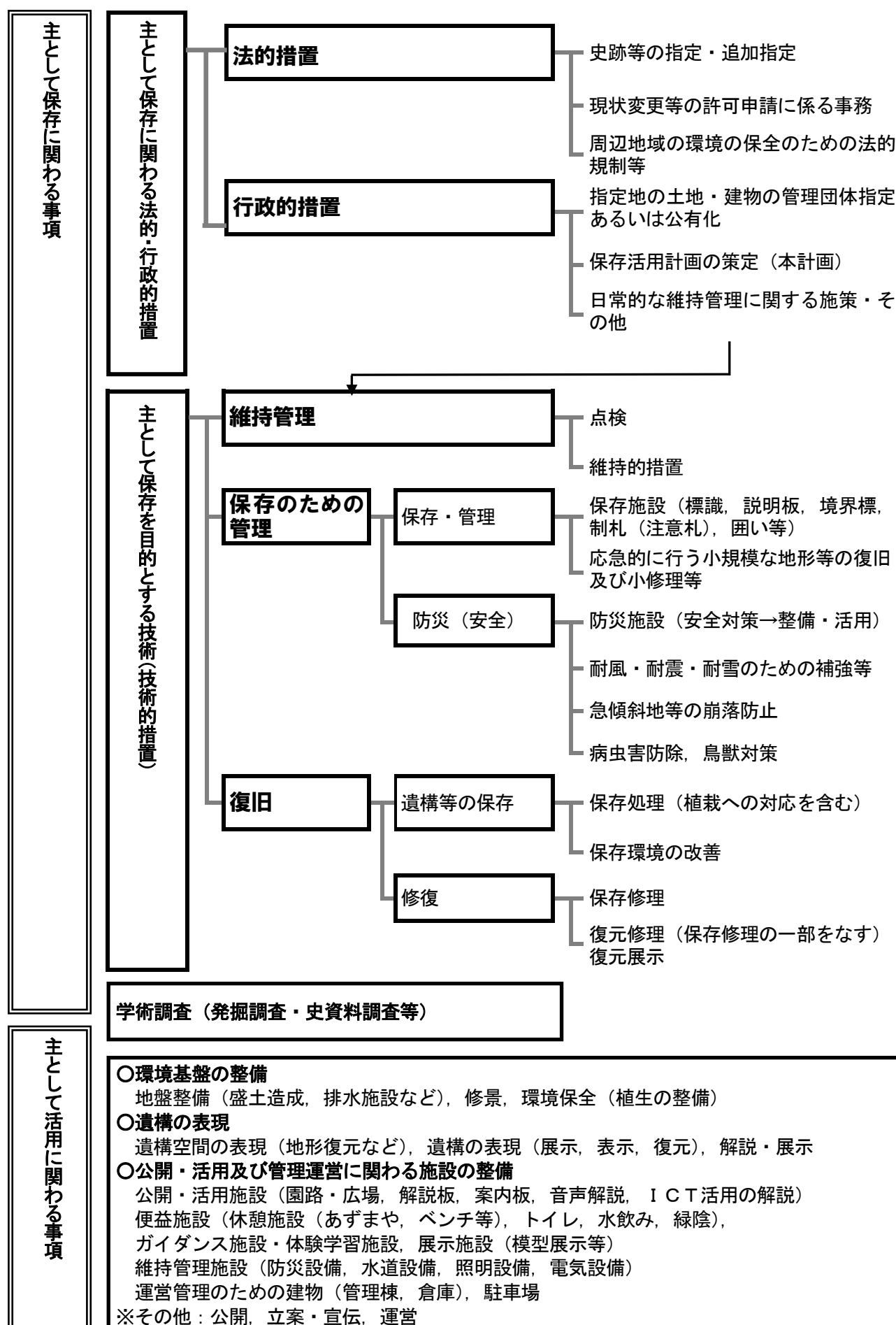
廉塾ならびに菅茶山旧宅をはじめ神辺地域、更には福山市全体などにおいて、文化財などをつなぐ周遊コースづくりやその活用に資するため、サイン（案内板、説明板、誘導標識…）などの計画的な整備に努める。

2 方法

廉塾ならびに菅茶山旧宅に関わる4つの整備の方向性に基づき、具体化を目指す又は検討する整備の方法（内容）を示す。

表 9-1 整備に関する主要な取組（具体化を目指す又は検討する整備の方法）

整備の方向性	整備方法（内容）		
	特別史跡の指定地	指定地の周辺	その他
江戸時代中後期の教育環境などを追体験できる場としての廉塾ならびに菅茶山旧宅の整備	○建物の復旧・整備（保存修理等） ・祠堂 ・廉塾・付属施設 ・米蔵（北側） ・茶山旧宅 ・寮舎 ・表門（両サイドの土塀を含む） ・書庫 ・米蔵・納屋・馬小屋・物置 ・中門など ○その他建造物の復旧・整備（保存修理等） ・井戸跡 ・その他（き損している場合） ○緑地、樹木、竹林の整備 ○保存施設の整備 ・説明板、名称表示板、制札（注意札） ・竹垣（更新・整備） ・北東側のブロック塀、スレート塀（景観等に配慮した囲いに再整備） ○維持管理施設の整備 ・防災設備の更新・整備 ・水道・照明・電気設備の更新・整備 ・電柱・電線類等の景観対策	※金栗園跡、新塾跡を追加指定した場合は、その保存（保存管理）と合わせて、整備・活用について検討する。	—
廉塾ならびに菅茶山旧宅の公開・活用のための施設整備	○公開・活用施設の整備 ・園路（動線）・広場 ・案内板・解説板 ○休憩施設の整備 ・ベンチの設置（屋外は緑陰の維持・確保） ・既存建物（寮舎など）を利用した休憩の場などの確保・整備 ○展示・解説・ガイダンス機能の検討 ・既存建物（寮舎など）を利用した確保・整備 ・音声解説，I C Tの活用の検討（再掲） ○トイレの整備の検討（中・長期的） ○送迎スペースの整備（舗装など） ○管理施設の検討（既存建物の活用など）	○駐車場の確保・整備の検討 ○トイレの設備等の充実・整備の検討 ○案内板・誘導標識の整備	○案内板・誘導標識の整備
廉塾ならびに菅茶山旧宅周辺における文化財などの整備	—	○神辺本陣（跡）の保存修理，その他保存及び公開・活用，管理運営のための施設整備 ○菅茶山の墓の環境整備（説明板の更新・整備など） ○案内板・誘導標識などの整備	—
神辺地域などにおける周遊ネットワークづくりに向けた整備	○周遊ネットワークづくりを考慮した案内板などの整備	○周遊ネットワークづくりを考慮した案内板・誘導標識などの整備	○周遊ネットワークづくりを考慮した案内板・誘導標識などの整備 ○個々の文化財の保存・活用に向けた整備の検討



第10章 運営・体制の整備

1 方向性

廉塾ならびに菅茶山旧宅を確実に保存し、適切に活用していくため、管理の体制（態勢）を充実・強化するとともに、市民・地域活動団体等と協力・連携、更には協働の体制（態勢）づくりに取り組む。

また、学識経験者や研究機関、福山市（神辺町ほか）出身者など、市域外の人々・団体等を含めた協力体制や人的ネットワークづくりに努める。

2 方法

廉塾ならびに菅茶山旧宅の運営・体制の整備に関わる方向性に基づき、その具体化を図るための方法（内容）を示す。

■管理者・管理団体

廉塾ならびに菅茶山旧宅の管理の主体は所有者となっており、水路については福山市が、それ以外は民間所有者（個人）が管理しており、当面は、これまでのように福山市と民間所有者が連携しながら管理していくこととする。

将来的には、福山市と民間所有者が協議し、管理団体（福山市）の指定に向けて取り組む。

■日常的な管理・清掃美化体制（態勢）の充実

所有者（個人、福山市）と地元組織である廉塾ふれ愛ボランティア絆の会、その他地域活動団体等が連携し、日常的な維持管理や周辺を含めた清掃美化に取り組む。

■市民・地域活動団体等の情報の共有化と協力・連携の体制づくり

廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存・活用を促進するため、地域住民をはじめとした市民、関係する各種地域活動団体等が情報を交換・共有したり、連携した取組などを話し合ったりできる体制づくりを進める。

また、学識経験者、廉塾に関心のある人、まちづくり団体など、市域外の人々・団体等を含めた協力体制や人的ネットワークづくりに努める。

■関係機関及び関係部局との連携

国、広島県、関係団体との連携を図りながら、廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存・活用を進める。

また、廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存・活用においては、文化財部門と学校教育、生涯学習、観光、都市計画、まちづくりなどの部局の情報の共有化と協力・連携した事業などの実施を図る。

■情報提供・発信や活用の体制（態勢）の充実・強化

廉塾ならびに菅茶山旧宅を含め、文化財に関わる情報提供・発信の体制（態勢）を充実・強化する。

第11章 施策の実施計画の策定・実施

1 施策の実施計画の策定

第7章～10章に定めた方向性・方法を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの実施の道筋・期間等を示す。

期間については、老朽化しき損が生じている本質的価値を構成する要素の復旧・整備を、優先的かつ着実に実施していくため、これらの復旧・整備事業の目標年次（年度）を2023（平成35）年度とし、それまでの期間を第1期事業期間とする（下表を参照）。

また、それ以降については、2028（平成40）年度までを第2期計画期間とし、第1期事業期間で積み残した指定地内の整備、及び指定地周辺において関係する施設整備などに取り組むことを目指す。2028（平成40）年度より後については、その時点での整備の状況や新たな課題などを踏まえて、整備の内容や期間を検討する。

こうした期間に基づき、施策の実施計画を総括表としてまとめるとともに、第1期事業期間に実施する予定の発掘調査や復旧・整備については、年度別の事業予定を示す。

表 11-1 実施計画の総括表（主要な取組）

1 / 2

区 分	第1期事業期間 ～2023（平成35）年度	第2期事業期間 ～2028（平成40）年度	それ 以降
調査・研究 土地の公有化 追加指定 維持管理・点検	○発掘調査⇒次頁の表を参照 ○史資料調査 ○研究 ○維持管理・点検の持続的な実施	※左記の取組の継続的な実施、ただし、発掘調査は状況に応じて実施を検討 ○土地の公有化の検討 ※必要性が生じた場合は、追加指定を検討	○調査・研究や維持管理などの継続的な実施 ○積み残した点などへの対応 ○新たな状況、課題などへの対応
整備（指定地） ・保存のための整備 ・活用のための整備	○復旧・整備：建造物の保存修理等⇒次頁の表を参照 ○緑地・樹木、竹林の整備 ○保存施設（説明板、竹柵）の整備 ○維持管理施設の整備 ・防災設備の更新・整備 ・電柱・電線類等の景観対策など ○公開・活用施設（園路、広場）の整備 ○休憩施設の整備 ○既存建物（寮舎など）を利用した休憩、展示・解説などの場の確保・整備 ○音声解説、ICTの活用の検討 ○送迎スペースの整備（舗装など） ○管理施設の検討（既存建物の活用など）	※き損などが生じた場合は復旧・整備を検討 ○緑地・樹木、竹林の整備 ○ブロック塀、スレート塀の撤去、景観に配慮した塀などの再整備 ○維持管理施設の整備 ・防災設備の更新・整備など ○駐車場の確保・整備の検討（指定地周辺を含めて検討） ○トイレの整備・充実の検討（指定地周辺を含めて検討） ○案内板・誘導標識などの整備（地域・全市レベル） ※第1期事業期間で積み残した点などへの対応	
指定地周辺の文化財の保存・活用・整備	○神辺本陣の保存修理、その他保存及び公開・活用、管理運営のための施設整備 ○菅茶山の墓の環境整備（説明板・サインの設置・整備など）	※第1期事業期間で積み残したこと、新たに必要なこと、充実・強化することの実施	

表 11-1 実施計画の総括表（主要な取組）

2 / 2

区 分	第 1 期事業期間 ～2023（平成 35）年度	第 2 期事業期間 ～2028（平成 40）年度	それ 以降
活用	○指定地内の見学コースづくり（居住・生活との調整や整備と合わせて段階的に検討） ○講演会・シンポジウムの開催 ○体験機会・学習機会の確保・充実 ○情報の提供・発信	※左記の取組の持続的展開 ○神辺地域・全市レベルでの周遊コースづくりと活用	※前記 同様
運営・体制	○管理団体の指定の検討 ○市民・地域活動団体等が連携した体制づくり ○観光ボランティアガイドの確保・養成	※第 1 期事業期間で積み残したこと、新たに必要なこと、充実・強化することの実施	

表 11-2 特別史跡「廉塾ならびに菅茶山旧宅」復旧・整備・活用事業の予定（第 1 期事業計画）

項 目	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
保存活用計画策定									
整備基本計画策定									
実施設計									
発掘調査									
復旧・整備									
活用	ボランティアガイドの支援など								
	茶山生誕 270 年に関わる行事								

2 施策・事業の実施への対応

今後、廉塾ならびに菅茶山旧宅に関わる調査・研究、保存修理、環境整備、土地の公有化などを円滑に進めるためには、次のような施策・事業の実施のための課題に対応することが求められる。

■必要な予算の確保

廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存・活用、とりわけ整備を計画的に進めるためには、事業の効率化などに努めながら、関係機関と連携して、必要な財源の適正な確保に努める必要がある。

■優先順位と効果的な事業実施の検討

廉塾ならびに菅茶山旧宅の保存・活用に関わる施策・事業及び整備対象は、多岐にわたっており、これらの優先順位を検討し、効率的かつ効果的に実施することが求められる。

■計画・事業の進行管理

計画・事業を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。

その際、定期的な経過観察や、事業の中間点、終了時点又は毎年度において、計画・事業の達成状況、効果、課題などの把握・評価を行い、当該計画・事業の改善・見直し、他の事業への反映に努めることが求められる。

また、各種事業等の検証・見直しに関しては、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方を取り入れ、計画・事業の推進や適切な見直しを行う必要がある。

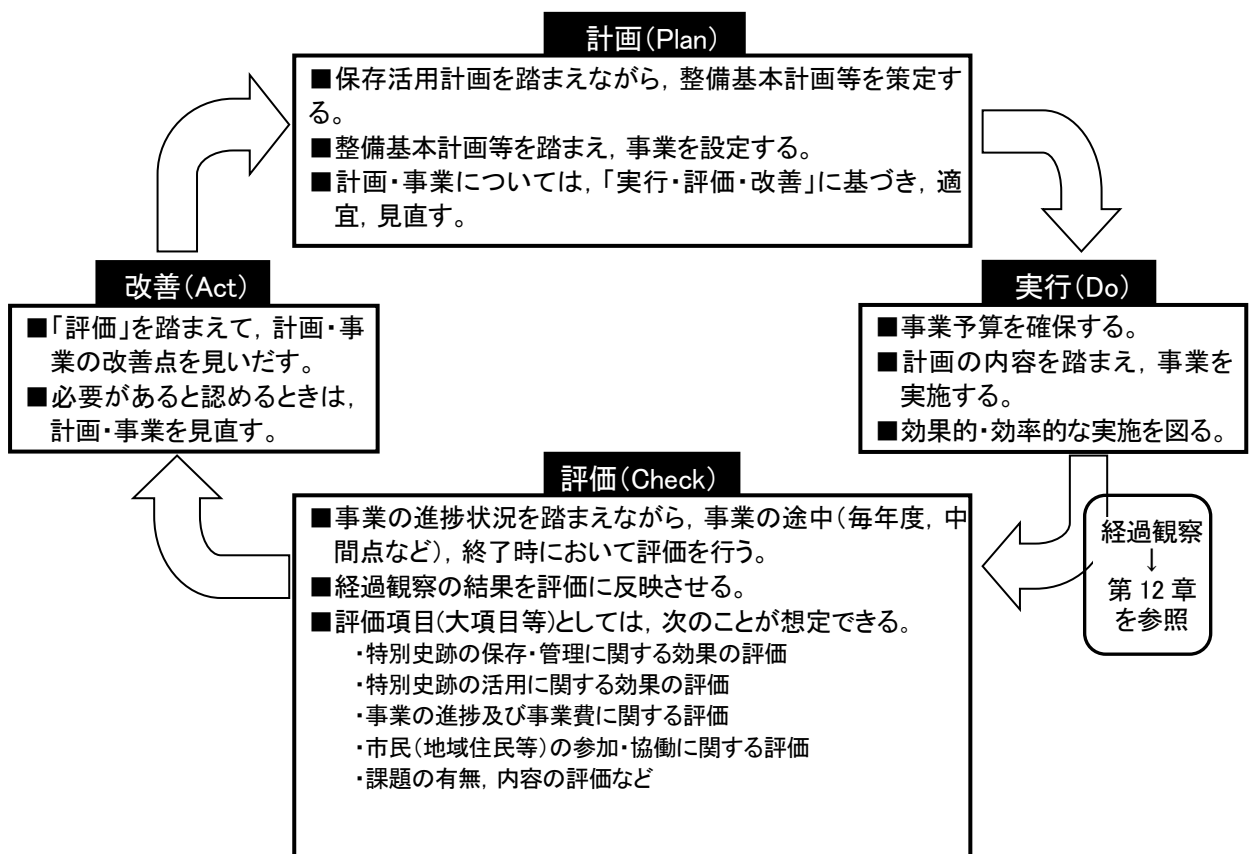


図 11-1 文化財に関わるPDCAサイクルのイメージ

第12章 経過観察

1 方向性

文化財を確実に保存し、有効に活用するためには、将来にわたり持続的・継続的に維持管理に取り組むとともに、計画的に整備や公開・活用などを行っていく必要がある。

このため、定期的・日常的に点検などを行うとともに、施策・事業を行った後は、各分野（保存（保存管理）、活用、整備、運営・体制）ごとに、経過観察を行い、施策・事業の個別的及び全体的な評価を行い、的確に改善し、次の施策・事業に反映させることとする。したがって、前章で示した計画・事業の進行管理（PDCAサイクル）を、実効性を持って行うための重要な部分を担うことになる。

この経過観察は、教育や観光、まちづくりなどの関係部局と連携しながら、文化財の担当である福山市教育委員会文化財課が中心となってい、廉塾ならびに菅茶山旧宅に関わる施策・事業の経過観察を全体的に取りまとめ、その結果（成果）の活用に努めることとする。

2 方法

経過観察の方法については、大きくは次の3段階で関係する担当部局が責任を持って行い、全体的な取りまとめは福山市教育委員会文化財課が行うこととする。

【経過観察の基本的な内容と手順（段階）】

○ステップ1：現状把握及び施策・事業の実施の状況の確認

- ・ 特別史跡の現状の把握
- ・ 実施事項と達成の可否、実施していない事項の確認



○ステップ2：実施した施策・事業の妥当性・効果の確認

- ・ 実施した施策・事業は円滑に進められているか、効果はどうかの確認・評価



○ステップ3：保存・活用の基本理念への寄与と課題の把握

江戸時代の教育・学問・文芸のあり方を今に伝える我が国文化の象徴（特別史跡）としての価値と魅力を引き出し、行政・市民・地域で守り、活かす」に、どの程度寄与しているかの評価



事業の見直し・改善、実効性のある展開（PDCAサイクルへの反映・活用）

こうした3つの段階（ステップ1～3）及び分野ごとに、経過観察の点検指標と確認等の方法、その期間・時期を設定する。

(1) 施策・事業の実施の状況の確認

廉塾ならびに菅茶山旧宅の現状（建造物、植栽、維持管理、利用など）を、必要に応じて特別史跡周辺を含めて把握する。

また、廉塾ならびに菅茶山旧宅に関わる施策・事業の実施の有無、実施していない事項の確認などを行う。

基本的な点検指標や点検・確認の方法、時期などについては、次のように設定する。今後、実際に経過観察を行うに際しては、この手法を基本に詳細な内容を設定し、それぞれに応じた経過観察シートなどを作成する。

表 12-1 施策・事業の実施の状況の確認に関する基本的指標と経過観察の手法（1／3）

分野	経過観察の基本的指標	経過観察の手法	
		点検・確認の方法	時期・期間
保存	1 指定地内の遺構、歴史的建造物が確実に保護されているか（き損の有無など） ・本質的価値を構成する要素 ・歴史的環境や背景を構成する要素	○文化財課，所有者による定期的な点検・記録（記録の集約・整理は文化財課：下記も同様） ○福山市文化財保護指導員による点検・記録	季節ごと（原則，4回／年）＋適宜対応 2回／年
	2 消火器・屋外消火栓・自動火災報知設備の点検	○文化財課による点検・記録	6ヶ月に1回（消防法及び同施行規則等）
	3 樹木・植栽は，どのような状況か ・樹木・植栽の生育状況 ・雑草の繁茂の状況 ・樹木・植栽の歴史的建造物や周辺への影響の状況（枝，落葉など）	○文化財課，所有者，福山市文化財保護指導員による定期的な点検・記録（記録の集約・整理は文化財課：下記も同様）	上記「1」と一体的に点検・記録
	4 指定地及びその周辺の環境美化の状況はどうか ・ゴミの散乱の有無 ・雑草の繁茂の状況	○廉塾ふれ愛ボランティア絆の会による点検及び清掃美化 ○上記「1」「3」での点検	定期的対応 上記「1」「3」と一体的に点検
	5 畑の耕作・管理及び関係する施設・設備（水道，水中ポンプなど）の状況はどうか	○廉塾ふれ愛ボランティア絆の会による耕作・点検	農作物の生育などに合わせた対応
	6 調査・研究は行われているか	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）
	7 管理団体指定・公有地化に向けた取組はどのようになっているか ・検討及び方針決定の状況 ・所有者等の意向把握，相談	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）
活用	1 来訪者・利用者数・団体（観光客等）はどのぐらいか	○観光ボランティアガイドによる把握 ○文化財課及び観光部局による把握 ○文化財課によるデータの集約・整理，経年変化の把握	観光客等の来訪に適宜対応 毎年又は毎年度による集計・整理（分析）
	2 学校教育や生涯学習の場として利用されているか	○観光ボランティアガイドによる把握 ○文化財課及び教育部局による把握	毎年又は毎年度による集計・整理（分析）

表 12-1 施策・事業の実施の状況の確認に関する基本的指標と経過観察の手法（2／3）

分野	経過観察の基本的指標	経過観察の手法	
		点検・確認の方法	時期・期間
活用（つづき）	3 ボランティアガイドの支援はどのように行われているか ・ボランティアガイドの養成 ・パンフレット等の作成支援 ・情報提供、連携 など	○文化財課及び観光部局等による確認	毎年度（年度末など）
	4 ボランティアガイドの受入体制（態勢）はどのような状況か ・人数、年齢構成 ・受入の条件 ・利用状況 など	○観光ボランティアガイド（神辺町観光協会）からの情報提供 ○文化財課及び観光部局等による確認	毎年度（年度末など）
	5 特別史跡の活用・普及啓発に関する情報の提供・発信を行っているか	○文化財課、観光部局による確認（文化財課による集約・整理）	毎年度（年度末など）
	6 菅茶山記念館の利用はどのようになっているか ・利用者数、団体数 ・利用者の属性（年齢層、性別など） ・特別史跡の利用の有無 など	○菅茶山記念館による把握 ○文化財課による集約・整理	毎年又は毎年度による集計・整理（分析）
	7 特別史跡と他の歴史文化遺産などをつないだ利活用は行われているか	○文化財課、教育部局、観光部局による確認	毎年度（年度末など）
整備：（主として）保存に関する整備	1 本質的価値を構成する要素（建物及びその他建造物）の保存修理は行われているか	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）
	2 本質的価値を構成する要素や周辺環境に影響（き損、生活環境の制約など）を及ぼす樹木等の整備（枝打ち、伐採など）は行われているか。 ・点検により必要性の把握⇒実施	○文化財課による必要性の把握⇒事業化及び実施の確認	毎年度（年度末など）
	3 防災に関わる設備を適切に整備・更新しているか ・消火器・屋外消火栓・自動火災報知設備	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）
	4 本質的価値を構成する要素である畑の耕作・管理のための施設・設備は、適切に整備・更新されているか ・水道設備、水中ポンプ ・用具庫 など	○廉塾ふれ愛ボランティア絆の会からの情報提供 ○文化財課による確認	毎年度（年度末など）
整備：（主として）活用に関する整備	1 地下遺構が確認できた場合は、その表現を学術的根拠に基づいて行っているか ・発掘調査による遺構の確認⇒遺構の表現の検討・実施	○文化財課による確認 ○専門家等による確認	毎年度（年度末など）…地下遺構を確認できた場合
	2 園路・広場、公開・活用及び便益施設等（休憩施設、トイレ、説明板など）は適切に整備・配置されているか	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）
	3 園路・広場、公開・活用及び便益施設等は、歴史的景観と調和しているか	○文化財課による確認 ○専門家等による確認	毎年度（年度末など）
	4 ガイダンス機能の整備状況はどうか ・菅茶山記念館、指定地内 ・ICTの活用 など	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）

表 12-1 施策・事業の実施の状況の確認に関する基本的指標と経過観察の手法（3／3）

分野	経過観察の基本的指標	経過観察の手法	
		点検・確認の方法	時期・期間
運営・体制の整備	1 保存（保存管理）・活用のための体制（態勢）は整っているか	○文化財課，関係部署による確認（文化財課による集約・整理）	毎年度（年度末など）
	2 市民や地域活動団体等への特別史跡をはじめとした文化財などに関わる情報の提供などは行われているか	○文化財課，関係部署による確認（文化財課による集約・整理）	毎年度（年度末など）
	3 市民や地域活動団体等との連携，協働の取組は行われているか	○文化財課，関係部署による確認（文化財課による集約・整理）	毎年度（年度末など）
	4 庁内の連携は図られているか	○文化財課，関係部署による確認（文化財課による集約・整理）	毎年度（年度末など）
	5 国・広島県との連携が図られているか	○文化財課による確認	毎年度（年度末など）

（2）実施した施策・事業の妥当性・効果の確認

実施した施策・事業は円滑に進められているか，効果はどうかの確認・評価を，次に示す基本的指標（視点）・方法をもとに行う。

ア 保存に関わる施策・事業の妥当性・効果

<基本的指標（視点）>

- 本質的価値を構成する要素である建造物の保存修理，遺構の保存の方法は適切であるか。
- 歴史的環境や背景を構成する要素である建造物の保存修理の方法は適切であるか。
- 自然環境・景観を構成する要素（樹木等）の整備の方法は適切であるか。
 - ・遺構や建造物のき損はないか。
 - ・周辺的生活環境などを制約していないか。
 - ・景観への影響（違和感）はないか。
- 調査・研究の方法や内容は適切であるか。
- 特別史跡の点検の方法や記録の整理，点検結果の活用・公開は適切であるか。

<点検・確認の方法など>

- 文化財課による確認・評価
- 外部評価：文化財保護審議会，特別史跡に関わる委員会，専門家
- 原則，毎年度，施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

イ 活用に関わる施策・事業の妥当性・効果

<基本的指標（視点）>

- 市民・来訪者等の特別史跡（文化財）に関する知識・理解，及び満足度は高まっているか。
- 特別史跡の来訪者・利用者は増えているか。
- ボランティアガイドやその利用は増えているか。
- 学校教育などでの学びの場として，効果を発揮しているか。
- 情報の提供・発信の方法や内容は適切であるか，効果を発揮しているか。
- 特別史跡の利用は適切に行われているか。
 - ・ルールを逸脱した行為はないか

- ・遺構等をき損していないか

＜点検・確認の方法など＞

- アンケート調査又はヒアリング調査の実施（3～5年程度の間隔での定期的な実施の検討）
- 文化財課及び関係部署による確認・評価
- 関係する地域活動団体等による確認・評価
- 外部評価：文化財保護審議会，特別史跡に関わる委員会，専門家
- 原則，毎年度，施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

ウ 整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

＜基本的指標（視点）＞

- 建造物の保存修理や遺構の表現は，適正に行われ，保存・活用に効果を発揮しているか。
- 建造物の保存修理は，本来の価値を回復しているか。
- 自然環境・景観を構成する要素（樹木等）の整備の方法は適切であるか。（再掲：「保存」を参照）
- 遺構の表現（展示，表示，復元）は，本質的価値の顕在化，来訪者等の理解につながっているか。
- 公開・活用のための施設などは，利用者の利便性・快適等に寄与しているか，また，遺構に影響を与えず，歴史的景観と調和しているか。

＜点検・確認の方法など＞

- アンケート調査又はヒアリング調査の実施（3～5年程度の間隔での定期的な実施の検討）
- 文化財課及び関係部署による確認・評価
- 関係する地域活動団体等による確認・評価
- 外部評価：文化財保護審議会，特別史跡に関わる委員会，専門家
- 原則，毎年度，施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

エ 運営・体制の整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

＜基本的指標（視点）＞

- 保存（保存管理）・活用の体制は適切か，効果を発揮しているか。
- 文化財に関する市民等への情報の提供や啓発，地域活動への支援などは，適切であるか，効果を発揮しているか。
- 市民，地域活動団体等との連携，協働の取組などは進んでいるか，効果を発揮しているか。
- 国，広島県との情報の共有化，連携の方法と内容は適切か。

＜点検・確認の方法など＞

- アンケート調査又はヒアリング調査の検討（3～5年程度の間隔での定期的な実施の検討）
- 文化財課及び関係部署による確認・評価
- 関係する地域活動団体等による確認・評価
- 外部評価：文化財保護審議会，特別史跡に関わる委員会，専門家
- 原則，毎年度，施策・事業の妥当性・効果を把握（分析）

(3) 保存・活用の基本理念への寄与と課題の把握

実施した施策・事業は基本理念「江戸時代の教育・学問・文芸あり方を今に伝える我が国文化の象徴（特別史跡）としての価値と魅力を引き出し、行政・市民・地域で守り、活かす」に、どの程度寄与しているかの評価を行う。

その方法としては、ステップ1、2の結果及び特別史跡に関わる委員会、その他学識経験者や地域活動団体等の意見を踏まえながら、文化財課が中心となって、関係課による協議・検討を行い総合的に評価・判断する。

また、評価の過程では、ブレインストーミングなどの手法を取り入れながら、関係課の担当者、若手職員による自由・闊達な意見の把握に努める。

なお、施策・事業を実施し、すぐに基本理念に寄与するとは限らず、時間をおいて効果を発揮する場合、施策・事業の積み重ねで効果が顕在化する場合があることから、3年後、5年後など、一定期間、間隔を空けながら、継続的に評価・判断する。

さらに、分野（基本的指標）ごとの個別的な評価、総合的な評価・判断を踏まえながら、積み残した課題、新たな課題を把握し、PDCAサイクルに反映・活用する。

特別史跡 廉塾ならびに菅茶山旧宅保存活用計画

発 行 日 2017 年（平成 29 年）3 月 31 日

編集・発行 福山市教育委員会

〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号

電話(084)928-1278 FAX : (084)928-1736

E-mail : bunkazai@city.fukuyama.hiroshima.jp